木材等の域内調達率向上へ向けた基礎調査委託業務

報告書

令和 2 年 3 月

tobimushi
森は地域の宝もの

株式会社トビムシ

目次

１．はじめに ……1

２．ニセコ町の現状・特性について……2

2-1．ニセコ町の現状・特性 ……2
2-1-1．位置・地勢……2
2-1-2．気候……3
2-1-3．人口動態 ……5
2-1-4．経済……6
2-1-5．観光客入込数……8
2-1-6．交通ネットワーク……9
2-2．ニセコ町の森林資源の現状……10
2-2-1．森林資源 ……10
2-2-2．ニセコ町有林の現地調査……27
2-2-3．ニセコ町の森林資源状況まとめ……31

３．第 1～3 次産業関連事業者ヒアリング ……32

3-1．ヒアリング実施事業者一覧……32
3-2．川上の事業者ヒアリング概要 ……34
3-2-1．山林所有者……34
3-2-2．森林整備・素材生産事業者……34
3-3．川中のヒアリング概要 ……36
3-3-1．製材所……36
3-4．川下のヒアリング概要 ……39
3-4-1．建設会社・工務店等……39
3-4-2．製作所等 ……41
3-5．ヒアリングより現状・ポテンシャル・課題のまとめ……42
3-5-1．地域周辺木材の流通状況について ……42
3-5-2．ニセコ町周辺の木材利用が期待できる建築需要や制度改正など ……43
3-5-3．現状・ポテンシャル・課題のまとめ ……52

４．地域インフラ並びに流通・域内調達率の高いモノ・サービスの調査 ……57

4-1．流通・域内調達率の高いモノ・サービスの調査……57
4-1-1．木材等……57
4-1-2．農産品等 ……59
4-1-3．流通・域内調達率の高いモノ・サービスの状況について ……63

５．域内調達率の高いモノ・サービスを対象とした地域ポイント導入可能性調査 ……64

5-1．域内周辺の地域通貨導入状況について ……64

5-1-1．綺羅ポイント（綺羅カード）……64
5-1-2．NISEKO Pay（ニセコペイ）……66
5-2．地域ポイント導入の可能性について……67
5-2-1．従来と最近の地域通貨・地域ポイントについて……67
5-2-2．共感コミュニティ通貨 eumo の実証実験状況……75
5-2-3．ニセコ町で導入する地域ポイントの導入可能性について……77
6．ニセコ町版地域商社の基本設計……78
6-1．ニセコ町版地域商社の基本設計……78
6-1-1．地域商社の方向性について……78
6-1-2．段階的展開、地域商社の将来の絵姿について……82
6-1-3．地域商社および木材流通の拠点の検討……84
6-2．今後の方向性について……86

１．はじめに

ニセコ町は、2018 年（平成 30 年）6 月 15 日に国から「ＳＤＧｓ未来都市」に選定され、さらに提案した『ＮＩＳＥＫＯ生活・モデル地区構築事業』についても、「自治体ＳＤＧｓモデル事業」に選定され、2018 年度にその事業構想を策定したところである。

ニセコ町は、環境モデル都市第 2 次アクションプランの取組を展開し、また別に策定した「ニセコ町ＳＤＧｓ未来都市計画」に基づき、「自治体ＳＤＧｓモデル事業」を牽引事業として、経済、社会、環境の 3 側面に統合的に取り組むことによって、持続可能なまちづくり（ＳＤＧｓ）をさらに推進している。他方、現在ニセコ町では林業・木材加工業従事者が少なく、将来的にも安定需要が見込まれるにもかかわらず、住宅建築における域内調達率は著しく低い。今般ＮＩＳＥＫＯ・生活モデル地区での街区を構成する上でも同調達率は重要な要素となることから、周辺林業・木材加工事業者とも連携しながら、域内調達率・循環率の向上を目的とした地域商社事業の創出を目指す。

本報告書は、ニセコ町が国に提案し「自治体ＳＤＧｓモデル事業」として選定された、『ＮＩＳＥＫＯ生活・モデル地区構築事業』について、「ＳＤＧｓ未来都市」ニセコ町として、域内調達率・循環率の向上を目的とした地域商社の設置に向け、木材を中心とした農林産品にとどまらず経済循環に資する様々なサービスを含めた域内調達率向上へ向けた基礎調査をとりまとめたものである。

2．ニセコ町の現状・特性について

本章では、ニセコ町の位置・地勢、気候、人口動態、経済、観光客入込、交通ネットワーク、森林資源、林業従事者等の現況・特性について整理した。

2-1．ニセコ町の現状・特性

2-1-1．位置・地勢

ニセコ町は、北海道の南西部、後志管内のほぼ中央部に位置しており、東に羊蹄山（1,898m）、北にスキーリゾートが広がるニセコアンヌプリ(1,308m)、南西に昆布岳（1,045m）と三名山に囲まれている波状傾斜の多い丘陵盆地である。ニセコ町全体の約 13.5%の面積を支笏洞爺国立公園とニセコ積丹小樽海岸国定公園が占めており、豊かな自然と多様な景観が形成されている。東西に 20km、南北に 19km の区域を持ち、町の中心には清流日本一に輝き、国内最大級の淡水魚イトウが生息する一級河川尻別川が流れ、これに昆布川、ニセコアンベツ川、真狩川などの中小河川が流れ込んでいる。

ニセコアンヌプリに広がるスキーリゾートエリアには町内外５つの国際的スキーリゾートがあり、豊富な降雪と良質なパウダースノーは世界的な評価を受け、国内外の多くの観光客を魅了している。さらに、温泉が豊富で温泉施設が 10 施設以上あり、それぞれ泉質が異なることは温泉地としての特徴、魅力と言える。

【図 2-1-1、2-1-2、2-1-3】ニセコ町の位置及び周辺状況について

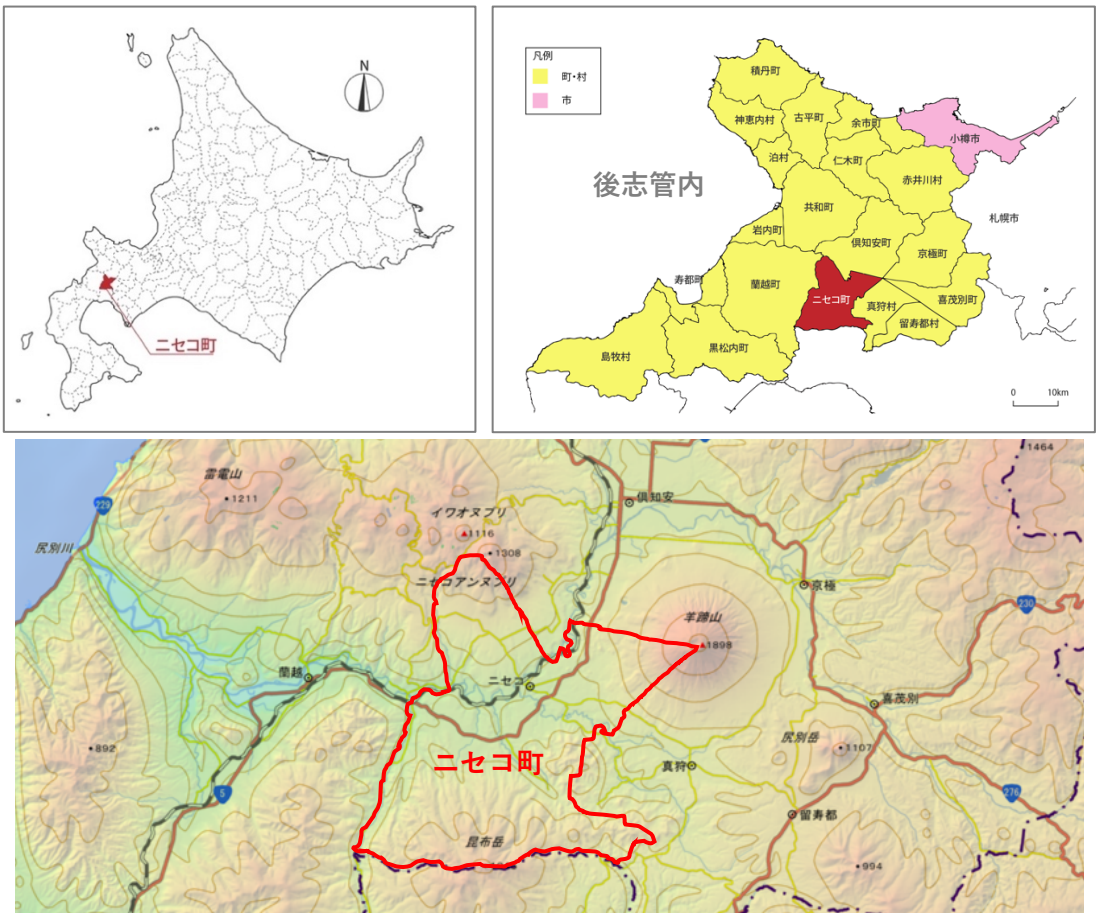

（出典｜国土地理院）

2-1-2．気候

（1）平均気温の推移

ニセコ町の平均気温は、2018 年（平成 30 年）で夏季の最高平均気温は 7 月で 20.6℃、冬季の最低平均気温は 2 月で―6.1℃、年間の平均気温は 7.4℃と一年を通して冷涼である。ここ数年の推移としては目立った変化は見られない。

【図 2-1-4】平均気温の推移

年間平均気温	
2014 年	6.9℃
2015 年	7.9℃
2016 年	7.3℃
2017 年	6.9℃
2018 年	7.4℃

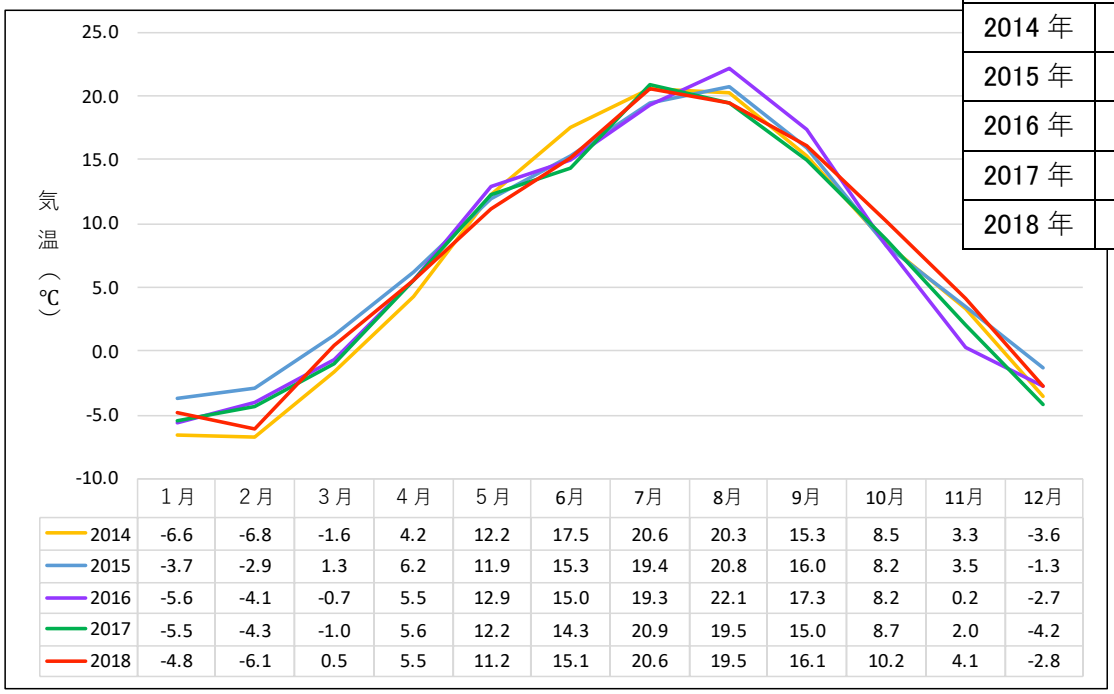

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
2014	-6.6	-6.8	-1.6	4.2	12.2	17.5	20.6	20.3	15.3	8.5	3.3	-3.6
2015	-3.7	-2.9	1.3	6.2	11.9	15.3	19.4	20.8	16.0	8.2	3.5	-1.3
2016	-5.6	-4.1	-0.7	5.5	12.9	15.0	19.3	22.1	17.3	8.2	0.2	-2.7
2017	-5.5	-4.3	-1.0	5.6	12.2	14.3	20.9	19.5	15.0	8.7	2.0	-4.2
2018	-4.8	-6.1	0.5	5.5	11.2	15.1	20.6	19.5	16.1	10.2	4.1	-2.8

（出典｜ニセコ町統計資料「数字で見るニセコ」2019 年 5 月版より）

（2）降水量

2017 年から 2019 年の 3 カ年における各月の平均降水量は下図【図 2-1-5】のとおりであり、1 月あたりの平均降水量は 126mm である。

【図 2-1-5】月別降水量（2017-2019 年の平均）

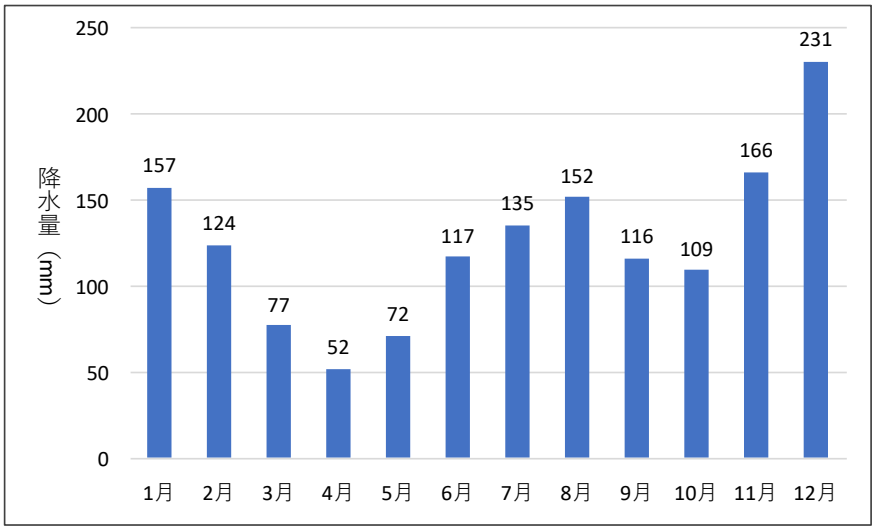

（出典｜気象庁倶知安特別地域観測場のデータを基に作成（2017-2019 年の平均））

（3）降雪量と最深積雪

降雪は、【図 2-1-6】【図 2-1-7】のとおり、11 月から 4 月までの 6 か月間にわたり、月平均降雪量は 3 カ年平均で 147cm である。

2018-19 年（平成 30 年 - 令和元年）における合計降雪量は 755.0cm、最深積雪は 154.0cm であった。2014-2019 年（平成 26 年 - 令和元年）での平均は、合計降雪量は 877.7cm、最深積雪は 148.8cm である。

【図 2-1-6】月別積雪量（2017-2019 年の平均）

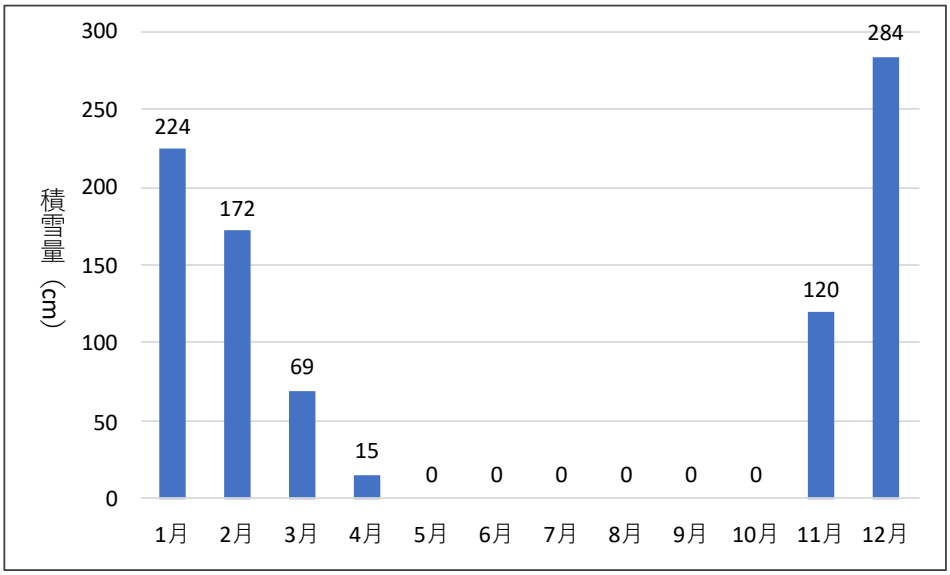

（出典｜気象庁倶知安特別地域観測場のデータを基に作成（2017-2019 年の平均））

【図 2-1-7】降雪量と最深積雪の変化

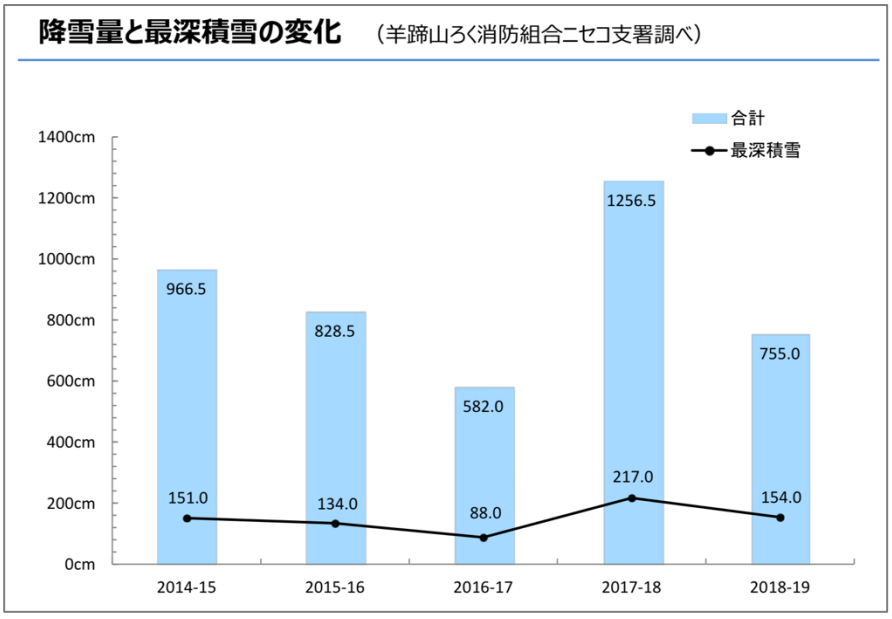

（出典｜ニセコ町統計資料「数字で見るニセコ」2019 年 5 月版より）

2-1-3．人口動態

（1）総人口、年齢 3 区分別人口

ニセコ町の総人口は、1955 年(昭和 30 年)の 8,435 人以降、減少傾向にあったが、1980 年(昭和 55 年)に 4,567 人で下げ止まり、それ以降は、おおむね増加傾向にある。2015 年(平成 27 年)の総人口は 4,958 人で、2010 年(平成 22 年)から 135 人の増となった。

年齢 3 区分別人口をみると、減少が続いていた年少人口は、2015 年(平成 27 年)に 63 人の増加へ転じた一方、ほぼ横ばいの傾向にあった生産年齢人口は、61 人の減となった。一方、高齢者人口は、増加が続いているものの、高齢化率は 27.0%と、全道平均(29.1%)及び全道町村平均(33.4%)より低い水準となっている。

【図 2-1-8】総人口及び年齢 3 区分別人口の 5 カ年ごとの推移

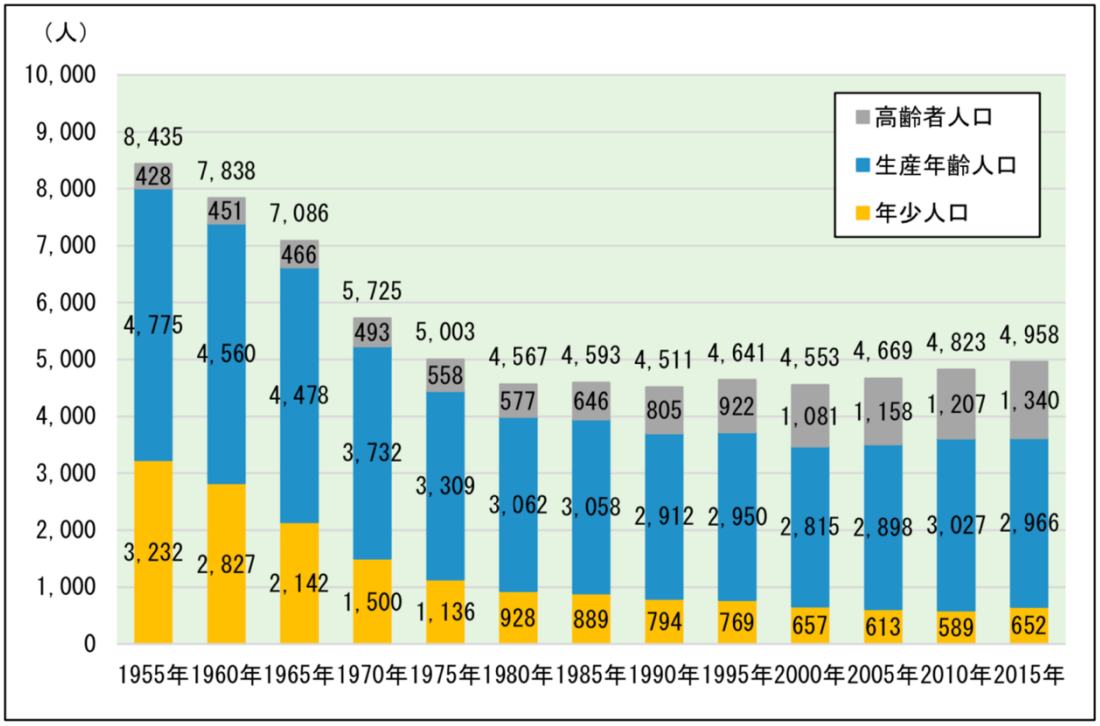

（出典｜第 2 期ニセコ町自治創生総合戦略（案）より）

また、住民基本台帳人口による日本人・外国人の住民登録数の推移をみると、日本人、外国人双方の人口が増加しており、外国人の定住化が進んでいることがわかる。

【図 2-1-9】日本人・外国人別人口の推移

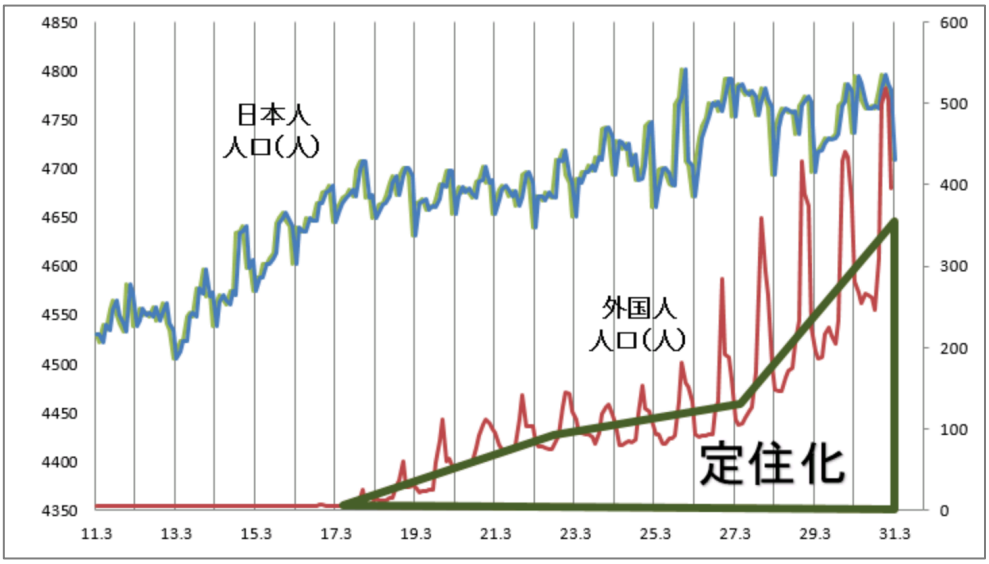

（出典｜ニセコ町 HP（1999 年から 2019 年までの人口推移））

2-1-4．経済

（1）産業別就業人口比率の全道比較

ニセコ町の産業は、農業、建設業、卸売業・小売業、飲食店・宿泊業の就業人口割合が高く、全道に比べると特に農業、飲食店・宿泊業の比率が高くなっており、この二つが主力産業と言える。

【図 2-1-10】産業別就業人口比率の全道比較（2015 年国勢調査）

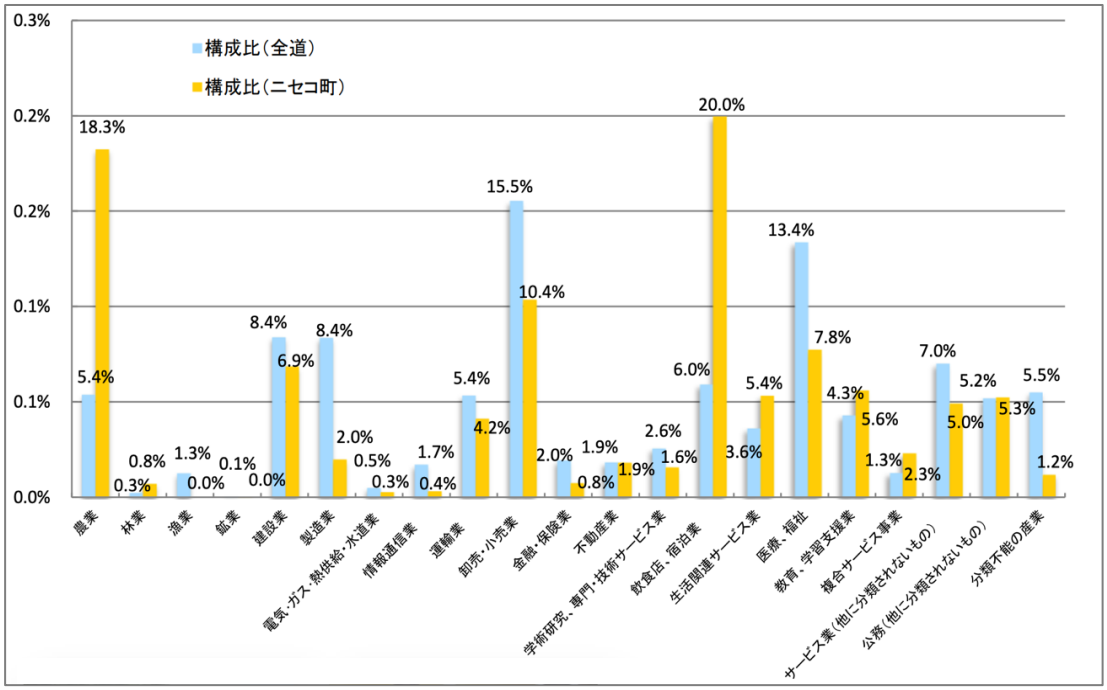

（出典｜ニセコ町統計資料「数字で見るニセコ」2019 年 5 月版より）

（2）経済循環状況

最新データ(2013 年(平成 25 年))によると、消費は町内へ流入(約 11 億円)している一方、民間投資は町外へ流出(約 13 億円)しているという現状が読み取れる。また、調達を町外に頼っており、特に、石油やガス、電気などのエネルギー代金として、約 14 億円もの資金が、町外に流出したことがわかる。

【図 2-1-11】地域経済循環構造（地域経済循環図）

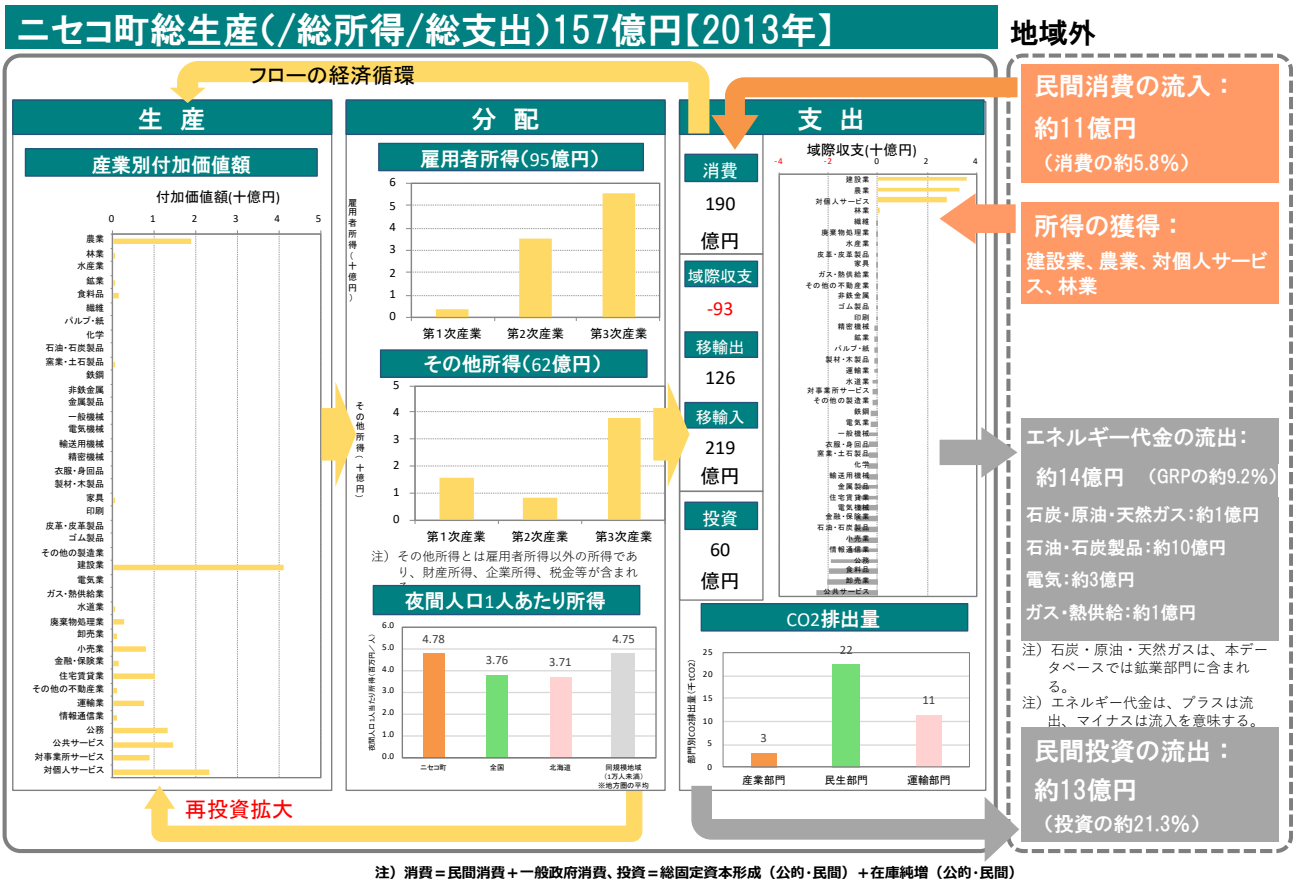

注）消費＝民間消費＋一般政府消費、投資＝総固定資本形成（公的・民間）＋在庫純増（公的・民間）

（出典｜第 2 期ニセコ町自治創生総合戦略（案）より引用）

また、町外から所得を稼いでいる産業は、建設業のほか、農業、娯楽業や飲食業、旅館業などを含む対個人サービス業のみである。町の基幹産業である農業と観光業が、まさに地域で強みのある産業となっている。

【図 2-1-12】産業別純移輸出額

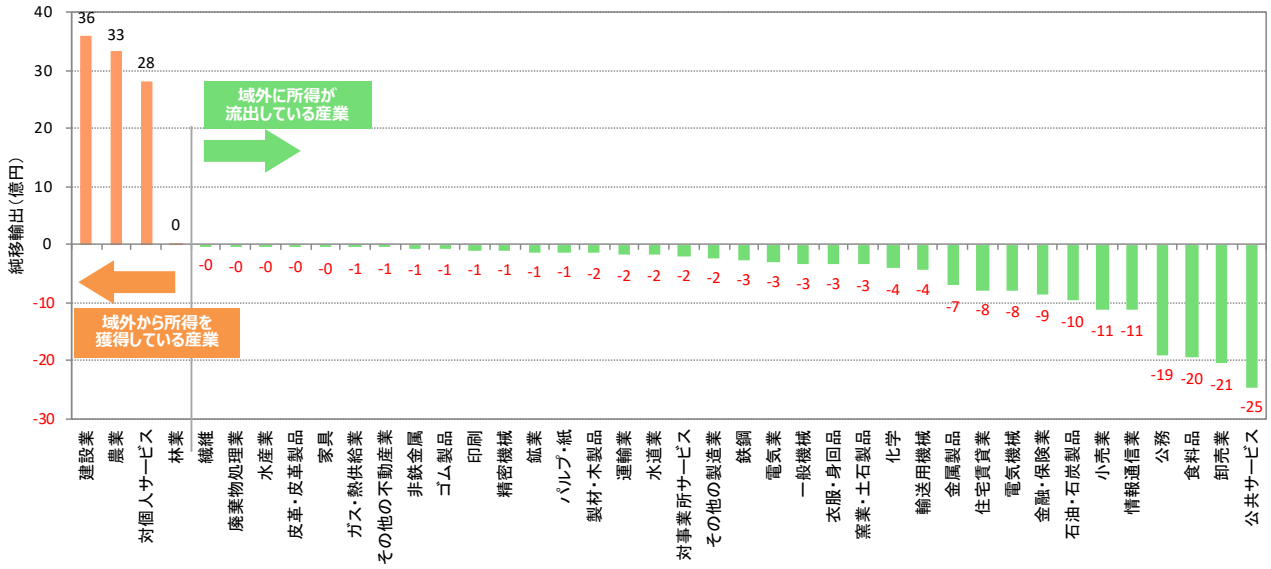

（出典｜第 2 期ニセコ町自治創生総合戦略（案）より引用）

2-1-5．観光客入込数

ニセコ町の観光客入込総数は、海外からの観光客や道の駅などの入込増加により上昇傾向が続く。季節で見ると、1999 年（平成 11 年）から夏と冬の入り込み数が逆転しており、かつてのスキー場中心であったニセコの観光に変化が見られたが、2014 年（平成 26 年）以降、パウダースノーをはじめとするスノーリゾートの魅力が再び注目を浴び、特に海外からの冬の入り込み数が増加し、夏冬拮抗した入込状況となっている。

【図 2-1-13】観光客入込数の推移（万人）

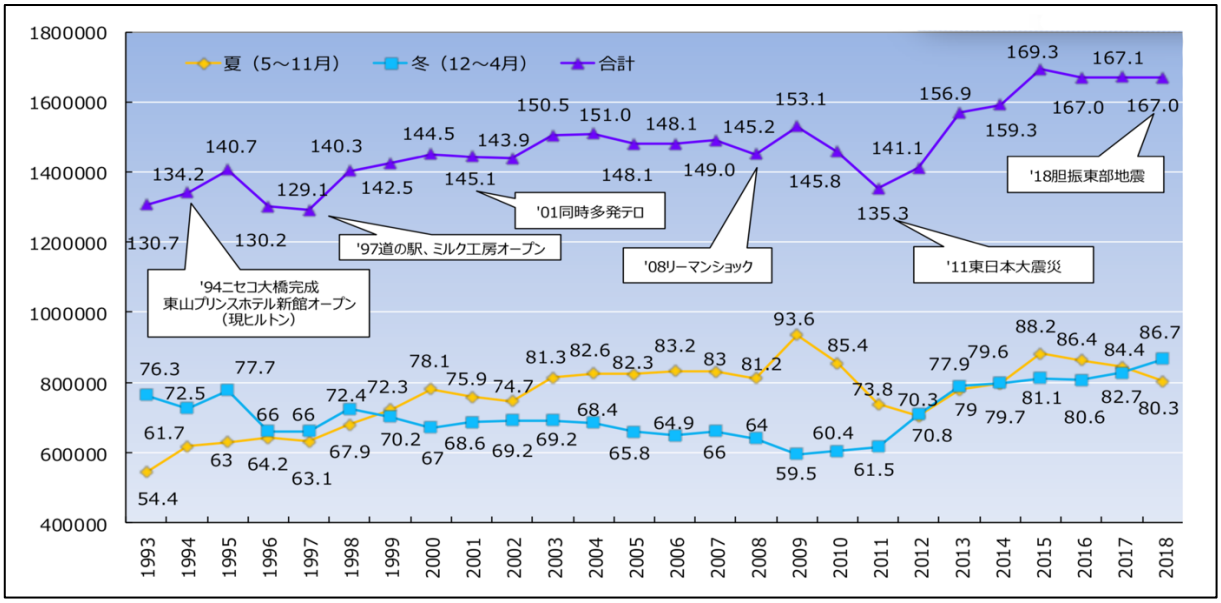

（出典｜ニセコ町統計資料「数字で見るニセコ」2019 年 5 月版より）

2-1-6．交通ネットワーク

札幌市、新千歳空港のある千歳市等とのアクセスは、新千歳空港・札幌駅から自動車で約 2 時間、鉄道・バスによるアクセスは運行本数が少なく 3 時間以上を要する。2030 年度末（令和 12 年度末）開通予定の北海道新幹線（新函館北斗―札幌）は、ニセコ町近隣では倶知安駅・長万部駅が開設予定となっている。

【表 2-1-1】自動車によるアクセス

道内主要都市から	所要時間（距離）	経路
札幌市から	約 2 時間（90km）	国道 230（中山峠を経由）→道道 97→道道 66
小樽市から	約 1 時間 30 分（74km）	国道 5
千歳市（新千歳空港）から	約 2 時間（106km）	道道 16→国道 276（美笛峠を経由）→道道 97→道道 66
倶知安町	約 20 分（14km）	国道 5

【図 2-1-14】交通ネットワーク状況

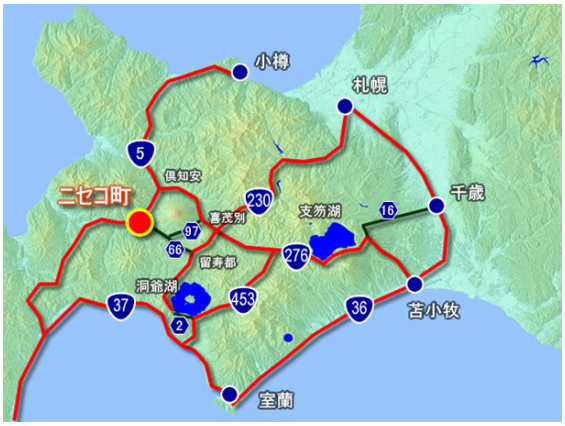

（出典｜ニセコ町 HP）

【図 2-1-15】北海道新幹線開設予定ルート

（出典｜北海道庁 HP）

2-2．ニセコ町の森林資源の現状

2-2-1．森林資源

（1）森林面積・割合

全国では総面積 3,780 万 ha のうち森林面積は 2,505 万 ha であり森林率は 66%、北海道では総面積 782 万 ha のうち森林面積は 554 万 ha であり森林率は 71%、ニセコ町では、総面積 19,713ha のうち森林面積は 13,265ha であり森林率 67%である。森林率は、ニセコ町は全国・北海道と概ね同等の 7 割程度である。

【表 2-2-1】全国の森林面積・割合

区分	面積(万 ha)	割合
森林	2,505	66%
その他	1,275	34%
総数	3,780	100%

（出典｜森林・林業統計要覧 2019 をもとに作成）

【図 2-2-1】全国の森林面積・割合

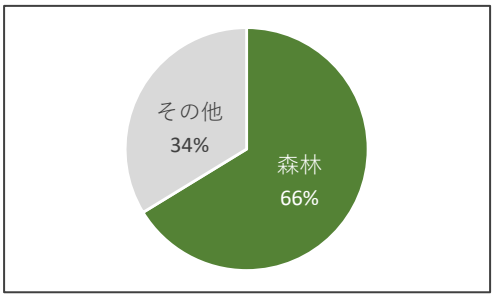

【表 2-2-2】全道の森林面積・割合

区分	面積（万 ha）	割合
森林	554	71%
その他	228	29%
総数	782	100%

（出典｜平成 29 年度北海道林業統計をもとに作成）

【図 2-2-2】北海道の森林面積・割合

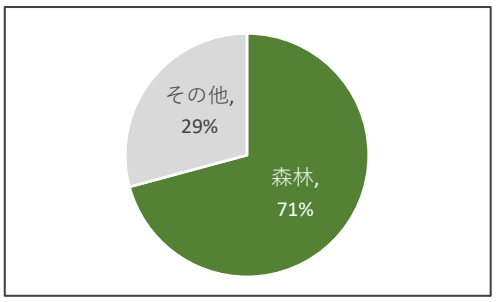

【表 2-2-3】ニセコ町の森林面積・割合

区分	面積(ha)	割合
森林	13,265	67%
その他	6,448	33%
総数	19,713	100%

（出典｜ニセコ町統計資料「数字で見るニセコ」

2019 年 5 月版のデータをもとに作成）

【図 2-2-3】ニセコ町の森林面積・割合

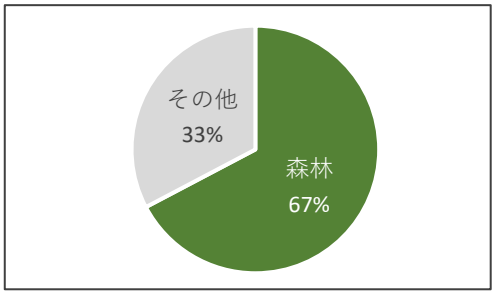

（２）林相別森林面積・割合

森林面積のうち、全国では、人工林は 1,020 万 ha（41%）、天然林は 1,348 万 ha（54%）、北海道では、人工林は 148 万 ha（27%）、天然林は 380ha（69%）で、ニセコ町では、人工林は 2,882ha（22%）で、天然林は 10,076ha（76%）となっている。北海道は、全国と比べて人工林率が低く天然林率が高い傾向にあり、ニセコ町は北海道よりも更に天然林率が高いことがわかる。

【表 2-2-4】全国の林相別森林面積・割合

区分	面積(万 ha)	割合
人工林	1,020	41%
天然林	1,348	54%
無立木地※	136	5%
総数	2,505	100%

（出典｜森林・林業統計要覧 2019 をもとに作成）

【図 2-2-4】全国の林相別森林面積・割合

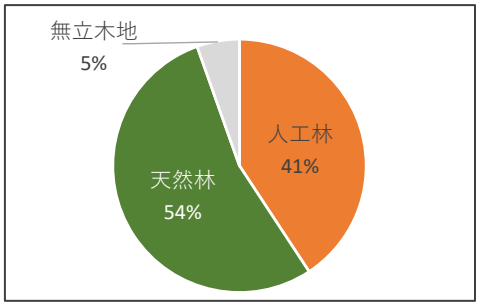

【表 2-2-5】北海道の林相別森林面積・割合

区分	面積(万 ha)	割合
人工林	148	27%
天然林	380	69%
無立木地※	25	5%
総数	554	100%

（出典｜平成 29 年度北海道林業統計をもとに作成）

【図 2-2-5】北海道の林相別森林面積・割合

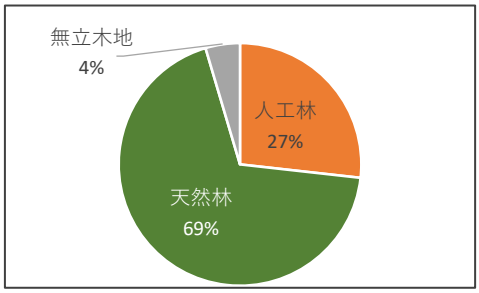

【表 2-2-6】ニセコ町の林相別森林面積・割合

区分	面積(ha)	割合
人工林	2,882	22%
天然林	10,076	76%
無立木地※	306	2%
総数	13,265	100%

（出典｜ニセコ町統計資料「数字で見るニセコ」

2019 年 5 月版のデータをもとに作成）

【図 2-2-6】ニセコ町の林相別森林面積・割合

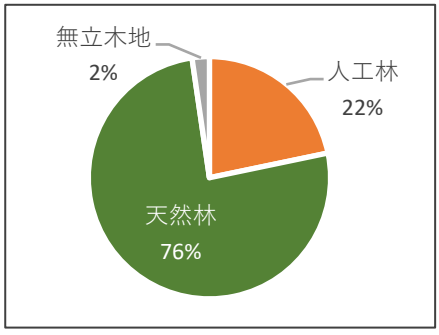

※伐採跡地、未立木地、竹林である

（3）所有者区分別面積・割合

全国では、国有林が 766 万 ha（31%）、民有林が 1,739 万 ha（69%）と民有林が 7 割を占めている。北海道では、国有林が 306 万 ha（55%）、道有林が 33 万 ha（6%）、その他私有林が 154 万 ha（28%）と国有林が 5 割以上を占めている。ニセコ町では、国有林はなく、道有林が 6,010ha（45%）、町有林が 589ha（5%）、私有林が 6,666ha（50%）となっている。国有林がないことが特徴であり、一方道有林が 5 割、私有林が 5 割近くを占める森林所有の構成となっている。

【表 2-2-7】全国の所有者区分別面積・割合

区分	面積(万 ha)	割合
国有林	766	31%
民有林※	1,739	69%
総数	2,505	100%

（出典｜森林・林業統計要覧 2019 をもとに作成）

【図 2-2-7】全国の所有者区分別面積・割合

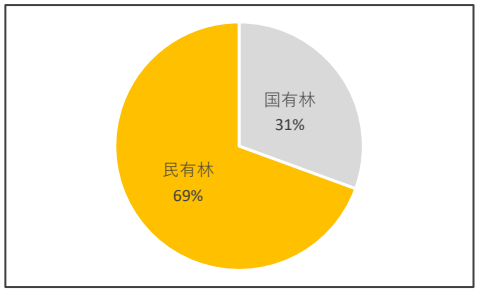

【表 2-2-8】北海道の所有者区分別面積・割合

区分		面積(万 ha)	割合
国有林		306	55%
民有林※	市町村有林	61	11%
	道有林	33	6%
	その他私有林	154	28%
	計	248	45%
総数		554	100%

（出典｜平成 29 年度北海道林業統計をもとに作成）

【図 2-2-8】北海道の所有者区分別面積・割合

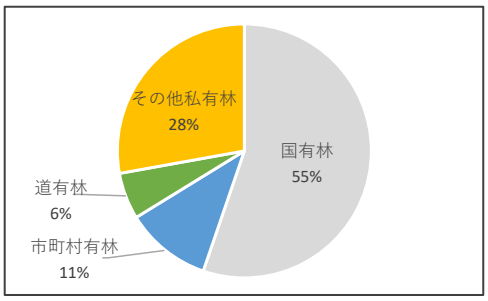

【表 2-2-9】ニセコ町の所有者区分別面積・割合

区分		面積(ha)	割合
国有林		0	0%
民有林※	町有林	589	5%
	道有林	6,010	45%
	私有林	6,666	50%
	計	13,265	100%
総数		13,265	100%

（出典｜ニセコ町統計資料「数字で見るニセコ」

2019 年 5 月版のデータをもとに作成）

【図 2-2-9】ニセコ町の所有者区分別面積・割合

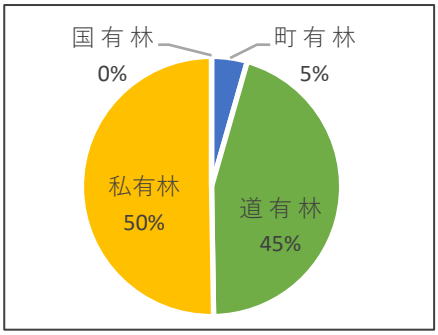

※国有林以外の自治体が所有する「公有林」と個人や企業が所有する「私有林」を合わせて民有林という区分けとなっている。

（4）ニセコ町の樹種構成

ニセコ町の人工林の樹種構成は、樹種別面積ではトドマツが 647.68ha と最も多く、次にカラマツが 502.36ha と続く。広葉樹の人工林も見られ、シラカバが 247.65ha を占めている。蓄積では、カラマツが 134,268 ㎥で最も多く、次にトドマツが 122,482 ㎥、シラカバが 45,186 ㎥と続く。面積ではトドマツの割合が高いが、蓄積ではカラマツの量が多くなっている。

【図 2-2-10】ニセコ町の人工林樹種別面積

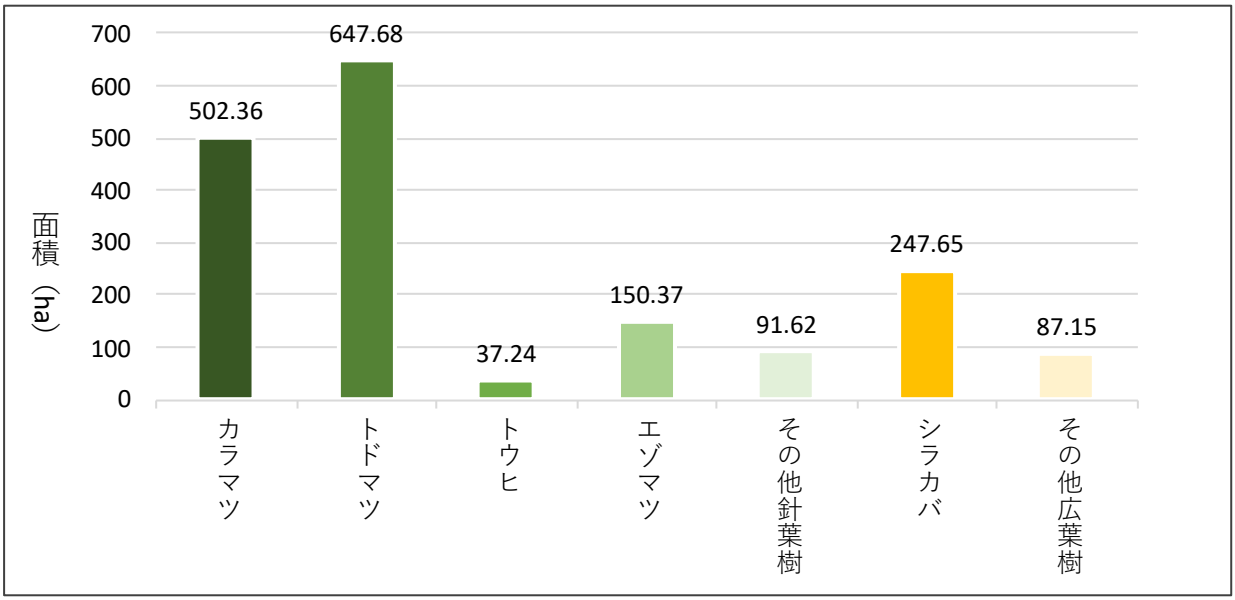

（出典｜後志総合振興局資料「林種・樹種・林相別森林資源構成表（2018 年 9 月 25 日）」のデータをもとに作成）

【図 2-2-11】ニセコ町の人工林樹種別蓄積

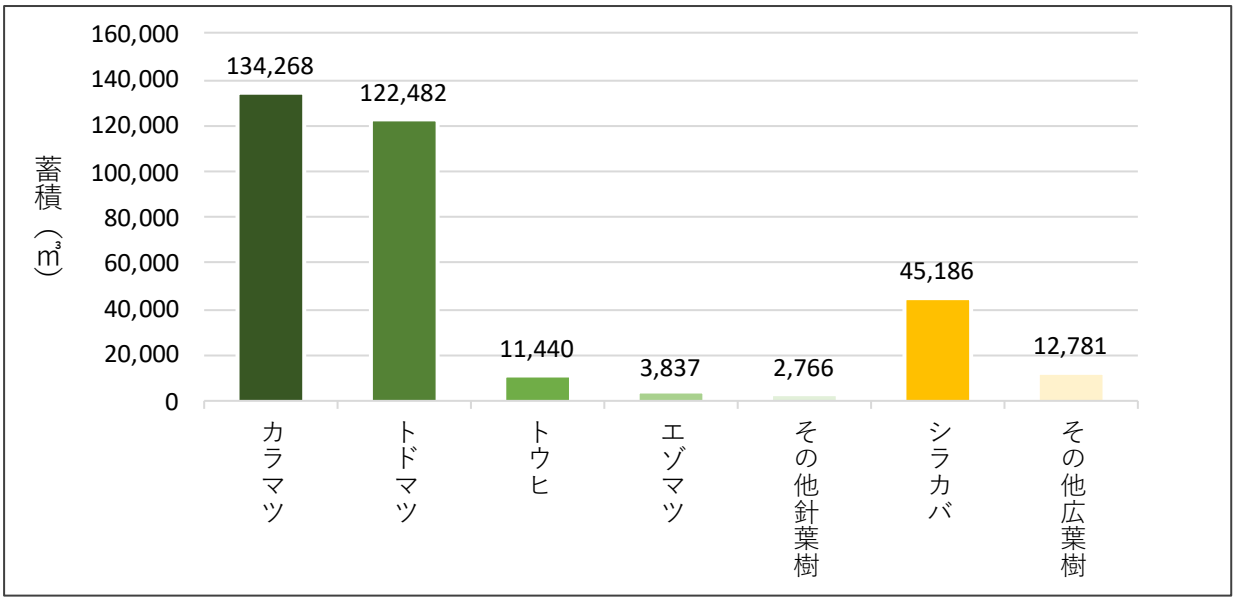

（出典｜後志総合振興局資料「林種・樹種・林相別森林資源構成表（2018 年 9 月 25 日）」のデータをもとに作成）

（５）ニセコ町　樹種別齢級別面積・蓄積状況

【人工林針葉樹】

面積・蓄積ともに、カラマツは 9 齢級～15 齢級（林齢 45~75 年）に、トドマツは 1 齢級～10 齢級（林齢 5~50 年）に、エゾマツは 3 齢級～6 齢級（林齢 15~30 年）に、それぞれ集中している。面積比率ではトドマツが多いが、蓄積ではカラマツの方が多くなっている。

【図 2-2-12】ニセコ町の人工林針葉樹樹種別齢級別面積

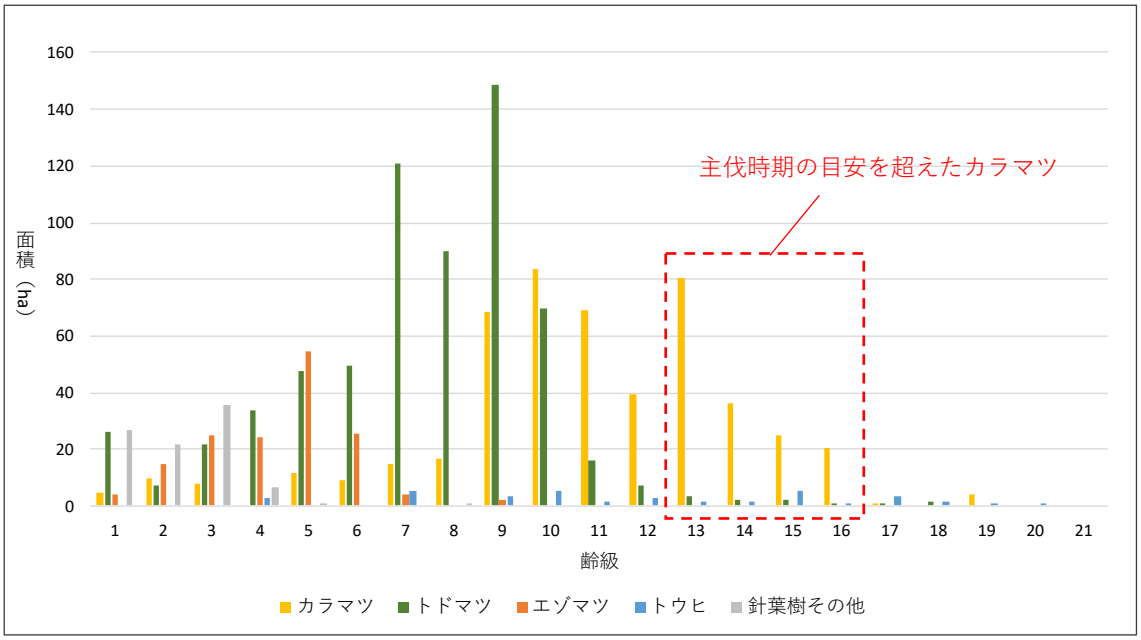

（出典｜後志総合振興局資料「林種・樹種・林相別森林資源構成表（2018 年 9 月 25 日）」のデータをもとに作成）

【図 2-2-13】ニセコ町の人工林針葉樹樹種別齢級別蓄積

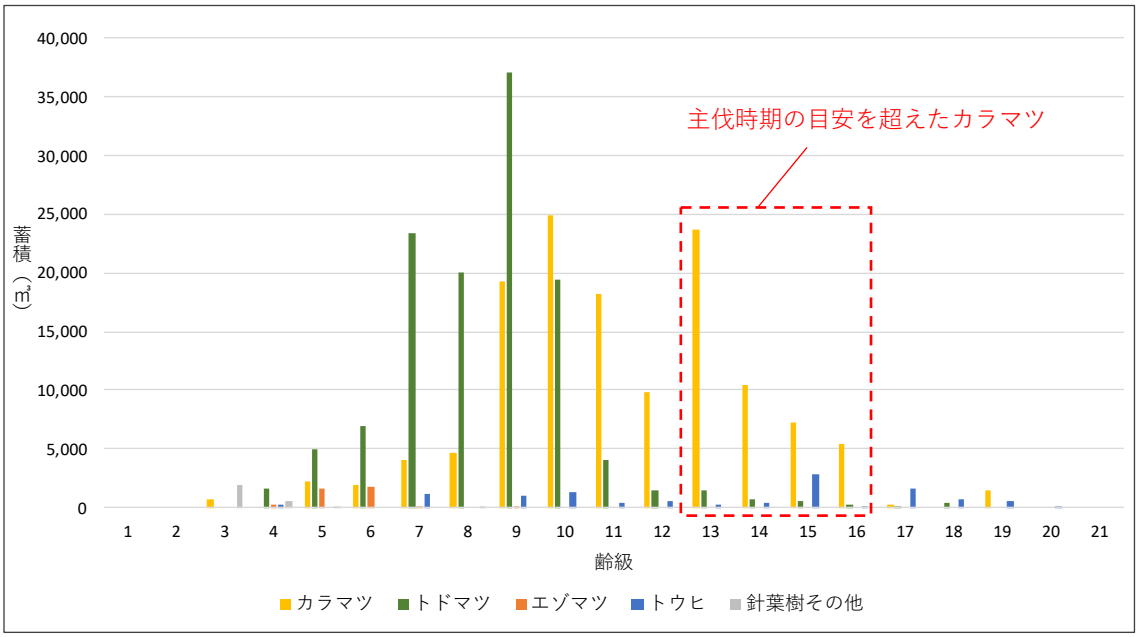

（出典｜後志総合振興局資料「林種・樹種・林相別森林資源構成表（2018 年 9 月 25 日）」のデータをもとに作成）

【人工林広葉樹】

シラカバは 4 齢級～7 齢級（林齢 20~35 年）に集中しており、伐期前の比較的若い林が面積・蓄積の大部分を占めている。

【図 2-2-14】ニセコ町の人工林広葉樹樹種別齢級別面積

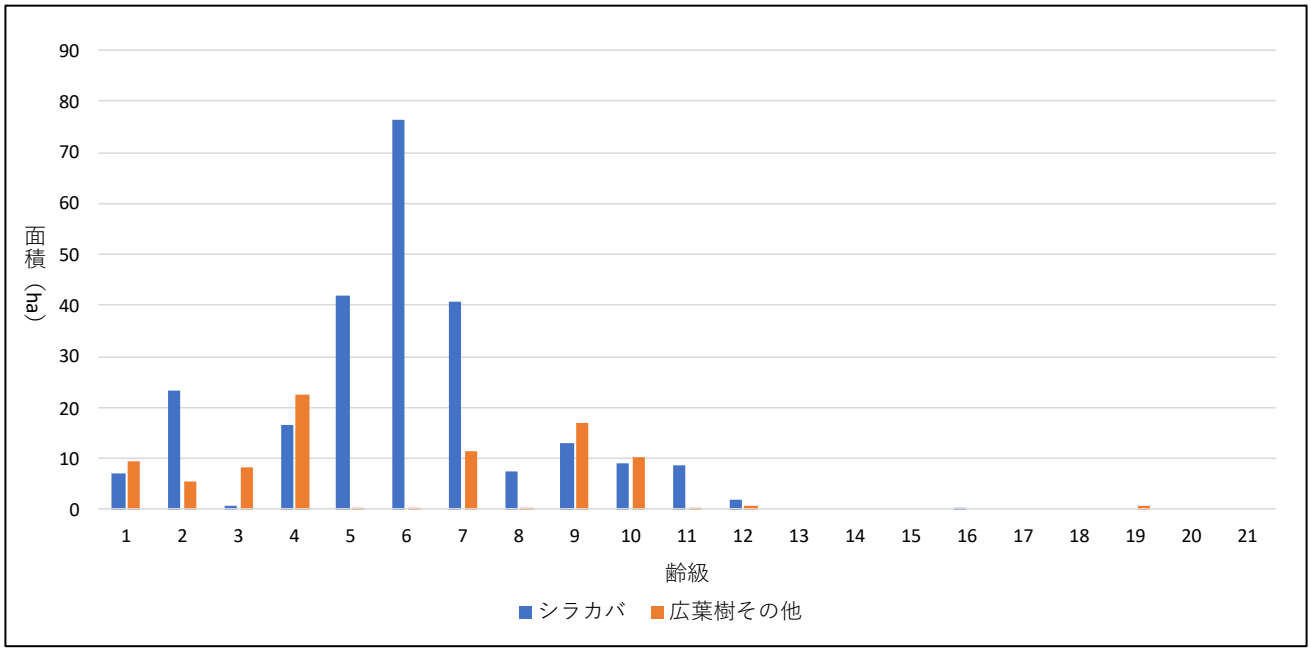

（出典｜後志総合振興局資料「林種・樹種・林相別森林資源構成表（2018 年 9 月 25 日）」のデータをもとに作成）

【図 2-2-15】ニセコ町の人工林広葉樹樹種別齢級別蓄積

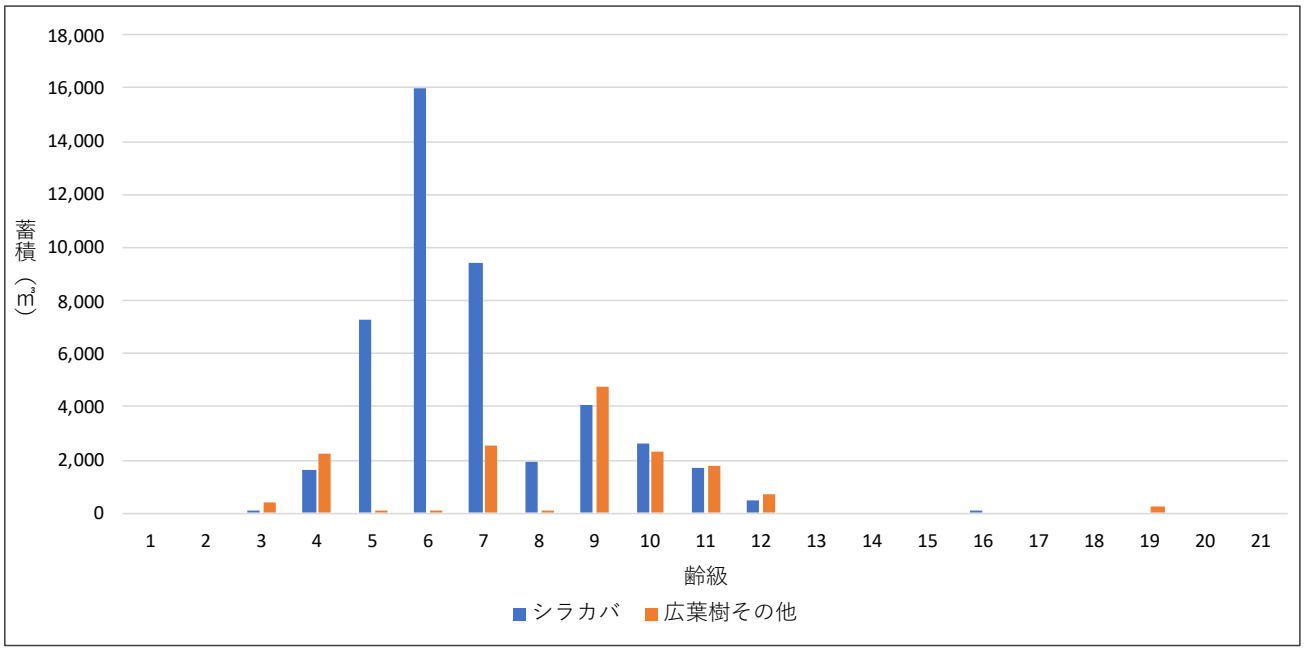

（出典｜後志総合振興局資料「林種・樹種・林相別森林資源構成表（2018 年 9 月 25 日）」のデータをもとに作成）

【天然林広葉樹】

天然林は広葉樹のみであり、6~19 齢級にかけて分布しており、1~5 齢級（樹齢 5~25 年）の面積が少ない。

【図 2-2-16】ニセコ町の天然林広葉樹齢級別面積

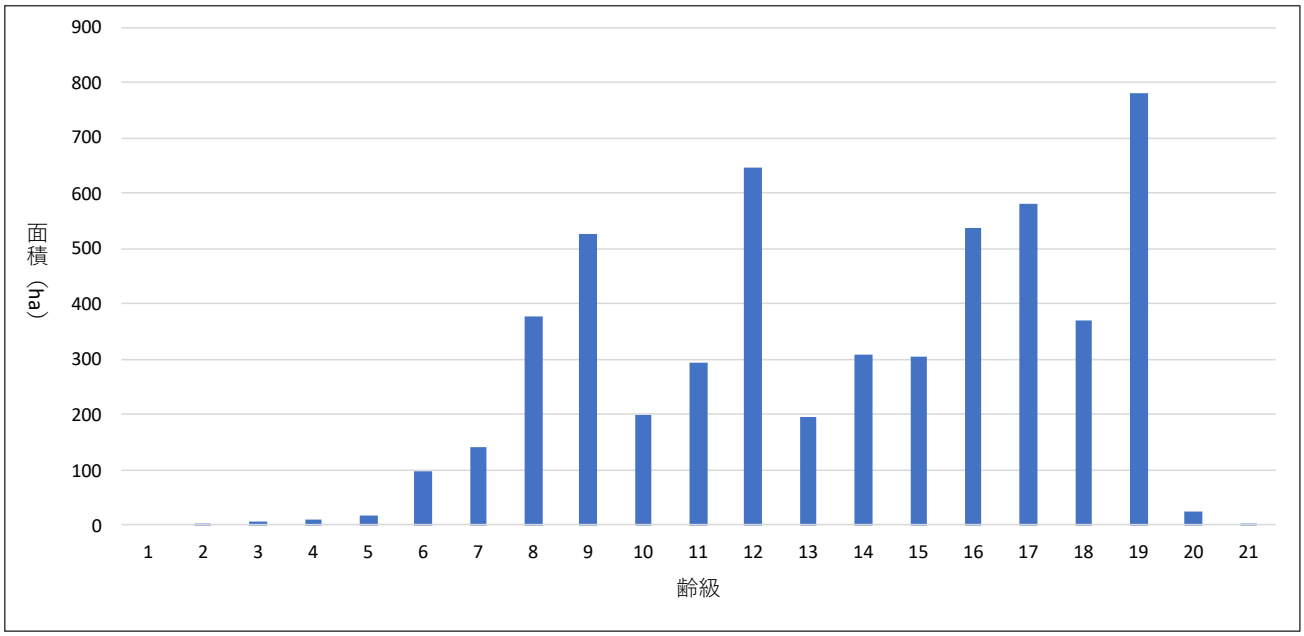

（出典｜後志総合振興局資料「林種・樹種・林相別森林資源構成表（2018 年 9 月 25 日）」のデータをもとに作成）

【図 2-2-17】ニセコ町の天然林広葉樹齢級別蓄積

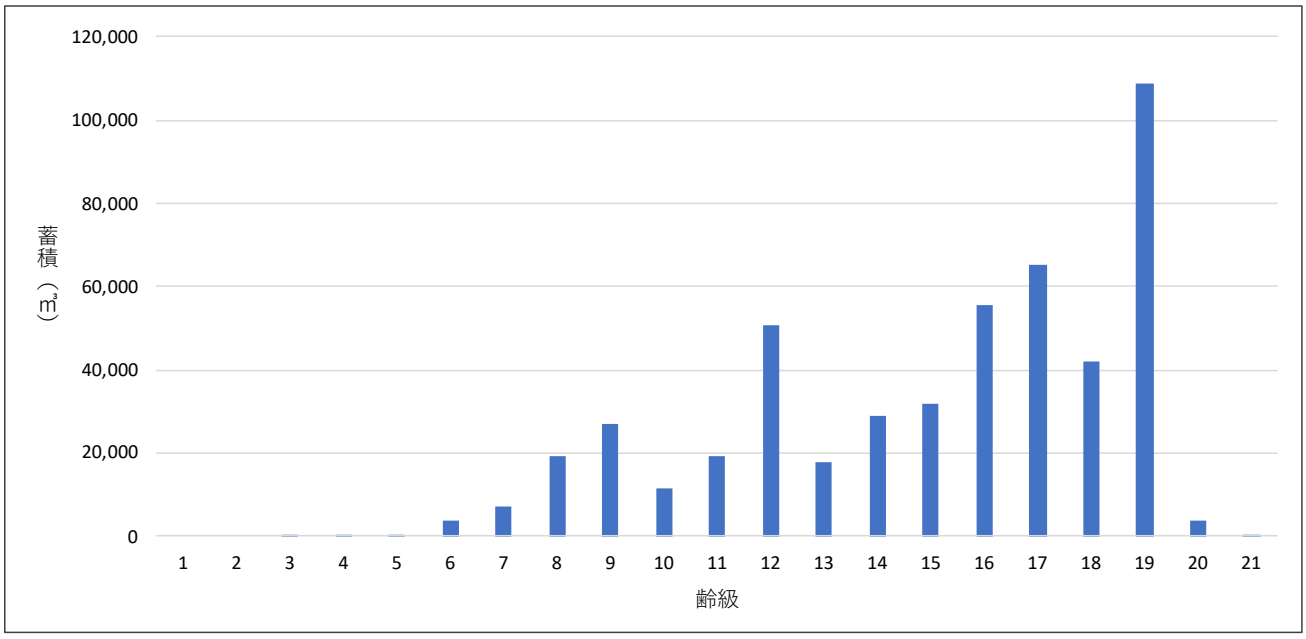

（出典｜後志総合振興局資料「林種・樹種・林相別森林資源構成表（2018 年 9 月 25 日）」のデータをもとに作成）

なお、ニセコ町森林整備計画で示されている標準伐期齢及び主伐可能な時期の目安を整理すると以下の通りである。

※（参考 1）ニセコ町森林整備計画における樹種別の立木の標準伐期齢

【表 2-2-10】樹種別の立木の標準伐期齢

樹種		標準伐期齢（年）
人工林	エゾマツ・アカエゾマツ	60
	トドマツ	40
	カラマツ	30
	その他針葉樹	40
	カンバ・ドロノキ・ハンノキ（天然林を含む。）	30
	その他広葉樹	40
天然林	主として天然下種※2 によって生立する針葉樹	60
	主として天然下種※2 によって生立する広葉樹	80
	主としてぼう芽によって生立する広葉樹※3	25

※1　標準伐期齢は、地域の標準的な立木の伐採(主伐)の時期に関する指標として定められるものであり、森林経営計画の認定基準や、保安林の伐採における適否判定基準等に利用される。なお、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではなく、この林齢より若くしての伐採を抑制するためのものである。

※2　もともとそこにあった樹木の落下種子のこと。

※3　「主としてぼう芽によって生立する広葉樹」とは、薪炭材、ほだ木等の原木生産を目的として、ぼう芽によって更新を図る広葉樹のこと。ぼう芽更新とは、樹木の伐採後、残された根株の休眠芽の生育を期待して森林の再生を図る方法である。

（出典｜ニセコ町森林整備計画（平成 25 年 3 月策定）より引用）

※（参考 2）ニセコ町森林整備計画における「人工林の主要な樹種の主伐時期の目安」

木材等資源の効率的な循環・利用を考慮して、伐採時期の多様化・長伐期化を図るなど、生産目標に応じた林齢で伐採することを前提に、人工林の主要な樹種の主伐時期について示した目安である。

【表 2-2-11】人工林の主要な樹種の主伐時期の目安

樹種	生産目標	仕立て方法	主伐時期（年）
カラマツ	一般材生産・30cm	中庸仕立て	60
トドマツ	一般材生産・30cm	中庸仕立て	60

（出典｜ニセコ町森林整備計画（平成 25 年 3 月策定）より引用）

※（参考 3）長伐期施業を推進すべき森林での主伐時期の目安

長伐期施業を推進すべき森林では、森林整備計画の実施基準として、主伐可能な林齢を次の通りとする必要がある。

【表 2-2-12】長伐期施業を推進すべき森林での主伐時期の目安

樹種		主伐可能な林齢（年）
人工林	エゾマツ・アカエゾマツ	96 年以上
	トドマツ	64 年以上
	カラマツ	48 年以上
	その他針葉樹	64 年以上
	カンバ・ドロノキ・ハンノキ（天然林を含む。）	48 年以上
	その他広葉樹	64 年以上
天然林	主として天然下種によって生立する針葉樹	96 年以上
	主として天然下種によって生立する広葉樹	128 年以上

（出典｜ニセコ町森林整備計画（平成 25 年 3 月策定）より引用）

（6）ニセコ町に関わる林業団体

ニセコ町にはかつてニセコ町森林組合という林業団体が存在したが、1964 年に解散している。現在は、南しりべし森林組合が町有林及び組合員の私有林を、羊蹄林産協同組合が道有林を管理している（ようてい森林組合の事業区域にニセコ町が含まれているが、ニセコ町の組合員はいない。）。これら林業団体の沿革と現在の組合概要について整理した。

ニセコ町森林組合（狩太村森林組合）

日付	内容
1942 年（昭和 17 年）	狩太村森林組合（ニセコ町森林組合の前身）が、3 月 29 日に設立。
1950 年（昭和 25 年）	町制施行し、狩太村は狩太町となる。
1955 年～1965 年（昭和 30 年代後半）	立木の大量伐採が禍いして原木の出荷数極端減。その上、土地の高騰につけこむ不動産業者の甘い勧誘の増加により林業経営に見切りをつけて転売する組合員が増え経営逼迫。
1964 年（昭和 39 年）	狩太町はニセコ町に改称。（同時期に森林組合も改称されたものと推測される。）
1966 年（昭和 41 年）	3 月、ニセコ町森林組合の解散を決定。造林事業を隣接の蘭越・京極両森林組合に依頼し、林業者への指導は町にゆだねて解散した。

（出典｜ニセコ町百年史より引用）

南しりべし森林組合（蘭越町森林組合、南尻別村森林組合）

日付	内容
1942 年（昭和 17 年）	南尻別村森林組合が、3 月 3 日に設立。
1954 年（昭和 29 年）	南尻別村を蘭越村と改称、同時に町となる。（同時期に森林組合も改称されたものと推測される。）
1966 年（昭和 41 年）	（ニセコ町森林組合が解散）
1998 年（平成 10 年）	蘭越町森林組合と黒松内森林組合が合併し、南しりべし森林組合が設立。

【現在の組合概要】

所在地　　｜本所：蘭越町　支所：黒松内町
職員数　　｜12 人（臨時職員含む）
森林管理班｜15 人（5 班）
組合員数　｜738 人（内准組合員 6 名）
出資金　　｜14,179 万円
事業区域　｜島牧村・寿都町・黒松内町・蘭越町・ニセコ町・（共和町）・（喜茂別町）

（出典｜南しりべし森林組合 HP、北海道 HP「平成１０年度以降の森林組合の合併状況」、蘭越町 HP より引用）

ようてい森林組合（京極町森林組合、京極村森林組合）

日付	内容
1910 年（明治 43 年）	倶知安村より分村、東倶知安村と称する。
1940 年（昭和 15 年）	4 月 1 日、京極村に改称。
1942 年（昭和 17 年）	京極村森林組合が、1 月 17 日に設立。
1962 年（昭和 37 年）	5 月 1 日町制施行、京極町となる。
1966 年（昭和 41 年）	（ニセコ町森林組合が解散）
1984 年（昭和 59 年）	京極町森林組合事務所建築のすべてをカラマツ材使用。
1987 年（昭和 62 年）	京極町森林組合に真狩村森林組合が吸収合併。
2001 年（平成 13 年）	京極町森林組合、倶知安町森林組合、留寿都村森林組合が合併し、ようてい森林組合が設立。
2006 年（平成 18 年）	ようてい森林組合に、共和町森林組合・北後志森林組合が吸収合併。

【現在の組合概要】

所在地　｜本所：京極町　その他：倶知安事業所、北後志事業所

職員数　｜34 人

組合員数｜正組合員数 1055 人、准組合員数 125 人、計 1180 人

出資金　｜1 億円

事業区域｜京極町、倶知安町、ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、共和町、岩内町、泊村、神恵内村、積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村、小樽市

（出典｜ようてい森林組合 HP、北海道 HP「平成１０年度以降の森林組合の合併状況」、京極町 HP より引用）

羊蹄林産協同組合

日付	内容
1967 年（昭和 42 年）	道有林施業の受託が個人でできなくなる事になり、これに対応する組合の設立総会が行われた。3 月 24 日に設立。 設立総会には、後志、渡島、胆振 3 支庁管内の製材業者が参集。

【現在の組合概要】

所在地　｜蘭越町

職員数　｜11 人

組合員数｜8 事業者

事業区域｜後志総合振興局　道有林後志管理区

（出典｜ニセコ町百年史より引用）

（出典｜羊蹄林産協同組合提供資料より）

（7）町有林の沿革、森林整備状況

①町有林の沿革

ニセコ町の町有林は、これまでどのような経緯で現在の位置・規模になったのか、町有林の所有及び経営の沿革について資料調査した。

【表 2-2-13】町有林の沿革

団地名	所在地		面積	沿革
	字	地番		
桂台	桂台	238 番 外 3 筆	32.08 町	昭和 15 年国有未開地処分法により植樹目的で買受ける ・伐採関係　昭和 29 年、 2 林班 13 小班、 3 林半 3 小班を皆伐する ・造林関係　昭和 32 年上記小林班にトドマツ造林
峠第一	峠	8 番 外 13 筆	206.42 町	明治 42 年国有未開地処分法により植樹目的で購入 ・伐採関係　昭和 22 年頃 50ha 位皆伐する ・造林関係　昭和 26、27 年上記伐採地 35ha にカラマツを造林するが野鼠被害で失敗、30,31 年カラマツ 7.5ha、トドマツ 10.5ha 造林
峠第二	峠	72 番 外 14 筆	263.93 町	昭和 25 年自農法により牧野目的で買受ける ・伐採、造林ともになし
	峠	155 番 外 8 筆	96.08 町	昭和 25 年自農法により牧野目的で買受ける ・伐採関係　昭和 29 年伐採作業施工する ・造林関係　なし
ニセコ	ニセコ	448 番 外 4 筆	20.85 町	昭和 6 年民有地との交換により入手する ・伐採、造林関係なし
合計			619.36 町	

※平成 12 年度（2000 年度）までの全容を集録編纂した内容である為、必ずしも現在の町有林の位置・面積と一致しない。

（出典｜ニセコ町百年史より引用）

ニセコ町の町有林は、明治 42 年（1909 年）国有林未開地処分法により購入した峠地区の 206ha をはじめ、昭和 6 年（1931 年）民有地との交換で得たニセコ地区の 20ha など、①桂台、②峠第一、③峠第二、④ニセコの 4 団地に造成されている。

②町有林の森林整備状況

町有林の中には、保安林に指定されている箇所も多い。保安林は間伐の方法や限度など、定められている施業要件の範囲内であれば許可または届出をすることにより、間伐を行うことが可能であるが、間伐は認められていないとの誤解からか、これまで間伐がされていなかった模様である。近年は、4~5 年前から順次間伐を行なっている状況であるが、受注者（南しりべし森林組合）が採算性を勘案しつつ施業箇所を毎年選定して実施しており、森林更新を見据えた計画的な管理も行われてこなかったのが実態である。

（８）その他ニセコ町内の森林状況

1970 年代から 80 年代にかけて、開発の見込みがほとんどない原野や山林を時価の何倍もの価格で売りつける「原野商法」が相次いだ。ニセコ町内にも、それにより分譲地のように細分化された地主不在や所有者不明の森林が多数あり、適切な管理が行われないまま放置された状態が続いている。また、これらの森林は町有林及び私有林の間に点在しているため、整備を進めるにあたり、森林の集約化・団地化が難しい状況となっている。

（９）林業従事者数

全国の林業従事者の数は長期的に減少傾向で推移しており、2015 年（平成 27 年）の国勢調査の結果では 4 万 5 千人となっている。また、高齢化率（65 歳以上の割合）は 25％で、全産業平均の 13％に比べると高い。一方、若年者率（35 歳未満の割合）は、全産業が減少傾向にあるのに対し、林業では 1990 年（平成 2 年）以降増加傾向で推移し、2015 年（平成 27 年）には 17％となっている。なお 2005 年（平成 17 年）以降の高齢化率が減少傾向で推移しているのは、「緑の雇用」事業※1 により新規労働者数の確保がなされたことが要因である。

【図 2-2-18】全国の林業従事者の推移

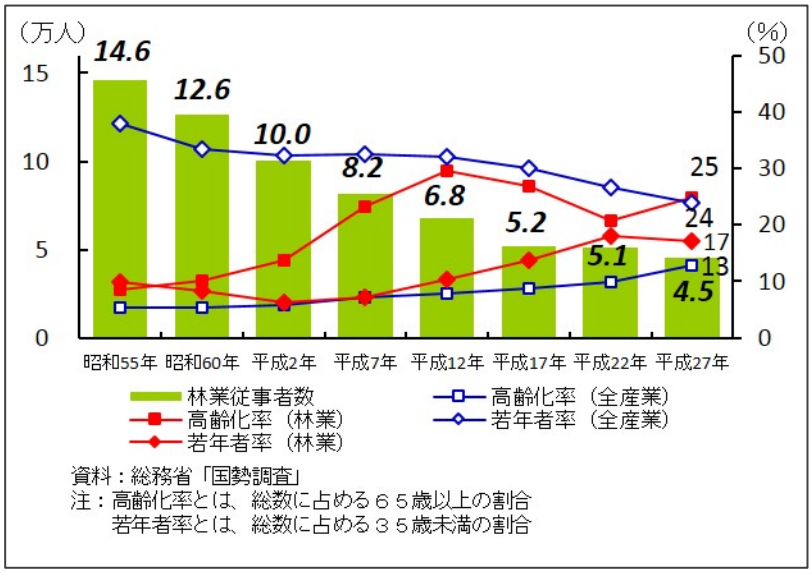

（出典｜林野庁 HP より）

※1　緑の雇用事業とは

林野庁が、「林業労働力の確保の促進に関する法律」に基づき都道府県知事の認定を受けた林業事業体に対し、新規就業者を雇用して行う研修等に必要な経費を支援するもの。「トライアル雇用研修」、「林業作業士（フォレストワーカー）研修」等を支援する「緑の雇用」新規就業者育成推進事業、「現場管理責任者（フォレストリーダー）研修」、「統括現場管理責任者（フォレストマネージャー）研修」等を支援する現場技能者キャリアアップ・林業労働安全対策の 2 つの事業により構成されている。

一方、北海道の林業従事者数は、2005 年度（平成 17 年度）を底に少しずつ増加しており、若返りも進んでいる。人工林が利用期を迎え素材生産業者が増加したことや、道では国、市町村と連携し、季節労働者の通年雇用化に 2004 年度（平成 16 年度）から取り組んでいる※2 ことが主な要因である。

※2　季節労働者の通年雇用促進支援事業について
　道では国、市町村と連携し、冬期間に離職を余儀なくされる季節労働者等の通年雇用を促進するための通年雇用促進事業を実施している。支援内容は、「雇用確保に係る事業」「就職促進に係る事業」「地域自ら実施する取組に係る事業」「職場体験実習に係る事業」により構成されている。

【図 2-2-19】北海道の林業従事者数の推移

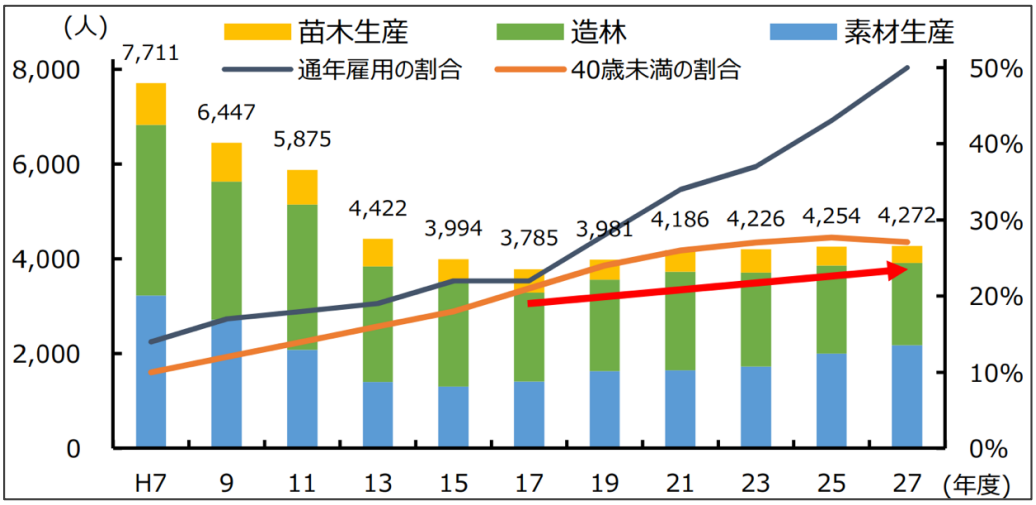

※10 歳階級別の統計データである為、若年者率（35 歳未満の割合）の参考として 40 歳未満の割合とする

（出典｜国土交通省　北海道局　農林水産課　北海道の林業 2018 木材供給基地としての持続的発展に向けて）

また、後志管内の林業従事者も全道同様に 2005 年度（平成 17 年度）以降少しずつ増加しているが、35 歳未満の従事者数及び割合は減少傾向にある。一方、35 歳以上 64 歳未満、65 歳以上の従事者及び割合は、ともに増加傾向である。

【図 2-2-20】後志管内の林業従事者数の推移

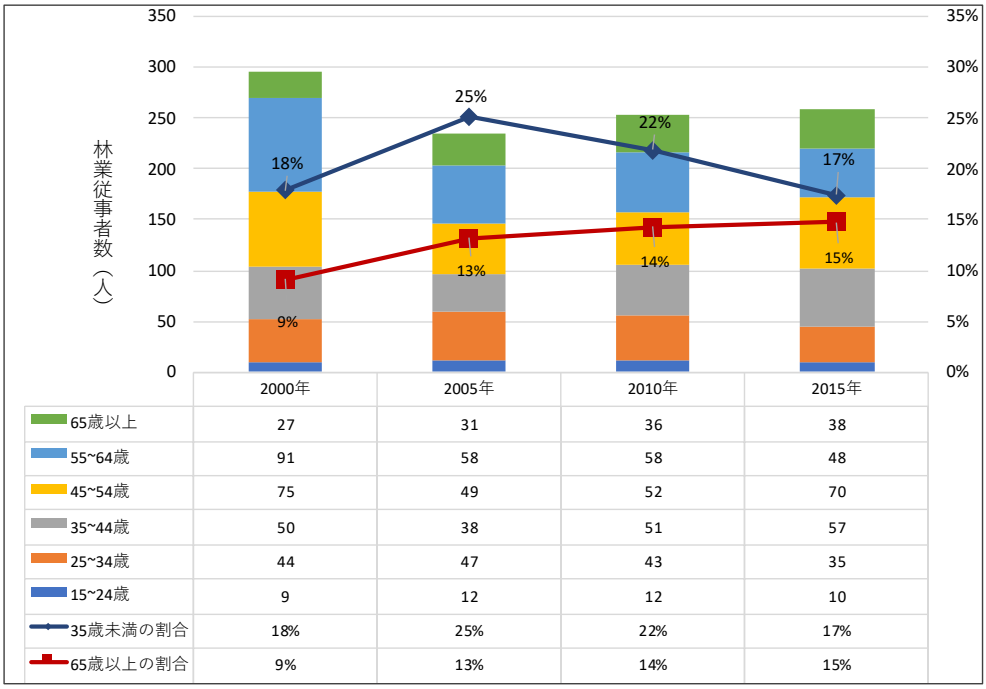

	2000年	2005年	2010年	2015年
65歳以上	27	31	36	38
55~64歳	91	58	58	48
45~54歳	75	49	52	70
35~44歳	50	38	51	57
25~34歳	44	47	43	35
15~24歳	9	12	12	10
35歳未満の割合	18%	25%	22%	17%
65歳以上の割合	9%	13%	14%	15%

（出典｜国勢調査より作成）

なお、2015 年（平成 27 年）の後志管内市町村の林業従事者数は、倶知安町が 86 人と最も多く、次に蘭越町の 51 人、京極町の 21 人と続き、ニセコ町は 19 人と 4 番目である。倶知安町には複数の林業事業体が、京極町にはようてい森林組合が、蘭越町・黒松内町には南しりべし森林組合がそれぞれ事業所を構えているため林業従事者数が多い傾向となっている。

【図 2-2-21】後志管内市町村別林業従事者数（2015 年（平成 27 年））

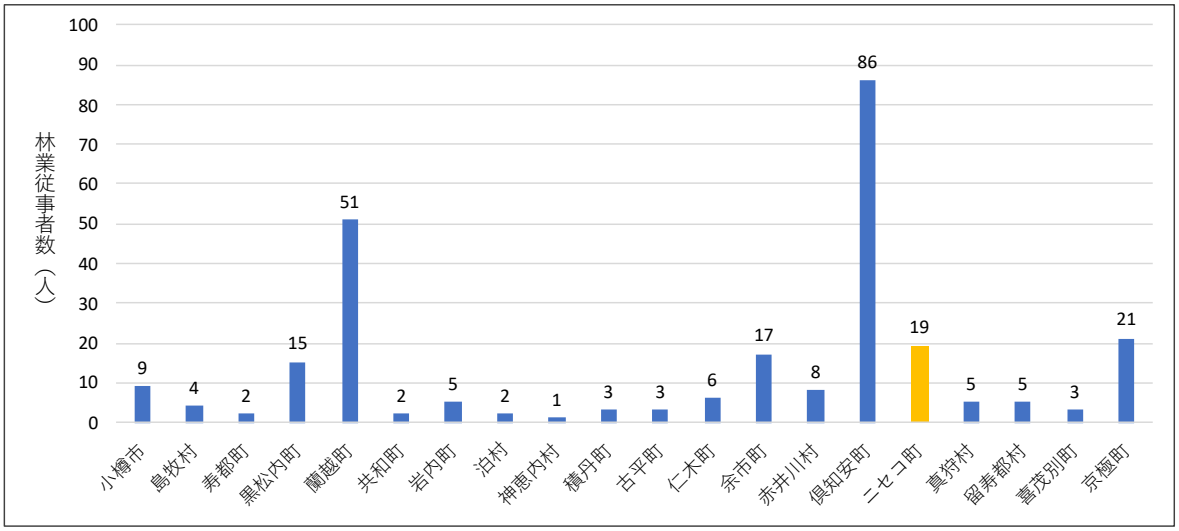

（出典｜国勢調査より作成）

ニセコ町の林業従事者数は、2015 年（平成 27 年）は 19 人と、2000 年（平成 2 年）から 5 人の増となった。その年齢構成を見ると、35 歳未満の従事者で 2 人、35 歳以上 64 歳未満までが 1 人、65 歳以上では 2 人、それぞれ増加している。割合で見ると、65 歳以上では 20%台で推移しており、後志管内に比べ高くなっている。

【図 2-2-22】ニセコ町の林業従事者数の推移

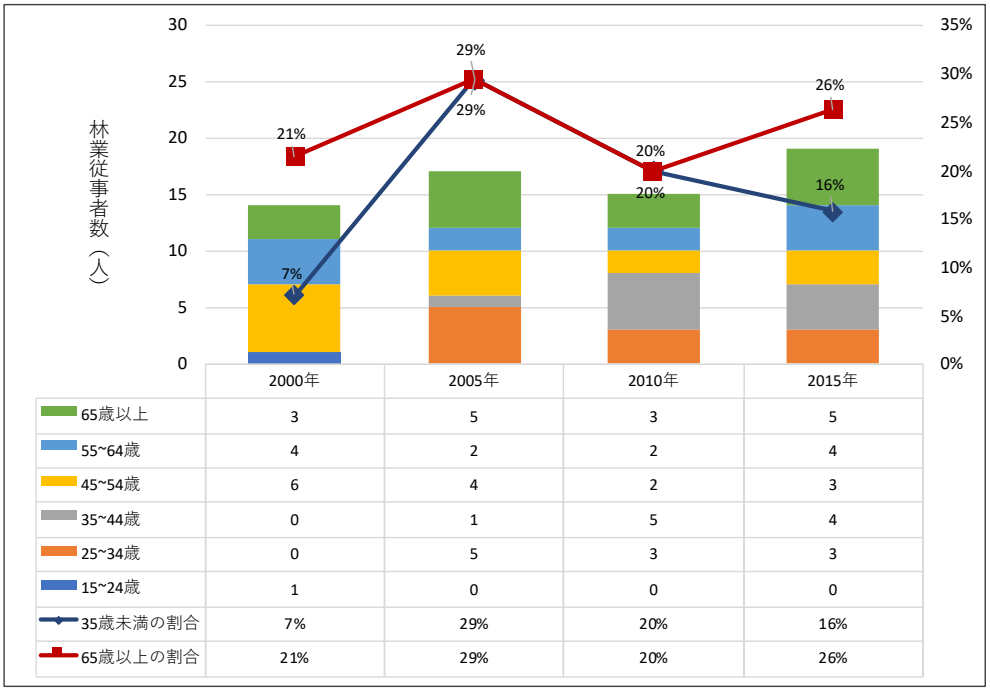

	2000年	2005年	2010年	2015年
65歳以上	3	5	3	5
55~64歳	4	2	2	4
45~54歳	6	4	2	3
35~44歳	0	1	5	4
25~34歳	0	5	3	3
15~24歳	1	0	0	0
35歳未満の割合	7%	29%	20%	16%
65歳以上の割合	21%	29%	20%	26%

（出典｜国勢調査より作成）

また、ニセコ町の民有林の森林整備を行う事業者が事業所を構える蘭越町の状況も確認しておく。

蘭越町の林業従事者数は、2015 年（平成 27 年）は 51 人で、2000 年（平成 12 年）の 3 倍を超える大幅な増加となっており、各年齢層で従事者は増えている。35 歳未満の割合は倍増し、後志管内の平均と同程度の水準になった一方、65 歳以上の従事者も 2 倍近く増加し、全体の 1/4 程度を占めるに至っている。

【図 2-2-23】蘭越町の林業従事者数の推移

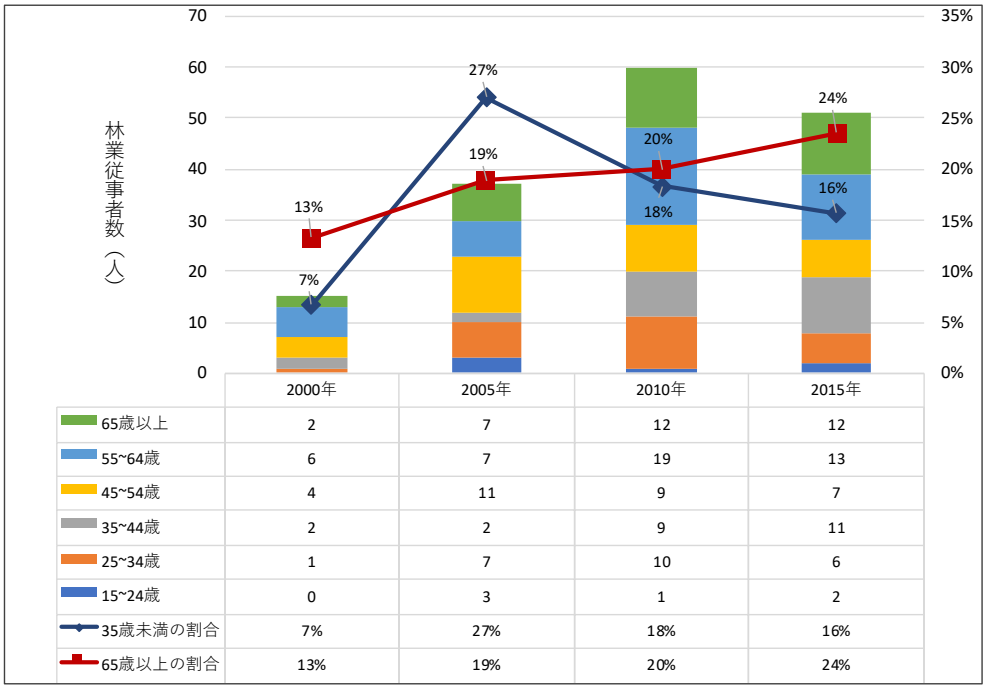

	2000年	2005年	2010年	2015年
65歳以上	2	7	12	12
55~64歳	6	7	19	13
45~54歳	4	11	9	7
35~44歳	2	2	9	11
25~34歳	1	7	10	6
15~24歳	0	3	1	2
35歳未満の割合	7%	27%	18%	16%
65歳以上の割合	13%	19%	20%	24%

（出典｜国勢調査より作成）

2-2-2．ニセコ町有林の現地調査

ニセコ町の森林資源や森林整備状況について実際に現地の状況を確認し実態を把握するため、町有林の現地調査を行った。町有林は計 589ha あり、分散して位置する。その中でも比較的集約された林がみられる峠地区・峠第 1 団地・峠第 2 団地、（仮称）絹丘地区の 4 箇所を調査した。

実施日	2019 年（令和 1 年）10 月 29 日
調査地	峠地区、峠第 1 団地、峠第 2 団地、（仮称）絹丘地区

【図 2-2-24】町有林位置図

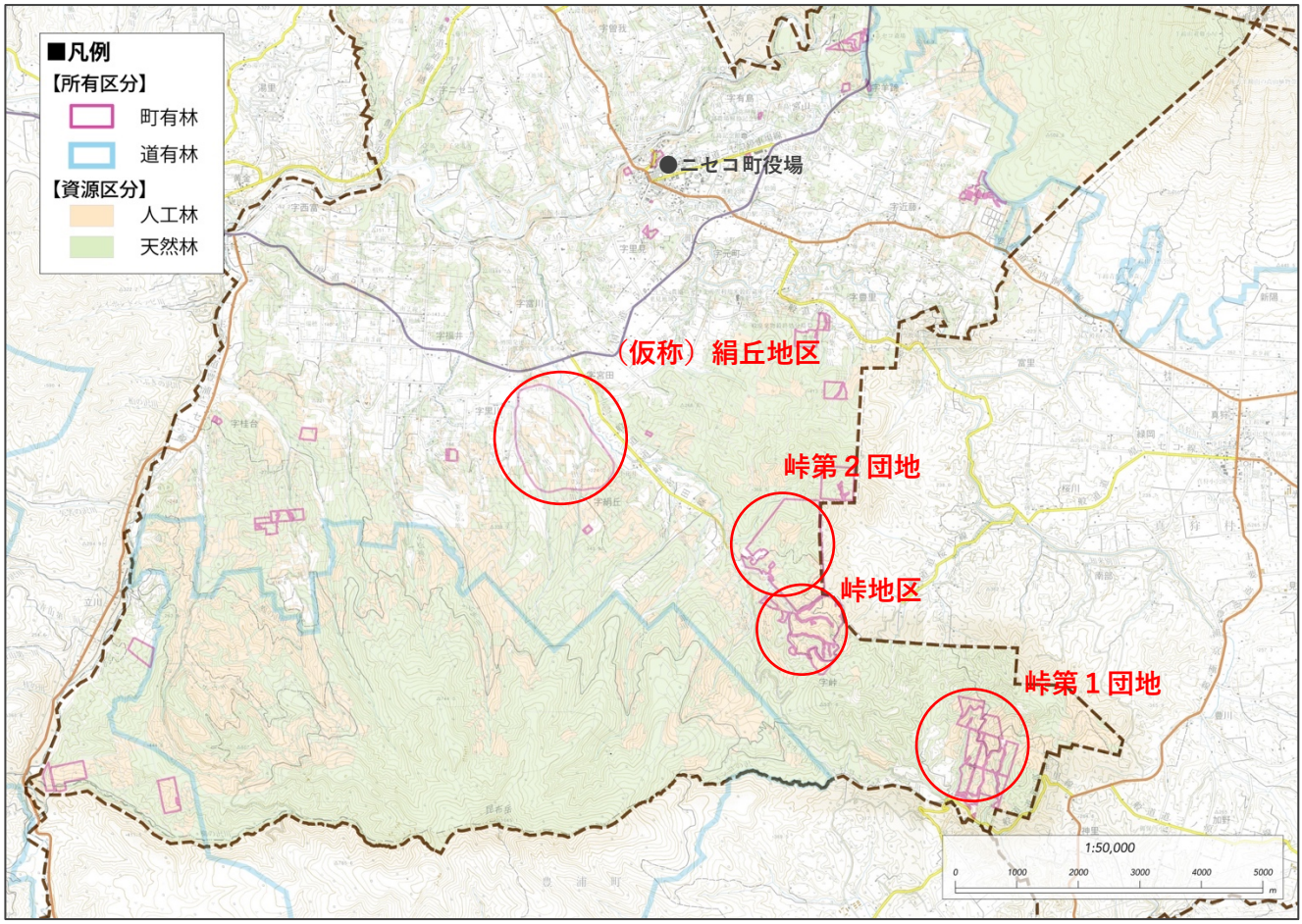

地区名	面積	主な樹種
峠地区	49.72ha	トドマツ
峠第 1 団地	61.66ha	トドマツ、アカエゾマツ、シラカバ
峠第 2 団地	43.04ha	トドマツ、カラマツ、アカエゾマツ
（仮称）絹丘地区	約 110ha	カラマツ、トドマツ

＜峠地区＞　面積：**49.72ha**

林齢 35~39 年生のトドマツ林がある。全体的に起伏があり、幅員 2.5m 程度の作業道が対象地を周回できるようなルートで敷設されている。

＜峠第１団地＞　面積：**61.66ha**

概ね 45~47 年生のトドマツ林があり、一部 68 年生のトドマツ林が少数ある。その他、44 年生のシラカバ林、25 年生のアカエゾマツ林が少数ある。入り口付近は平坦で、深部は起伏がみられ、幅員 3m 程度の作業道が二股に分かれるルートで敷設されている。

＜峠第２団地＞　面積：**43.04ha**

65 年生のカラマツ林が 7 ha（写真右下）あるが、現道では搬出用のトラックが通れない。新たに作業道を敷設するには採算が合わず現状維持となっている。その他、約 30 年生のトドマツ林、約 45 年生のトドマツ林、63 年生のトドマツ林、25 年生のアカエゾマツ林（写真左下）がある。アカエゾマツ林は生育が悪く 25 年生に見えない大きさである。入口付近は急傾斜になっており、トドマツの間伐材搬出の際、既成の林道では搬出が困難であったことから作業道（幅員 4 m 程度）が再造成されている（写真上段）。奥地は多少起伏があり幅員 2.5m 程度の作業道が周回できるルートで敷設されている。

＜**（仮称）絹丘地区**＞　面積：約 110ha

地区の中央部は土木事業用の土取り場として皆伐されている。外縁部には約 40 年生のカラマツ林が見られる（写真右）など一定規模の林が残されている。全体的になだらかで、幅員 3m 程度の作業道が通り抜けできるようなルートで敷設されている。

その他、この地域では積雪に備え冬季（11 月～5 月）の間は一部道路が閉鎖される。今回視察した町有林のアクセス道路も例外ではない。積雪により施業やアクセス道の通行が困難となる為、限られた期間内での計画的な施業や体制の構築に留意する必要がある。

２-２-３．ニセコ町の森林資源状況まとめ

ニセコ町の森林資源は、全国及び全道の状況に比べて天然林率が高く、所有形態では私有林が５割、道有林が５割近くを占め、残りは町有林で、国有林が全くないという特徴的な森林構成となっている。樹種構成では、人工林は、面積比率ではトドマツが多いが、カラマツは 9 齢級～15 齢級（林齢 45~75 年）に集中していることから蓄積ではカラマツの方が多く、主伐時期の目安を超えている。

森林の管理は、町有林・私有林は主に南しりべし森林組合が、道有林は羊蹄林産協同組合が管理をしており、どちらも蘭越町に事業所を構える林業事業体が担っている。ニセコ町及び、ニセコ町の民有林の森林整備を行う事業者が事業所を構える蘭越町の林業従事者は、ともに 2000 年に比べて増加しているものの、両町とも 65 歳以上の割合が全体の 1/4 程度を占めていることから、今後、必要な森林整備を計画的に進めていくためには、将来にわたって林業従事者を確保・育成していく必要がある。

ニセコ町の町有林は、最近まで十分な間伐が行われていなかったなど、計画的な森林整備がされていない状況である。また、町有林および私有林の間に原野商法による細分化された森林が点在し、その大半は地主不在や所有者不明の状況であるため、森林の集約化や団地化が難しいという問題を抱えている。

3．第 1～3 次産業関連事業者ヒアリング

木材の域内調達率向上を図っていくにあたって、現在のニセコ町及び周辺市町村における森林整備および木材等の生産・加工・販売等といった木材の調達から利用に至るまでの状況について実態を把握するため、本章では、林業・木材関連事業者を中心とした第 1 次産業から第 3 次産業における関連事業者へのヒアリングを通じ、川上から川下の事業者の実態を調査した。

3-1．ヒアリング実施事業者一覧

ヒアリングを実施した事業者及び参加したセミナー・イベント等は以下の通りである。

①林業・木材関連事業者

分類	分類	事業者名	所在地
川上	山林所有者	A 氏	ニセコ町
	山林所有者	B 氏	ニセコ町
	山林所有者・種苗	有限会社川原種苗事務所	ニセコ町
	山林管理者	有限会社牧野組	ニセコ町
	林業事業体	ようてい森林組合	京極町
	林業事業体	南しりべし森林組合	蘭越町
	林業事業体	羊蹄林産協同組合	蘭越町
	林業事業体	千歳林業株式会社	倶知安町
	林業事業体	合同会社 Hikobayu	ニセコ町
川中	製材所	ようてい森林組合	京極町
	製材所	三浦組木材工業	留寿都村
	製材所	株式会社ヨシダ	苫小牧市
	製材所	鈴木木材有限会社	厚沢部町
川下	建設事業者	株式会社石塚建設	ニセコ町
	建設事業者	横関建設株式会社	倶知安町
	建設事業者	西條産業株式会社	小樽市
	建設事業者	羊蹄工業株式会社	倶知安町
	ログハウスビルダー	ムカラウッドワーク	ニセコ町
	ビルダー	マキビト工芸	ニセコ町
	ｱﾛﾏｵｲﾙ・ｱｸｾｻﾘｰ	合同会社 Hikobayu	ニセコ町
	建具	佐藤木工有限会社	ニセコ町
	建具・家具・木工	株式会社新宮商行	小樽市
	家具・木工	野坂木芸工房	ニセコ町
	家具・木工	木工房 West horse	ニセコ町
	家具・木工	シンプイ木工房	ニセコ町
	家具・鉄工	RAM工房	ニセコ町
	家具・木工	湯の里デスク	蘭越町
	スキー板製作	小森スキー製作所	ニセコ町
	スノボー板製作	offshore snow shapes	ニセコ町
	木質断熱材	株式会社ウッドファイバー	苫小牧市
	薪ストーブ事業者	薪ストーブ日和　ニセコ支店	倶知安町
その他	行政	後志総合振興局　森林室普及課、産業振興部林務課	倶知安町

②その他事業者

分類	事業者名	所在地
スペース運営管理 飲食	ニセコ中央倉庫群、NISEKO BASE CAFÉ	ニセコ町
観光業等	株式会社ニセコリゾート観光協会　旅行グループ	ニセコ町
道の駅	株式会社ニセコリゾート観光協会　インフォーメンショングループ	ニセコ町
道の駅直売所	ニセコビュープラザ直売会協同組合	ニセコ町
アウトドア事業	ニセコ中央倉庫群、北海道ライオンアドベンチャー	ニセコ町
畜産、製造、飲食、 販売	高橋牧場　ミルク工房	ニセコ町

③イベント・セミナー等への参加

日時	名称	会場
2019 年 9 月	NISEKO CLAFT ART FESTIBAL	ホテルシャレーアイビー
2019 年 9 月	地域材利用セミナー　しりべし・くつろ木の会主催	倶知安町文化福祉センター

3-2．川上の事業者ヒアリング概要

各事業者へのヒアリングから得られた内容及び前章で整理したデータ等をもとに、現状・ポテンシャル・課題について整理した。

3-2-1．山林所有者

所有する山林及び周辺の状況、近年の動向や課題、木材の域内調達及び利用の関心等についてヒアリングした。

【現状】

・原野商法で所有が細分化され放置された民有林が多数あり、ほとんどが地主不在である
・一定規模以上の山林を所有する山主であっても、その所有する林地は点在しており、林地の間に原野商法による細分化された林地があるなど集約が難しい状況にある
・一定規模以上の山林を所有する山主は、後志総合振興局から提案を受け、自身で施業するか、森林組合に施業を委託するか選択する形をとっている

【ポテンシャル】

・森林整備について知識が豊富で技術のある林業家（指導林家）がいる
・天然林率が高く広葉樹が多いため、樹種に応じた使途の広がりが期待できる

【課題】

・原野商法で細分化され放置された民有林の対応策（手入れ次第では優良な森林となる可能性がある）

3-2-2．森林整備・素材生産事業者

担当する山林及び周辺の状況、事業内容や近年の動向や課題、木材の域内調達及び利用の関心等についてヒアリングした。

事業者名	所在地	生産量	販売先
南しりべし森林組合	蘭越町	約 16,000~20,000 ㎥/年※	ようてい森林組合、三浦組木材工業（株）、（株）ヨシダ
羊蹄林産協同組合（道有林限定）	蘭越町	約 22,000 ㎥/年※	（有）IFF、ようてい森林組合、三浦組木材工業（株）、（株）ヨシダ
合同会社 Hikobayu	ニセコ町	約 50 ㎥/年	薪利用者

※ニセコ町外の素材生産量も含む

▶その他ニセコ町内で森林整備・素材生産はしていないが、周辺市町村に事業所を構える事業者
・千歳林業（株）（倶知安町）
・（株）Forest innovation（倶知安町）
・ようてい森林組合（京極町）

・三浦組木材工業（株）（留寿都村）

【現状】

・町有林および私有林の大部分は、計画的な主伐や森林更新を見据えた管理が行われず、体系的継続的な森林整備がされていない為、計画的な素材生産が行われていない。
・町有林および私有林は主に南しりべし森林組合が、道有林は羊蹄林産協同組合が施業を請け負っており、町有林は採算性を勘案しつつ施業箇所を毎年選定しながら間伐を行なっている。
・広葉樹林に高密度路網を敷設し長伐期施業型の森林整備を進める若手林業家がいる
・積雪により道路が封鎖されるなど施業時期が限定的である
・広葉樹は、薪として加工され一定量域内で消費されている
・丸太・木材等を運送する事業者が減少しており、運転手も不足している
・ニセコ町・蘭越町の林業従事者は 2000 年に比べて増加しているが、全体の 1/4 程度を 65 歳以上が占めている

【ポテンシャル】

・若手の町内林業従事者による森林整備及び林産物を活用した製品の開発、木育などの活動
・ニセコ町の森林整備・素材生産に関わってはいないが、近隣町村に協力関係が期待できる林業事業体が存在する
・広葉樹の長伐期施業による持続可能な森林経営の機運が全道で広がりつつある

【課題】

・計画的な森林整備及び素材生産の実行が必要
・計画的な森林整備及び素材生産を推進するにあたって将来的な人材確保・育成の検討が必要

3-3．川中のヒアリング概要

各事業者へのヒアリングから得られた内容及び前章で整理したデータ等をもとに、現状・ポテンシャル・課題について整理した。

3-3-1．製材所

事業内容や近年の動向や課題、木材の域内調達及び利用の関心等についてヒアリングした。

事業者名	所在地	取扱樹種	原木消費量	乾燥機所有	備考
ようてい森林組合	京極町	カラマツ、トドマツ	約 27,000 ㎥/年	×	
三浦組木材工業（株）	留寿都村	カラマツ、トドマツ、シラカバ	約 25,000 ㎥/年	×	
（株）ヨシダ	苫小牧市	トドマツ	約 60,000 ㎥/年	○	乾燥機はトドマツ専用
ムカラウッドワーク	ニセコ町	―	―	×	製材所ではないが、簡易製材機を所有しており、自社で丸太を加工しログハウスを製作している。

【現状】

・町内に、製材所や乾燥機を備えた事業所が一つもない。町内で丸太が生産されても、加工・乾燥できないため構造材やフローリングなどの高い品質を求められる製品の加工もできず、建築等のニーズがあっても、町内及び周辺地域ではそれに応えることができない

・以前、ニセコ町および隣町の蘭越町・倶知安町にも製材所が存在したが、既に廃業しており、建屋・設備等全く残されていない状況である

・周辺の製材所では、ようてい森林組合、三浦組木材工業の 2 社があるが、乾燥機は所有していない（ようてい森林組合は、平成 29 年 3 月から新製材工場を導入。乾燥機の導入も検討しているが時期は未定である）

・（株）ヨシダが乾燥機を所有しトドマツを扱っているが、カラマツの乾燥や集成材・フローリング等の加工が必要な工程は遠方（北見市・知内町など）に輸送する必要があり、さらに輸送コストや手間がかかってしまう

・カラマツ・トドマツ製品は主に梱包材・パレットに加工されている

・製材・加工する人材が不足している

【ポテンシャル】

・ログハウスを製作する町内の事業者が、簡易製材機を用いて自ら近場で仕入れて簡易な製材・加工を行っている

・ようてい森林組合の新製材工場は規模が大きく、製材能力に余力がある

・しりべし・くつろ木の会※で地域材「ようていカラマツ・ようていトドマツ」の利用促進に向けた PR を行なっている

【課題】

・木材を域内流通するための、製材・乾燥・加工機能の（一部）整備又はルートの構築が必要である

※「しりべし・くつろ木の会」とは、建築分野における地域材の利用拡大を目的に、後志管内の建設会社、設計事務所、林業会社、森林組合、林産協同組合、自治体などの事業者・団体で情報共有するネットワークであり、会員数は 30 団体である（令和元年 6 月時点）。

【ニセコ町周辺の木材加工事業者および取引先木材加工事業者の状況について】

ニセコ町内には製材機・乾燥機を所有する事業所がない現状を受けて、ニセコ町周辺で木材加工機能を所有する事業者およびニセコ町周辺の事業者が取引している事業者について改めて整理した。

針葉樹では、トドマツを専門に取り扱っている（株）ヨシダが乾燥機を所有している。その他の針葉樹の乾燥や、集成材加工やプレカット加工するため北見市の（協）オホーツクウッドピアか森町の（株）ハルキまで輸送している。

広葉樹は、壮瞥町や今金町など比較的近隣で製材が可能であるが、乾燥機を所有しておらず、乾燥及びフローリング加工のため夕張市や厚沢部町などに輸送している状況がうかがえる。

【針葉樹】

事業者名	所在地	製材・加工機能	乾燥機所有	備考
ムカラウッドワーク	ニセコ町	―	×	製材所ではないが、簡易製材機を所有しており、自社で丸太を加工しログハウスを製作している。
ようてい森林組合	京極町	カラマツ、トドマツ製材、カラマツ加工	×	
三浦組木材工業（株）	留寿都村	カラマツ、トドマツ、シラカバ製材	×	
（株）岩内製材工場	岩内町	針葉樹製材（カラマツ以外）	×	
山一木材工業（株）	今金町	カラマツ、その他針葉樹、広葉樹製材	×	
（株）ヨシダ	苫小牧市	トドマツ製材	○	乾燥機はトドマツ専用
（株）ハルキ	森町	トドマツ、スギ製材 小中断面集成材加工、プレカット	○	
（協）オホーツクウッドピア	北見市	住宅プレカット、建築構造材、中断面・大断面集成材加工、CLT 製造	○	北海道唯一の大断面集成材・CLT 製造企業
（株）ウッドファイバー	苫小牧市	木質断熱材製造	×	

【広葉樹】

事業者名	所在地	製材・加工機能	乾燥機所有	備考
（株）久保内木工場	壮瞥町	広葉樹製材、フローリング原板、枕木加工	×	
山一木材工業（株）	今金町	カラマツ、その他針葉樹、広葉樹製材	×	
鈴木木材（有）	厚沢部町	広葉樹製材・フローリング加工	○	
松原産業（株）	栗山町	広葉樹フローリング加工・しな合板加工	○	
（株）テーオーフローリング（夕張工場）	夕張市	広葉樹製材・フローリング加工	○	

【図 3-3-1】ニセコ町周辺の木材加工事業者および取引先木材加工事業者位置図

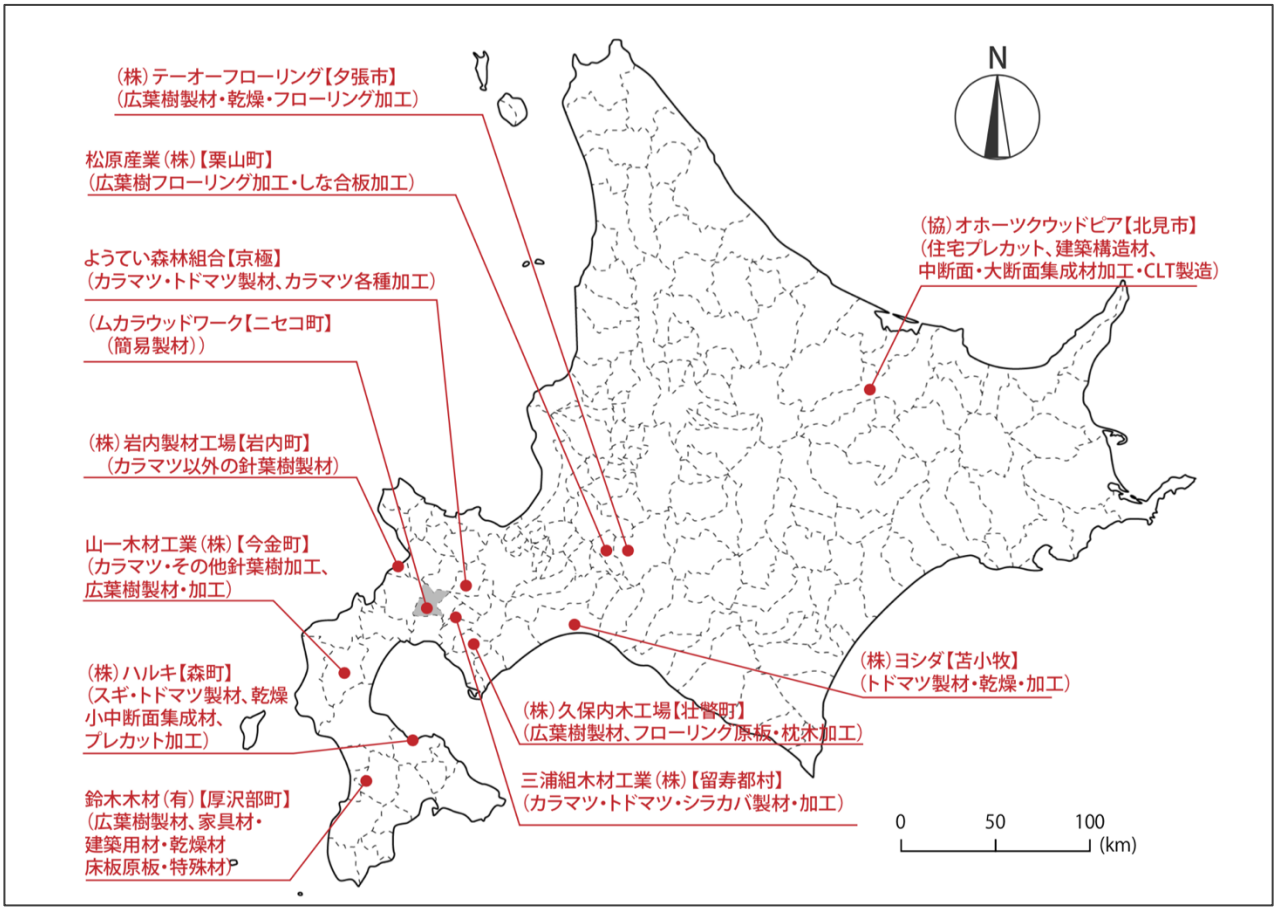

3-4．川下のヒアリング概要

各事業者へのヒアリングから得られた内容及び前章で整理したデータ等をもとに、現状・ポテンシャル・課題について整理した。

3-4-1．建設会社・工務店等

事業内容や近年の動向や課題、木材の域内調達及び利用の関心等についてヒアリングした。

事業者名	所在地	事業内容	地域材の活用	備考
（株）石塚建設	ニセコ町	住宅から公共建築まで建築全般設計施工管理、土木工事	公共建築で要請あれば集成材など利用	―
ムカラウッドワーク	ニセコ町	ハンドカット・ポストアンドビーム・ティンバーフレームログハウスの設計施工管理	ニセコ町産カラマツログハウス他、道産材活用	簡易製材機により自身でログ加工を行う
マキビト工芸	ニセコ町	メイソンリーストーブやティッケルヒーター等の蓄熱式薪ストーブ設計施工販売、輸入販売、その他内装施工	特になし	薪ストーブ販売、施工
横関建設（株）	倶知安町	道路・治水・治山・農業工事に至る土木工事全般、住宅から公共建築までの建築全般の設計施工管理	公共建築で要請あれば集成材など利用	しりべし・くつろ木の会会員
羊蹄工業（株）	倶知安町	住宅、ガーデニングの設計施工管理	後志産カラマツフローリング、道南スギを利用した住宅	しりべし・くつろ木の会会員
西條産業（株）	小樽市	住宅から公共建築まで建築全般の設計施工管理、木材供給・建築資材販売	道産トドマツ 2×4 材	しりべし・くつろ木の会会員

【現状】

・地域材活用は、一案件あたりの木材利用量が多い公共建築などに集成材の構造材として利用することが多く、住宅建築は一棟あたりの木材利用量が少ないことからコストが跳ね上がり地域材にこだわる施主でも断念するケースが多い。その為、地域で住宅を建てられる方のほとんどが、既成ルートの地域外産のプレカット・集成材などを扱わざるを得ない状況である

【ポテンシャル】

・しりべし・くつろ木の会で地域材「ようていカラマツ・ようていトドマツ」の利用促進に向けた PR を行っており、まだ認知度が低く扱う事業者も限られているが、利用案件が増えつつある

・ニセコ町産材の丸太を自ら製材しログハウスをつくる事業者がおり、通常であればチップにされてしまうような曲がり材なども個性と捉え、その形状を空間に生かして利用するなど丁寧に木材を扱う取組が行われている。

【課題】

・木材を域内流通するための、製材・乾燥・加工機能の（一部）整備又はルートの構築が必要

ここまでのヒアリング内容をもとに、地元産の木材が製品・商品として供給されるに至るまでの加工ルートを整理すると以下のとおりとなる。

【図 3-4-1】既存の地域材商品の現状加工ルート

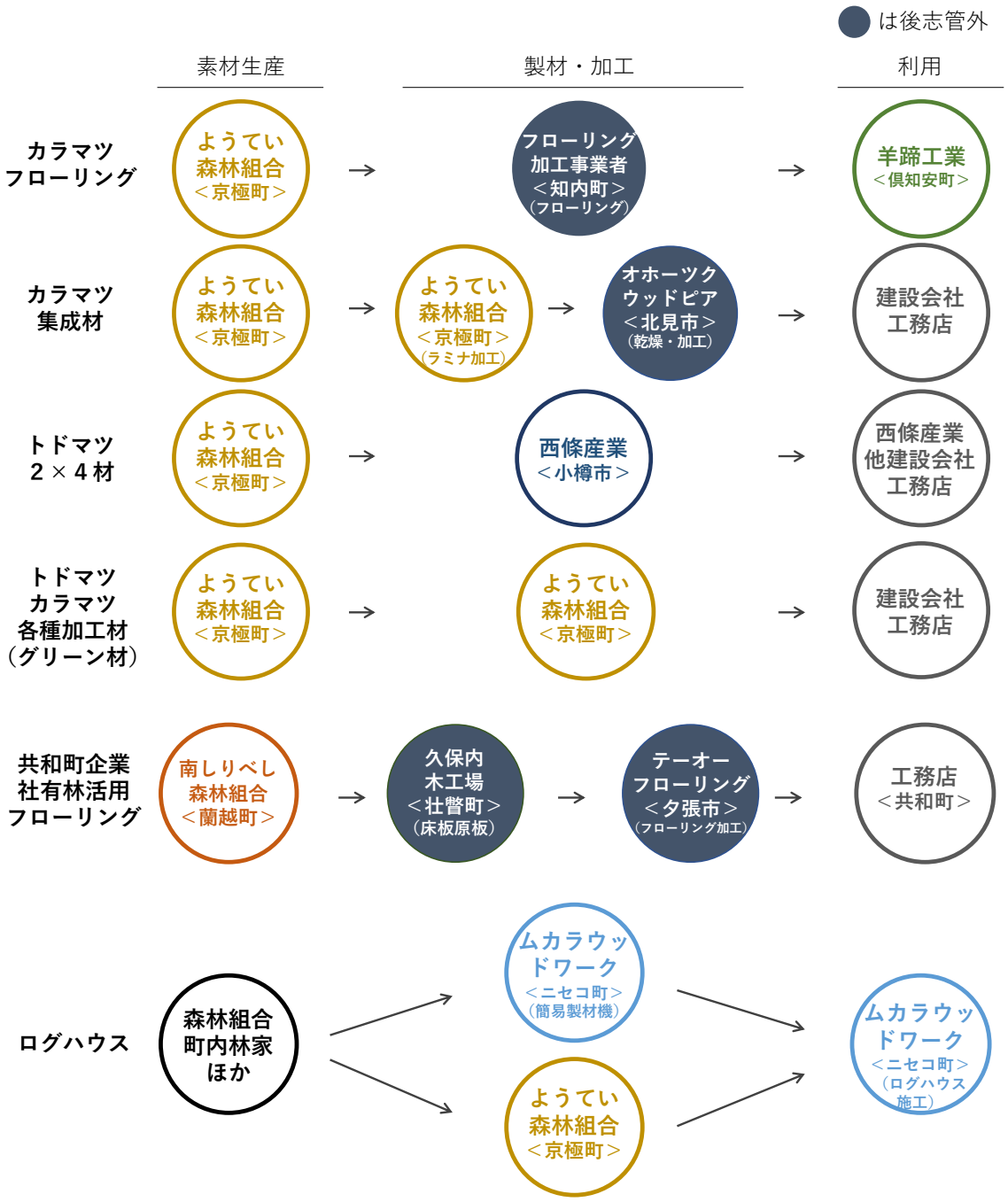

※上図は、現時点までのヒアリング内容より独自で作成したものであり、必ずしも実態と一致するものではない。

3-4-2．製作所等

事業内容や近年の動向や課題、木材の域内調達及び利用の関心等についてヒアリングした。

事業者名	所在地	製作物	取扱樹種・仕入先など
合同会社 Hikobayu	ニセコ町	アロマオイル 白樺アクセサリー	ニセコ町周辺産のトドマツの葉、シラカバの樹皮
佐藤木工（有）	ニセコ町	建具	熊谷本店（蘭越町）や石狩の材木屋から仕入れ
（株）新宮商行	小樽市	建具・家具・木工	ほぼ外国産材、ウイスキーボトルの製作で道産ミズナラを利用
野坂木芸工房	ニセコ町	家具・木工	道産材含むナラ・イタヤカエデ他
木工房 West horse	ニセコ町	家具・木工	道産材含むシラカバ・ナラ・イタヤカエデ他
シンプイ木工房	ニセコ町	家具・木工	道産材含むナラ・イタヤカエデ・エンジュ・ウォルナット他
RAM工房	ニセコ町	家具・鉄工	最近は、木を扱った作品は少ない
湯の里デスク	蘭越町	家具・木工	ナラ・ウォルナット・ペーパーウッド合板（シナ）他
小森スキー製作所	ニセコ町	スキー板製作	宮崎県産スギ・ポプラの幅はぎ材など
offshore snow shapes	ニセコ町	スノーボード板製作	オーストラリア産キリ・ポプラ・ナラの幅はぎ材など
（株）ウッドファイバー	苫小牧市	木質断熱材	通常は工場隣の丹治林業（株）から仕入れ。道産のスギ、ヒノキ、ヒバ、カラマツ、トドマツなど
薪ストーブ日和　ニセコ支店	倶知安町	薪ストーブ、薪	特になし

【現状】

・ほとんどの事業者が地域材の利用への関心が高い。一部の事業者からは、簡易製材機などで板材にしてもらえば家具や木工として利用できるという提案もあった
・町内の家具・木工デザイナーは、個人で製作されている高齢の方が多い
・スキー・スノーボード板の芯材などの加工材は、製造できる工場が周辺に存在せず、遠方に輸送・加工するとコスト高となり採算が合わないため、地域材の利用に至っていない

【ポテンシャル】

・高い技術・センスを持つ家具・木工・精油・スキーやスノーボードの製作所があり、利用したいというニーズは大いにある為、利用可能な素材を提供できれば品質の高い製品を生み出せる可能性がある

【課題】

・木材を域内流通するための、製材・乾燥・加工機能の（一部）整備又はルートの構築が必要である

3-5．ヒアリングより現状・ポテンシャル・課題のまとめ

3-5-1．地域周辺木材の流通状況について

前項までの、ヒアリング結果に基づき木材の流通状況について整理すると以下の通りである。

南しりべし森林組合が伐採した木は、市場、ようてい森林組合、三浦組木材工業（株）、（株）ヨシダ、丸玉産業（株）、その他製材工場に流れ、自治体等から産地指定の要請があって公共施設等で利用されるもの以外は、特に産地を仕分けることなく、混在した状態となって各工務店やチップ・パルプ工場で利用されている状況である。

【図 3-5-1】ニセコ町産材の木材流通状況

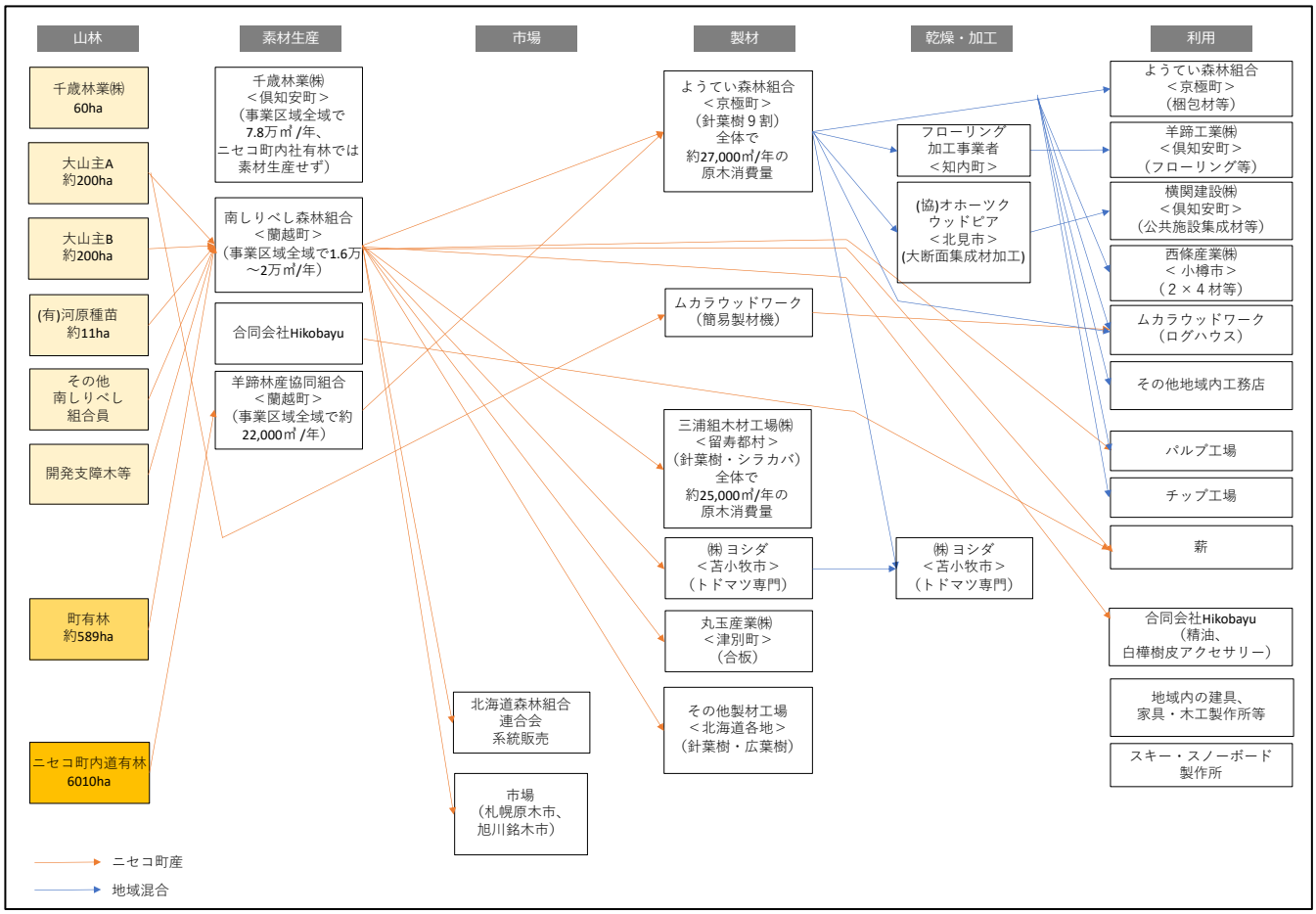

※当木材流通状況図は、現時点までのヒアリング内容より独自で作成したものであり実態の数字等と必ずしも一致するものではありません。

3-5-2．ニセコ町周辺の木材利用が期待できる建築需要や制度改正など

（1）NISEKO 生活・モデル地区構築事業の契機

NISEKO 生活・モデル地区構築事業とは、2018 年度（平成 30 年度）にニセコ町が国へ提案し「自治体 SDGs モデル事業」として選定された事業である。ニセコ町における人口増加、労働力不足に対応するべく、新たな街区の持続可能な開発を目指すもので、SDGs の理念のもと、「経済」「社会」「環境」の相乗効果を生む統合的取組として実施していく予定である。

この事業では、世界一のエコタウンと称されるドイツフライブルク市のヴォーバン地区やスイスのツェルマットを参考に、世界に発信する事業を目指し、企業の働き手不足を解消し、地元零細工務店の人材育成により、燃費性能が高く、防災に優れた住宅を地元の建設事業者が建築することで、環境負荷の低減と、地元が投資の受け皿となり経済の内部循環を図る。また、「住民参加」と「情報共有」を基本に取組を進め、モデル地区に「地域運営組織」を導入し、町内に新たな自治組織・活動の普及展開を図っていくこととしている。

現時点では 131 戸 350 人程度が入居できる住宅の開発が想定されており、整備スケジュール案では 2022 年（令和 4 年）に第 1 工区の建設に着工し、2033 年（令和 15 年）までに第 3 工区の建築竣工が予定されている。

（出典｜ニセコ町 HP　SDGS 未来都市　NISEKO 生活・モデル地区構築事業より引用）

（2）建築着工数の状況

①ニセコ観光圏の建築着工総数・木造建築着工数

木材の域内利用を検討するにあたって、建材としての利用が考えられること、また、最近のニセコスノーリゾートへの注目から観光客の増加に対応して宿泊施設・飲食店が増加傾向にあることから、ニセコ町に加え、ともにニセコ観光圏に位置付けられる倶知安町、蘭越町の建築着工数の推移について整理した。

ニセコ観光圏全体では、建築着工総数・木造建築着工数ともにここ 2～3 年は減少傾向にあるが、2011 年（平成 23 年）と比べると、いずれも 2 倍前後に増加している。

こうした傾向は、倶知安町においても同様である一方、ニセコ町では、建築着工数が 2016 年（平成 28 年）以降、毎年 70~80 件で推移し、特に 2019（令和元年）には建築着工総数全体の 9 割近くを木造建築が占めるという特徴が見受けられた。他方、蘭越町においては、増加はしているものの、ニセコ町の 4 分の 1 程度の件数にとどまっている。

【図 3-5-3】ニセコ観光圏の建築着工総数の推移

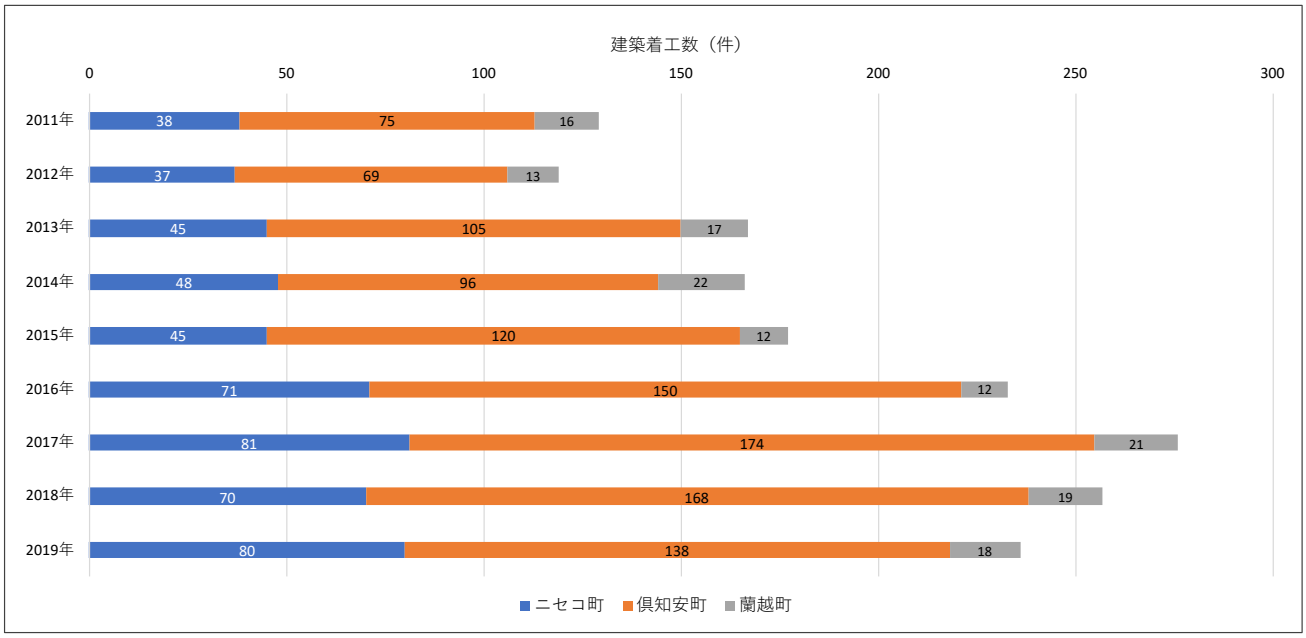

（出典｜建築着工統計調査より作成）

【図 3-5-4】ニセコ観光圏の木造建築着工数の推移

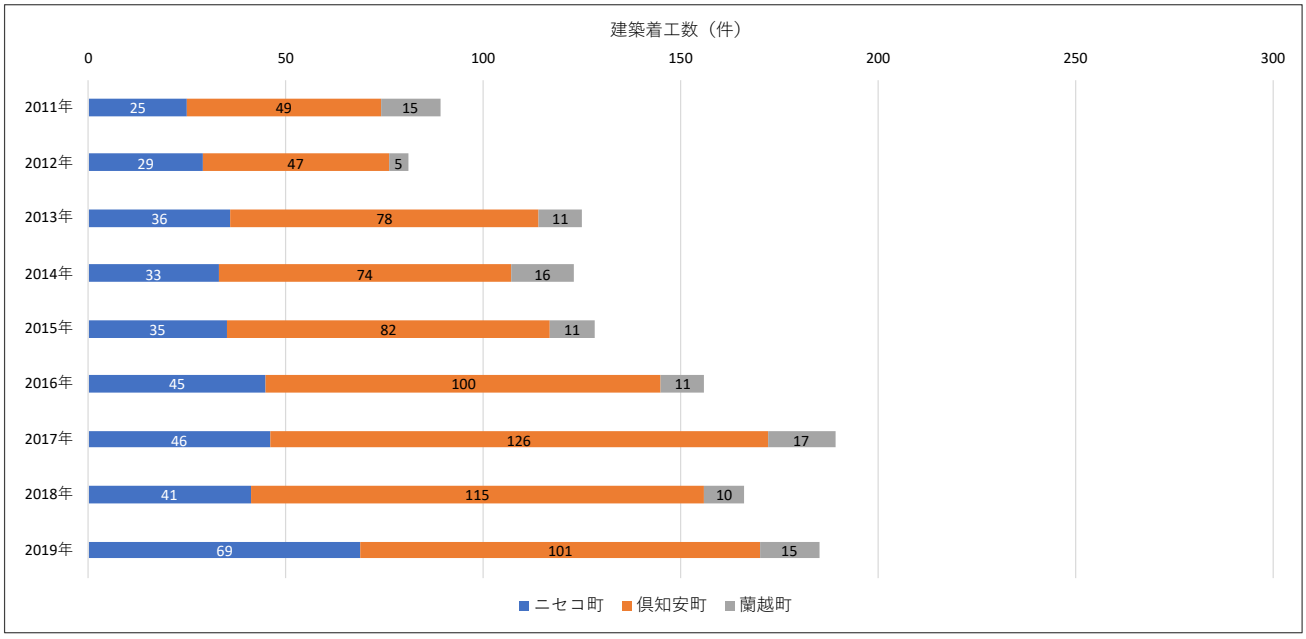

（出典｜建築着工統計調査より作成）

②ニセコ町内の建物棟数、木造建物の建築年代

ニセコ町内の建物棟数は、2008 年（平成 20 年）から 2017 年（平成 29 年）までの 10 年間においては 4000 棟前後で推移している。うち、木造建築は 3000 棟前後で、1980 年以前（築 40 年以上）の旧耐震基準以前の建物がその 37%を占めている。人口増加の傾向が続いているニセコ町にあっては、当面、これまで同様の棟数で推移するものと予測され、建物の新築や改築、修繕などの需要も一定程度見込まれる。

【図 3-5-6】ニセコ町の建物棟数の推移

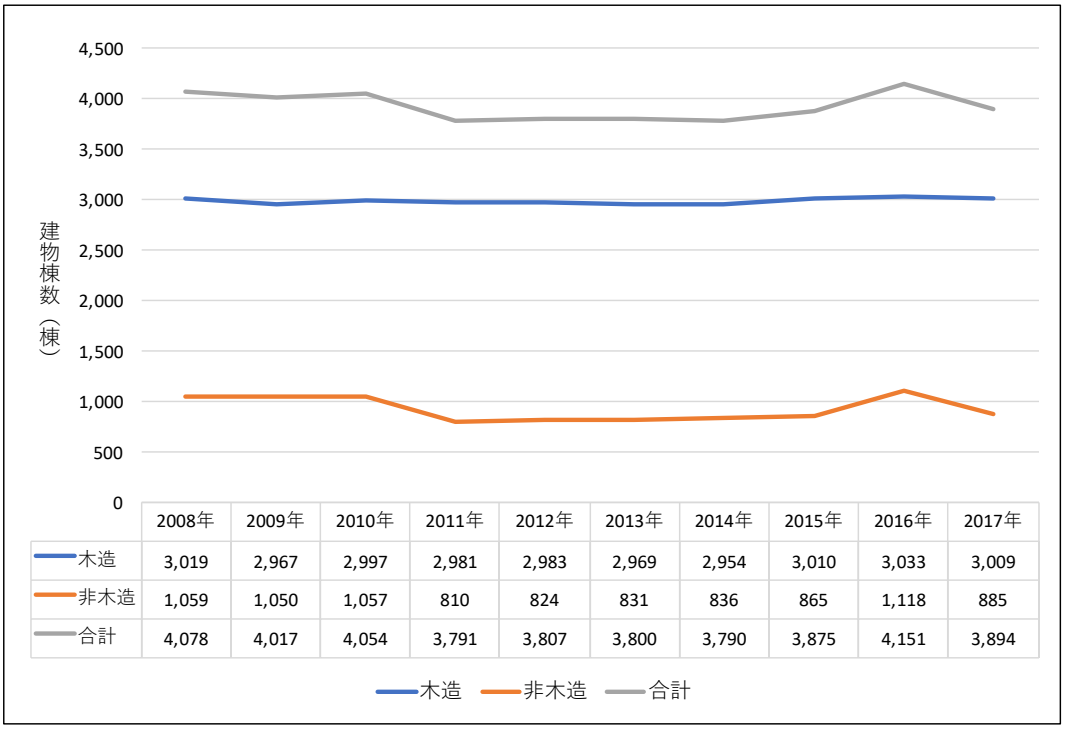

	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
木造	3,019	2,967	2,997	2,981	2,983	2,969	2,954	3,010	3,033	3,009
非木造	1,059	1,050	1,057	810	824	831	836	865	1,118	885
合計	4,078	4,017	4,054	3,791	3,807	3,800	3,790	3,875	4,151	3,894

（出典｜ニセコ町環境モデル都市第二次アクションプランより引用）

【図 3-5-7】ニセコ町の木造建物の建築年代

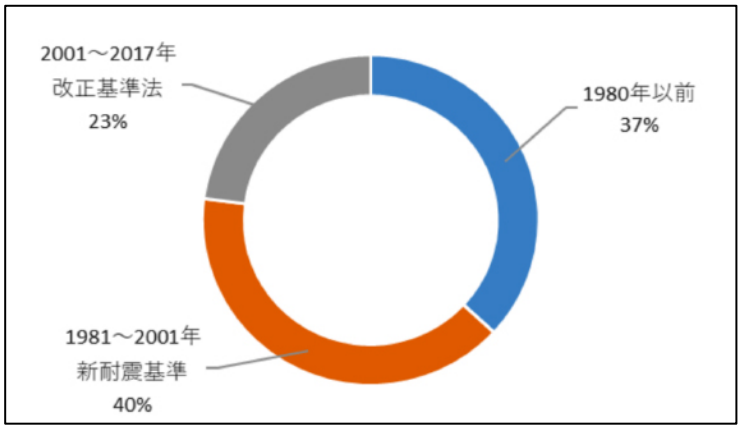

（出典｜ニセコ町環境モデル都市第二次アクションプランより引用）

③ニセコ町の人口推計

将来的なニセコ町の人口推計を確認しておく。

2019（令和元）年度「第２期ニセコ町自治創生総合戦略（案）」で推計された将来のニセコ町の総人口は、最も多い年（2030 年（令和 12 年））で 5,608 人まで増加し、その後緩やかに減少して 2065 年（令和 47 年）には 4,370 人になると見込んでいる。

この推計の条件として、人口増加傾向を踏まえた住宅整備の推進や、NISEKO 生活・モデル地区構築事業による新たな住宅の開発も加味されている。

【図 3-5-9】ニセコ町の人口推計

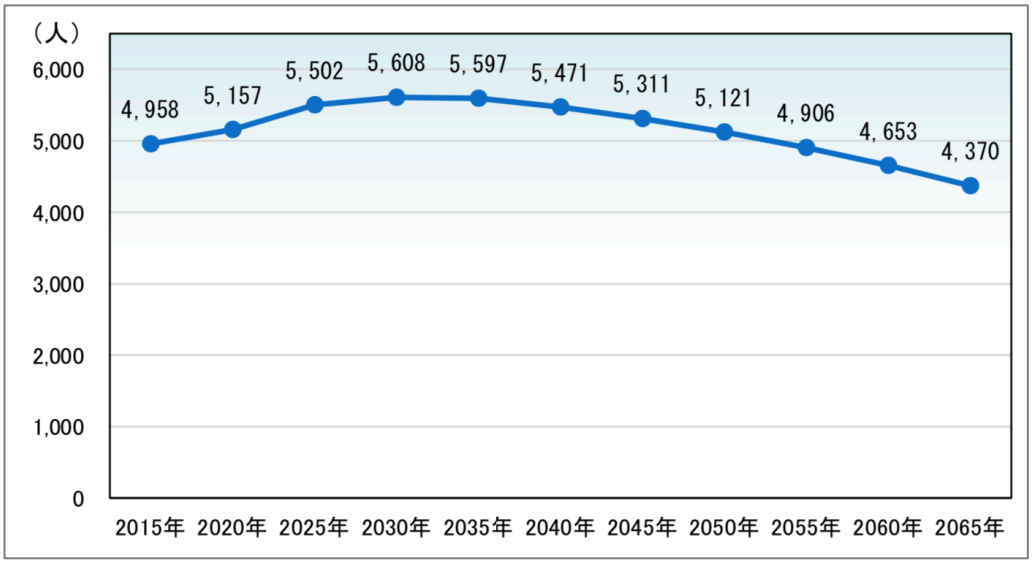

（出典｜第２期ニセコ町自治創生総合戦略（案）より）

以上、ニセコ観光圏の建築着工数はここ数年減少傾向が伺えるものの、人口増加に対応した住宅の整備・開発計画、将来人口の予測などを踏まえると、当面は一定程度、建物の新築や改築、修繕の需要はあるものと推測される。

（３）新制度について

①森林経営管理制度

国内の人工林が利用可能な時期を迎え、「伐って、使って、植える」という森林を循環的に利用していく段階に入っている一方、森林の所有は小規模・分散的で、長期的な林業の低迷等で森林所有者の森林への関心が薄れ、森林の管理が適切に行われていない状況となっている。これを解決するための新たな森林管理システムとして、国では 2018 年（平成３０年）５月に森林経営管理法を制定し、2019 年（平成３１年）４月からこの制度を開始した。

森林所有者の情報を把握し指導・監督する役割を担っている市町村が、手入れの行き届かない森林の所有者に対して今後の森林の経営管理に関する意向調査を行い、市町村へ委託を希望する森林を引き受けとりまとめた上で、経営の成り立つ見込みのある森林については「意欲と能力のある林業経営者」に経営を再委託して集積・集約化する一方、自然的条件が悪く経営の成り立つ見込みのない森林については、市町村自らが経営管理を行う仕組みとなっており、これにより、林業の成長産業化と森林の適切な管理の両立を図ることとしている。

また、この制度の創設を踏まえ、市町村の森林整備等に必要な財源を安定的に確保するため、森林環境税及び森林環境譲与税が創設された。

【図 3-5-10】森林経営管理制度の概要

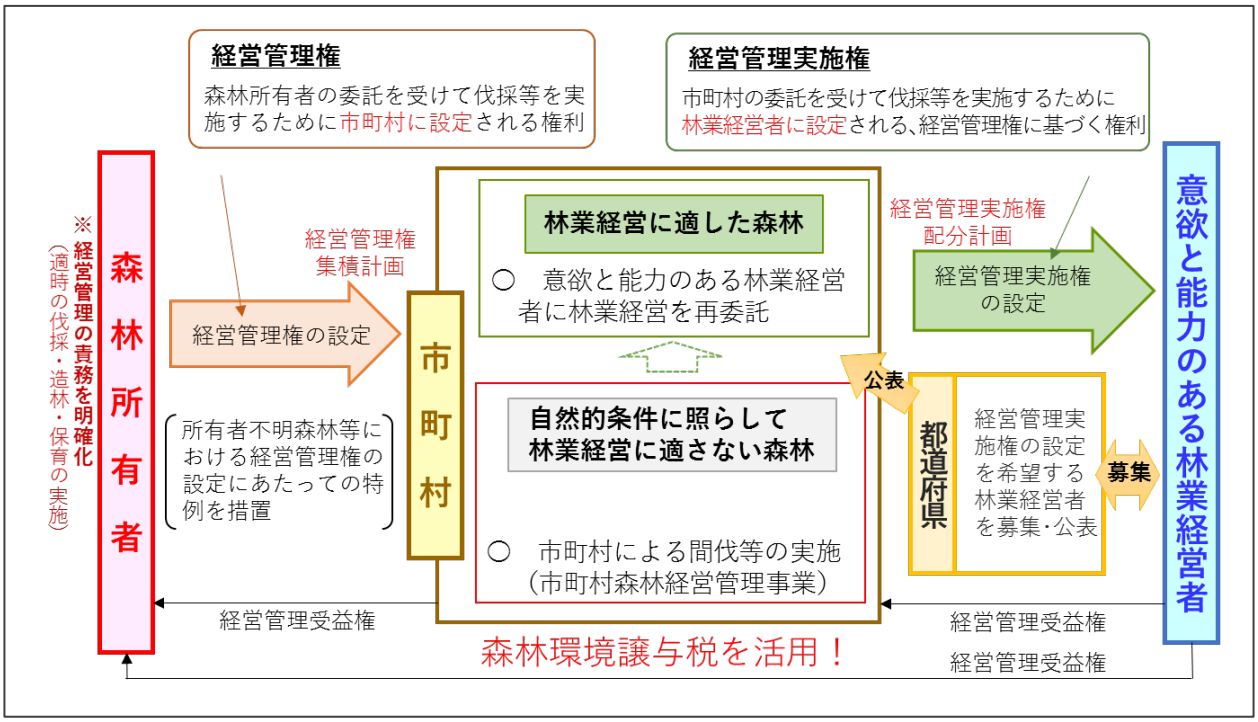

（出典｜北海道森林計画課及び林野庁 HP より）

②森林環境税および森林環境譲与税とは

森林の有する地球温暖化防止・国土保全・水源涵養等の公益的機能は、国民に広く恩恵を与えるものであり、適切な森林の整備等を進めていくことは、国土や国民の生命を守ることにつながる一方で、所有者や境界が分からない森林の増加、担い手の不足等が大きな課題となっている。

このような現状の下、平成 30(2018)年 5 月に成立した森林経営管理法を踏まえ、パリ協定の枠組みの下における我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るための森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税が創設された。

「森林環境税」は、令和 6(2024)年度から国税として 1 人年額 1,000 円を市区町村が賦課徴収することとされている。税収は全額、都道府県および市区町村へ譲与される。

また、「森林環境譲与税」は、災害防止、国土保全機能強化の観点から、喫緊の課題である森林整備に対応するため、「森林経営管理制度」の導入時期も踏まえ、課税に先行して令和元(2019)年度から譲与が開始された。市区町村や都道府県に対して、私有林人工林面積、林業就業者数及び人口による客観的な基準で総額を按分して譲与（配分）されているところである。

（出典｜林野庁 HP より引用）

【図 3-5-11】森林環境税及び森林環境譲与税の仕組み

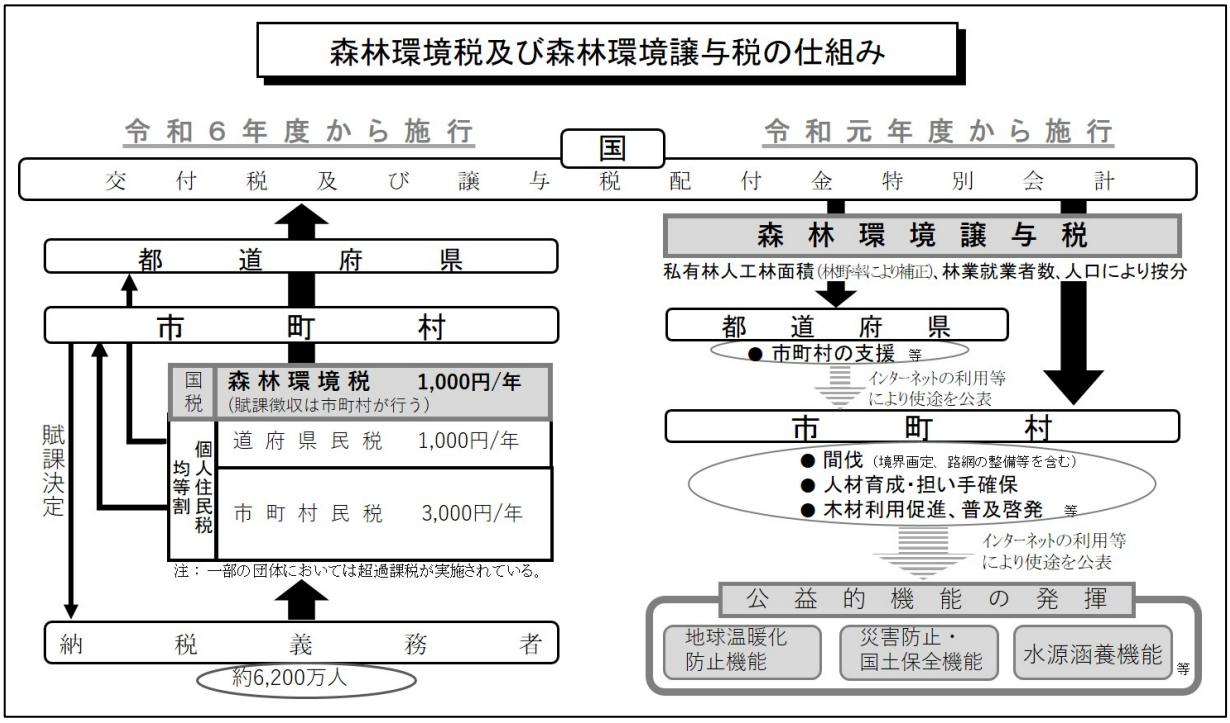

（出典｜林野庁 HP より）

森林環境譲与税の使途は、市町村においては、間伐（境界確定、路網の整備等を含む）や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の「森林整備及びその促進に関する費用」に、都道府県においては「森林整備を実施する市町村の支援等に関する費用」に充てることとされている。市町村では、具体的にどのように活用されているのか、林野庁が取りまとめた事例集の中から一部を紹介する。なお、これらの事例は、令和元年度に森林環境譲与税を使って取組が行われている事例(予定を含む)を集めたものであり、実績ではない。

＜森林環境譲与税の使途事例＞

【事例１｜間伐や路網整備等の取組】北海道木古内町

「森林整備の水準に関する目標」を設定し、この目標の達成に向け、森林所有者が行う「除間伐、枝打ちなどの事業」に要する経費へ支援する森林整備事業を創設。

【図 3-5-12】北海道木古内町の税活用概要

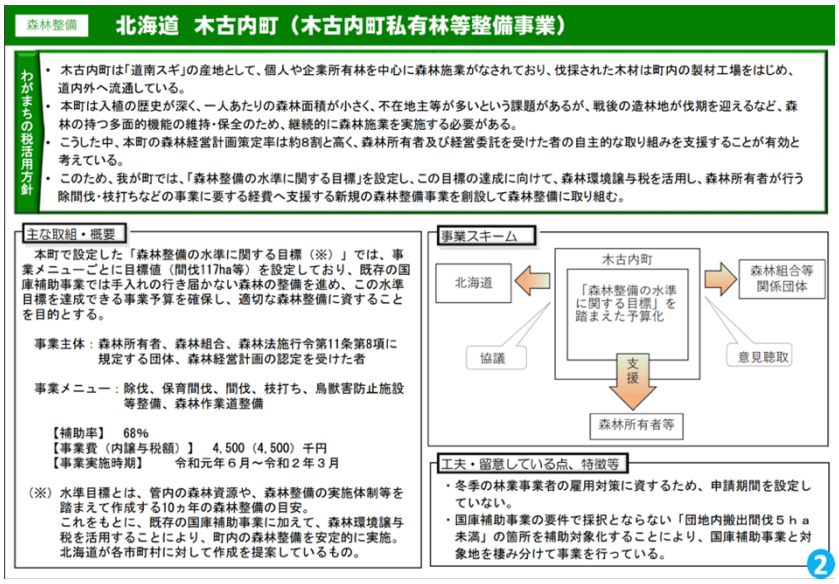

（出典｜林野庁　森林環境譲与税の取組事例集）

【事例２｜森林の集積・集約化】徳島県上勝町

町内全域を対象に意向調査を実施（森林所有者を探索、意向の確認）し、町が森林整備の体制を整えている。また、町が出資して一般社団法人「かみかつ森林環境公社」を設立し、同法人による担い手確保・育成の取組、経営が成り立たない森林の整備を行っている。

【図 3-5-13】徳島県上勝町の税活用概要

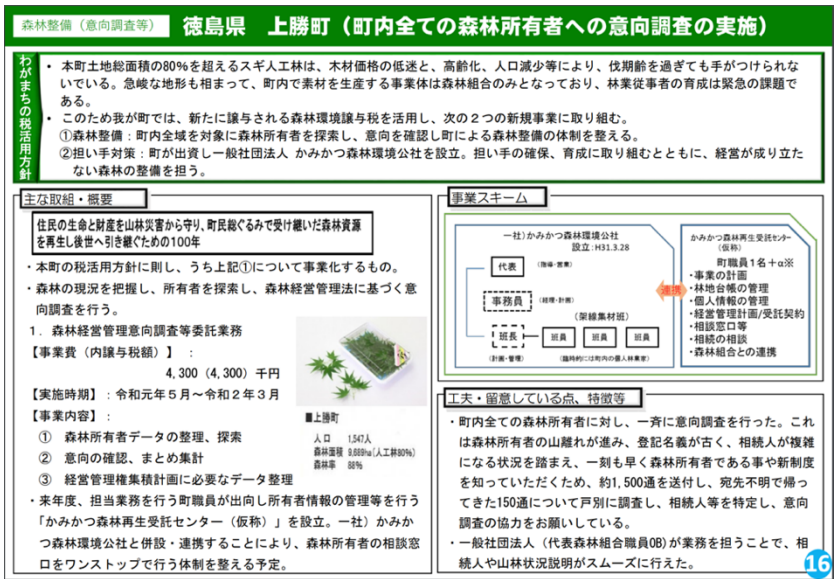

（出典｜林野庁　森林環境譲与税の取組事例集）

【事例３：人材育成の取組事例】熊本県阿蘇地域７市町村

阿蘇地域林業における新たな担い手の確保・育成、就労環境の改善及び技術の向上を図るため、情報発信・PR、就業定着に向けた体験研修の実施、就業環境改善に向けた安全技術練習会の開催、林業担い手間の情報交換・研修等の取組を行っている。

【図 3-5-14】熊本県阿蘇地域 7 市町村の税活用概要

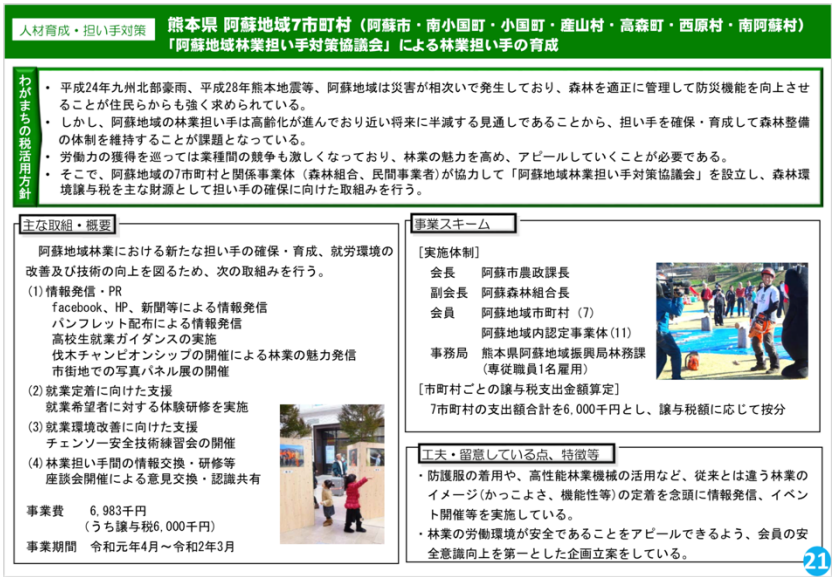

（出典｜林野庁　森林環境譲与税の取組事例集）

【事例４：自治体間連携】東京都昭島市

友好都市である岩手県岩泉町の木材を用いた家具を製作し、市内に整備中の教育福祉総合センター内図書館の児童書コーナー等に設置するなど木材を利用することで、森林整備の促進や森林の多面的機能の普及啓発に取り組んでいる。

【図 3-5-15】東京都昭島市の税活用概要

（出典｜林野庁　森林環境譲与税の取組事例集）

【事例５：木材利用・普及啓発】岐阜県飛騨市

点在する針葉樹人工林と隣接する広葉樹天然林を一体的に整備対象とすることで、事業効率を向上させるとともに、広葉樹のまちづくりに寄与する価値の高い森づくりを行なっている。この森林整備事業の円滑な推進を図る施策の一つとして、木材利用の普及及び啓発に資する公共施設（市役所庁舎１階応接室）の木質化を進めている。

【図 3-5-16】岐阜県飛騨市の税活用概要

（出典｜林野庁　森林環境譲与税の取組事例集）

森林環境譲与税により必要な財源が安定的に確保されたことで、これまで手入れが十分に行われてこなかった森林整備の進展や木材の利用促進が期待される。

3-5-3．現状・ポテンシャル・課題のまとめ

前項までの、ニセコ町の現状・特性、ヒアリングから得られた内容を、第１次産業事業者の山林所有者、森林整備・素材生産は「森林整備・素材生産」、第２次産業事業者の製材所は「素材加工」、第３次産業事業者の建設会社・工務店等、製作所等は「製品加工・販売」に分類し、最近の動向や関連する制度改正等の内容を加え、課題を整理した。

	森林整備・素材生産	素材加工	製品加工・販売
現状	・体系的継続的な森林整備が行われていない ・計画的素材生産が行われていない ・多数の放置民有林、地主不在、細分化している土地 ・森林面積の76%が天然林広葉樹 ・積雪で施業時期が限定的 ・広葉樹は、薪で一定量域内消費	・町内に製材・乾燥機を持つ事業者がおらず、周辺地域にもトドマツ専用の乾燥機を所有する事業者が１社いるのみで、乾燥・加工が必要な工程（集成材・フローリング等）は遠方に輸送する必要があり、さらに輸送コスト・手間がかかる	・製品は梱包材が主流 ・地域材活用は公共建築に集成材構造材の利用が多く、住宅は一棟あたりの木材使用量が少ないことから既成ルートの域外材（プレカット・集成材）を扱わざるを得ない状況 ・製作所等は主に域外材を利用している
事業者	各山主 （有）川原種苗 南しりべし森林組合 羊蹄林産協同組合（道有林） 合同会社Hikobayu その他近隣の林業事業体	ようてい森林組合 三浦組木材工業（株） （株）ヨシダ 各広葉樹製材所	ようてい森林組合 三浦組木材工業（株） 合同会社Hikobayu 家具・木工・スキー・スノーボード製作所 建設会社・工務店
ポテンシャル	・天然林広葉樹割合が高く、樹種に応じた使途の広がり ・知識と技術のある林業家の存在 ・若手林業従事者の活動・存在 ・森林経営管理制度の創設 ・協力関係が期待できる近隣町村の林業事業者の存在 ・全道で広がりつつある広葉樹長伐期施業による持続可能な森林経営の機運	・簡易製材機を用いて自ら近場で素材を仕入れ簡易な製材加工をするログビルダー※の存在（ムカラウッドワーク） ・ようてい森林組合の新製材工場の余剰製材能力 ・しりべし・くつろ木の会の地域材の利用促進に向けた取組	・建築着工傾向や木造建物の築年数から新築・改修需要の見込み ・ NISEKO生活・モデル地区の契機 ・しりべし・くつろ木の会の地域材の利用促進に向けた取組 ・地域材を丁寧に扱うログビルダーの存在 ・高い技術・センスを持つ家具・木工・精油・スキー・スノーボード製作所の存在、地域材の関心も有
課題	・計画的な森林整備及び素材生産の実行 ・放置された森林の対応策 ・将来的な人材確保・育成の検討	・木材を域内流通するための、製材・乾燥・加工機能の（一部）整備又はルートの構築	・木材を域内流通するための、製材・乾燥・加工機能の（一部）整備又はルートの構築

※ログビルダー：ログハウスを作る人のこと

上記より、ニセコ町における最大の課題は、「体系的継続的な森林整備が行われてこなかったこと」にある。その為、計画的な素材生産が行われておらず、生産量も限定的となっている。こうした背景から、素材加工や製品加工を行う事業者が町内には存在せず、加工の過程で近隣町村の事業者、更には遠方の事業者へ搬出する中で、他産地の木材と混合して取り扱われ、「ニセコ町産材としての木材が流通していない」という現状に繋がっている。

ニセコ町産材が流通していないため、ニーズがあっても調達は極めて困難な状態にある。この課題を解決しない限り、持続可能な域内循環は実現できない。その為、森林整備・素材生産の課題を解決することが最優先である。

この「森林整備・素材生産の課題」を解決するには、長期的な森林の将来像を見据え、ニセコ町の地域特性に応じた森林整備や木材の利活用など、森林づくりの基本理念と方向性を示す「森林ビジョン※の策定」が必要である。行政・森林所有者・林業関係者・町民等のステークホルダーがこうしたビジョンを共有することにより、森林の持つ公益的機能に対する理解の促進とともに、各ステークホルダーの役割認識の下、具体的かつ計画的な行動につながり、設備投資や人材の育成が進んでいくことが期待される。

「森林ビジョン」を策定し、ここに牽引役・調整役として地域商社が加わり、ニセコ町・森林組合・町内林業家と連携して体制を整え、具体的な計画を立てて取組を推進していくことで、体系的継続的な森林整備と素材生産の実現が可能になると考える。

【図 3-5-17】森林整備・素材生産の体制構築に向けたフロー

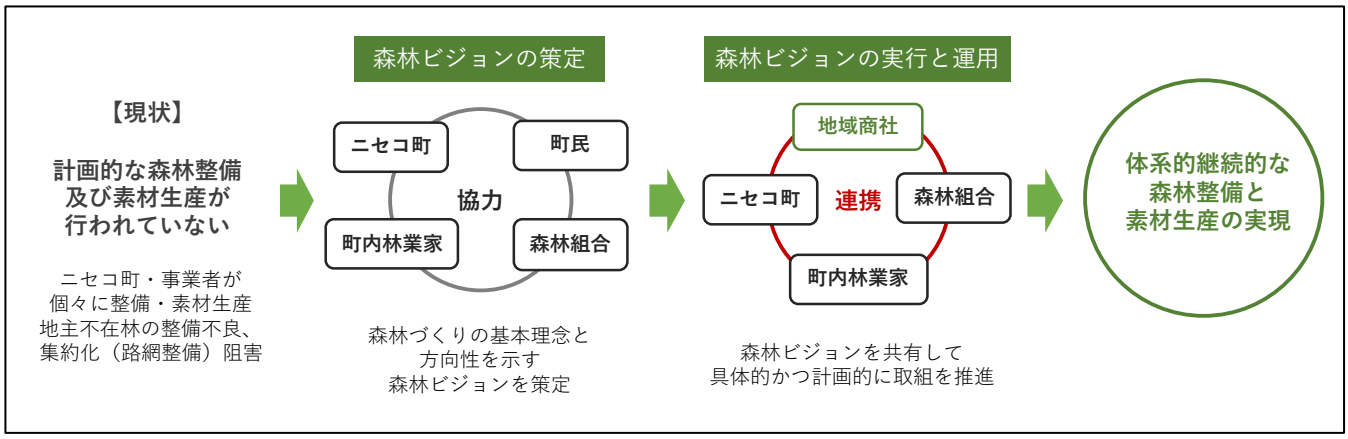

※森林ビジョンとは

目指すべき森林の将来像を描き、その実現に向けた森林づくりの基本理念や取組の方向性を示す構想であり、森林ビジョン、森づくりビジョン、森林構想など策定する自治体によって名称は様々である。そうした森林ビジョンの中から、いち早く取り組まれてきた岡山県西粟倉村の事例を紹介する。

【事例】西粟倉村百年の森林構想

西粟倉村は、面積の約 95％が森林で、そのうち人工林が 84％であり、所有者区分別でみると私有林は森林面積全体の約 7 割、村有林は 2 割超を占めている。これは昭和 30 年代に、採草や薪炭用の部落共有林が各世帯に分配されたことにより、ほぼ全世帯が森林所有者として人工林の育成を行ってきたという特性によるものである。しかし、1990 年代後半以降、木材価格の低下や後継世代の離村などにより、小規模な森林を所有する世帯を中心に林業への関心低下が進んできた。このような中、2008 年（平成 20 年）に「約 50 年生にまで育った森林の管理をここで諦めず、村ぐるみであと 50 年がんばろう。そして美しい百年の森林に囲まれた上質な田舎を実現していこう。」という村長の呼びかけをきっかけとして、「百年の森林構想」という森林づくりのビジョンを定めた。この構想を実現するため、その翌年に「百年の森林事業」※を開始し、同年 10 月には、村、（株）トビムシの出資により（現在は、これに加えてエーゼロ（株）、農林水産業投資事業有限責任組合、西粟倉村民が出資）、百年の森林事業により搬出された木材の 6 次産業化、移住・起業支援事業を主な事業とする地域商社「株式会社西粟倉・森の学校」が設立された。以降、村役場とこの地域商社が中心となり、森林整備の促進や、森林資源を活かした様々な事業・雇用の創出に取り組んでいる。

「百年の森林構想」は、村の政策の方針を定めるだけでなく、このビジョンがあることで（株）西粟倉・森の学校の事業を進めるにあたっての支えとなり、その他森林組合や林業事業体に対しても、設備投資や採用拡大を促す役割があったと考えられる。森林所有者である地域住民は、当初、個々が所有する森林の規模や状況等に応じて、「百年の森林構想」に対しては、反対・様子見・賛同・参画など様々な態度を示していた。しかし、百年の森林事業が進展し、その成果が目に見えるようになってくると、「百年の森林構想」は「百森（ひゃくもり）」と略称で呼ばれるなど、住民の意識は様子見や賛同から参画、あるいは協力できなくとも積極的な反対はしないという態度に変化して、理解の拡大に繋がってきたと言える。

【図 3-5-18】西粟倉村　百年の森林構想

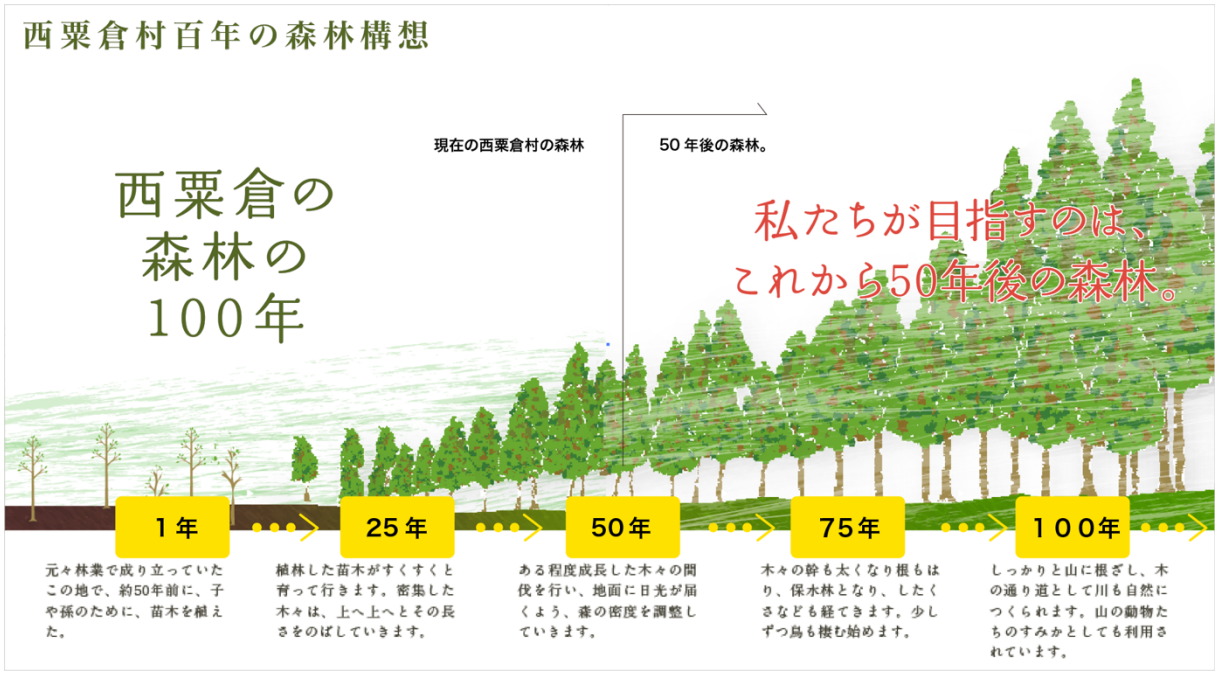

光の差し込む森づくり

人工林は野放しの状態で放っておくと枝葉が増えすぎて光が地面まで届かなくなります。その結果下草が生えず、深刻な土砂災害をまねく原因になります。
また、密集しすぎた木々は成長が遅れ、年月が過ぎても細いままのため、木材として一本あたりの材量が少なくなってしまいます。それらを回避し、より良い森を作るために適切な間伐をし、光の入る森を維持することが求められます。

皆様の山をお預かりします

西粟倉村では、役場が森林所有者から森林をお預かりし、森林の間伐、作業道整備を行う取り組みをしています。
これは『百年の森構想』の中心となる協定であり、村の予算で効率的な森林整備を行い、１０年間を一区切りとして長期に管理していくものです。美しい森林を守り、限りある自然の恵みを大切な人たちと分かち合える上質な田舎づくりを目指します。

森の再生のための商品化

森の再生を通じた地域経済の活性化を目的として、地域の資源を価値にする企業が設立されました。地域の経済につながるような、木材の加工、流通を事業として展開しています。
また、５０年前に未来の子どもや孫のために植えた木を、立派な１００年の森に育てていく使命を持つ百年の森林構想を応援してもらう仕組みとして、「共有の森ファンド」ができました。小口投資を募り多くの方に支えてもらうことで百年の森林を共に発展させる支えてもらう試みです。

（出典｜西粟倉村 HP より）

※「百年の森林事業」とは

この事業は、主に人工林の保育間伐、搬出間伐、作業道の開設を中心とした「百年の森林創造事業」と、これら森林整備によって生産される森林資源の利活用を目的とした「森の学校事業」の 2 つの分野に区分される。

前者の「百年の森林創造事業」では、村が主体となって村有林を中心に「森林経営計画」を策定し、村内に点在する私有林とともに森林を集約化し施業を行う。そのために、まず村と森林所有者の間で「西粟倉村森林長期施業管理に関する契約」を締結し、村が実質的な森林管理者となり、低コストで効率的な森林整備と、長期にわたって安定的な森林管理を行うものである。

後者の「森の学校事業」では、(株)西粟倉・森の学校を中心に、村のさまざまな魅力を村内外に積極的に PR すると同時に、「百年の森林創造事業」で生産された間伐材の販売、間伐材を使用した新製品の開発といった木材利用に関する様々な事業を実施する。

このふたつの事業の連携によって、森林資源をもとに、自立した持続可能な地域経済の確立を目指すものである。

【図 3-5-19】西粟倉村　百年の森林構想に基づく全体事業構成図

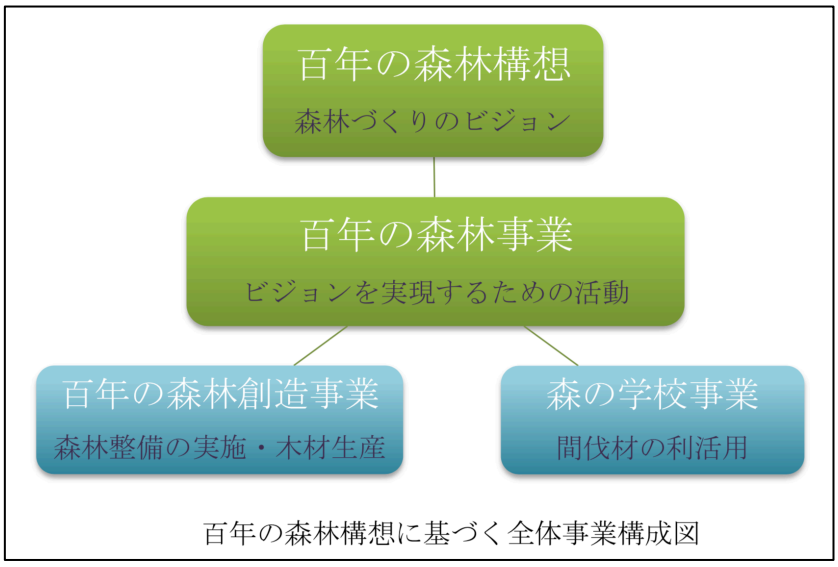

百年の森林構想に基づく全体事業構成図

（出典｜西粟倉村　森林管理計画書　本編）

４．地域インフラ並びに流通・域内調達率の高いモノ・サービスの調査

本章では、地域インフラならびに第１～３次産業関連事業者の木材を中心とした農林産品の域内調達、加工及び産業間の流通や連携、調達状況の実態を調査した。

４-１．流通・域内調達率の高いモノ・サービスの調査

４-１-１．木材等

ニセコ町産木材が町内で現在どのような利用をされているのか把握するために、これまでのヒアリング及び資料調査を元に利用状況について整理した。木材の調達及び流通状況については「3-5-1. 地域周辺木材の流通状況について」にてまとめている。

①広葉樹の薪

町内林業家、南しりべし森林組合、合同会社 Hikobayu 等が生産する薪が一定量流通している。薪利用者は事業者に直接問い合わせて入手しており、個人で自身が所有する林の木を伐採して利用している方もいる。木材使用総量は不明であるが、薪ストーブを導入している住宅・コンドミニアム・飲食店が多いことから一定量の薪が調達・流通していると推測できる。

②公共建築での利用

ニセコ町の公共建築で地域材利用が判明している事例について紹介する。

＜ニセコこども館＞

竣工｜2016 年（平成 28 年）
構造｜木造２階建て
延べ床面積｜303.94 ㎡
木材使用量｜109.61 ㎥（うち地域材 102.67 ㎥）
使用樹種｜構造：カラマツ　　内外装：カラマツ・スギ

ニセコ町内で伐採したカラマツを大断面集成材に加工し、構造材や柱に利用しており、内装や断熱材にも木材を使用している。

（出典｜ニセコ町 HP より）

＜ニセコ町民センター＞

改修｜2012 年（平成 24 年）
構造｜木造 2 階建て
延べ床面積｜2,462 ㎡（改修部分+増築部分）
木材使用面積｜310.7 ㎡
使用樹種｜床材：シラカバ

築 30 年以上経過したコミュニティ施設の大規模改修の際、床材として地場産シラカバのフローリングを使用。

③家具・木工デザイナーの材料

稀に家具・木工デザイナーが工房周辺の林や薪として仕入れた丸太を使用し製品化しているケースがある。調達率・量は高くない。

④葉・樹皮の利用

ニセコ町産のトドマツの葉活用した精油、ルームスプレー、白樺の樹皮を活用したアクセサリーなどとして製品化されている。

4-1-2．農産品等

ニセコ町産の農産品をはじめ、農産品等を原材料に製作された商品のほか、ニセコ町の地域資源を活用したサービス等、現在どのようなものが提供されているか、ヒアリング及び資料調査を元に整理した。

【表 4-2-1】事業者一覧

	事業者名及び店舗名（五十音順）
ニセコ町産製品を販売している事業者	ニセコ中央倉庫群、ニセコビュープラザ直売会、道の駅ニセコビュープラザ
ニセコ町及び北海道産産品を使用している事業者	石窯パンマルシェ HARU、ヴィラ・ルピシア、Eff Eff、おおみち農園（ファーマーズキッチンポンポン（レストラン）、テイクアウト店）、奥土農場石窯パン工房、合同会社 Hikobayu、さいとう製パン、茶房ヌプリ、SEED BAGEL&COFFEE COMPANY、シャルキュトリーアカイシ、THE BEE & THE FARM、souga de mina、大吟醸ニセコ蔵人、高橋牧場　ニセコミルク工房、多田農園（ベジキング多田農園）、第 2 有島ダチョウ牧場（だちょう屋さんカフェ）、本田珈琲店、ピーカンロールピザ、Pikinini（ピキニニ）、Niseko 有島 organic shop あまからや、ニセコチーズ工房、ニセコチセガーデン、ニセコフロマージュ、Niseko Base Café、ニセコワイナリー（Niseko Yotei Organic Farm）、ニセコビール、Lalala Farm、レストラン神楽、ほか
ニセコ町周辺の自然資源をサービス提供している事業者	アウトドアアミューズメントカンパニー（OAC）、風の谷キャンプ場、 合同会社 Hikobayu、北海道ライオンアドベンチャー、ニセコアウトドアセンター(NOC)、ニセコアンヌプリ国際スキー場（中央バス観光開発株式会社）、ニセコアドベンチャーセンター(NAC)、ニセコカントリーファーム、ニセココテージボンゴ広場、ニセコゴルフコース（ニセコビレッジ株式会社）、ニセコサヒナキャンプ場、ニセコビレッジ「ピュア」、ニセコファイン、ニセコモイワスキー場（モイワリゾーツオペレーション合同会社）、（株）ニセコリゾート観光協会
ニセコ町周辺の温泉資源をサービス提供している事業者	いこいの湯宿いろは、ホテル甘露の森、ザ・グリーンリーフニセコビレッジ、ニセコ駅前温泉綺羅乃湯、ニセコアンヌプリ温泉 湯心亭、ニセコグランドホテル、ニセコ昆布温泉 鶴雅別荘 杢の抄、ニセコ五色温泉旅館、ニセコノーザンリゾート・アンヌプリ、ヒルトンニセコビレッジ、ワン・ニセコ・リゾート・タワーズ、

上記の中から、一部の事業者について紹介する。

【道の駅ニセコビュープラザ】

年間約 60 万人（平成 30 年は 57.9 万人）の来場者が訪れる。特産品販売と観光案内を行っている情報プラザ棟では、ニセコ町産の原材料やニセコ町で製造したものに限定し、生乳のスイーツやチーズなどの乳製品から焼き立てベーグルや石窯パン、日本酒やワインなどの地酒まで豊富なバリエーションの商品を取り扱っている。

【ニセコビュープラザ直売会】

年間約 23 万人（平成 30 年は 22.6 万人）の利用者数（レジ通り数）があり、年間約 3 億円の売り上げをほこる。取扱商品は、63 の組合員が生産したニセコ町産の新鮮な野菜（じゃがいも、メロン、とうもろこし、アスパラ、玉ねぎ、人参、かぼちゃ、ゆりね、トマトなど）や米、その他加工品が並ぶ。テイクアウトショップでも、ニセコ産食材にこだわった地元グルメを扱う店舗が営業している。町内のホテル・レストランの料理人も、自ら買い求めにきている。

【ニセコ中央倉庫群】

ニセコ中央倉庫群は、昭和初期の産業遺産である倉庫群をリニューアルした交流施設で、フリースペース、創作活動室、作業室などの貸室・貸館・テレワーク利用のほか、セレクトショップ、カフェ、キッズスペースが併設している。

セレクトショップでは、ニセコ町産の加工品やニセコ町周辺のデザイナーが製作した商品が並ぶ。

【高橋牧場　ニセコミルク工房（カフェ est、プラティーボ、マンドリアーノ）】

1996 年（平成 8 年）に建設した生産加工販売施設「ニセコミルク工房」で、自牧場の搾りたて生乳を使って、食品添加物の使用を極力避け、本当の美味しさを伝えるため自分たちの目の届く範囲で、こだわりと責任をもって飲むヨーグルト、アイスクリーム、洋菓子を加工販売。ミルク工房には年間 30 万人が訪れている。

平成 23 年度から飲食店舗「ミルク工房レストラン PRATIVO」を開店。「PRATIVO」では、地元農家の野菜を使用した野菜ビュッフェランチを提供しており、土日は 400 人/日が訪れる。

【図 4-1-1】（株）高橋牧場の６次産業化の取り組み事例

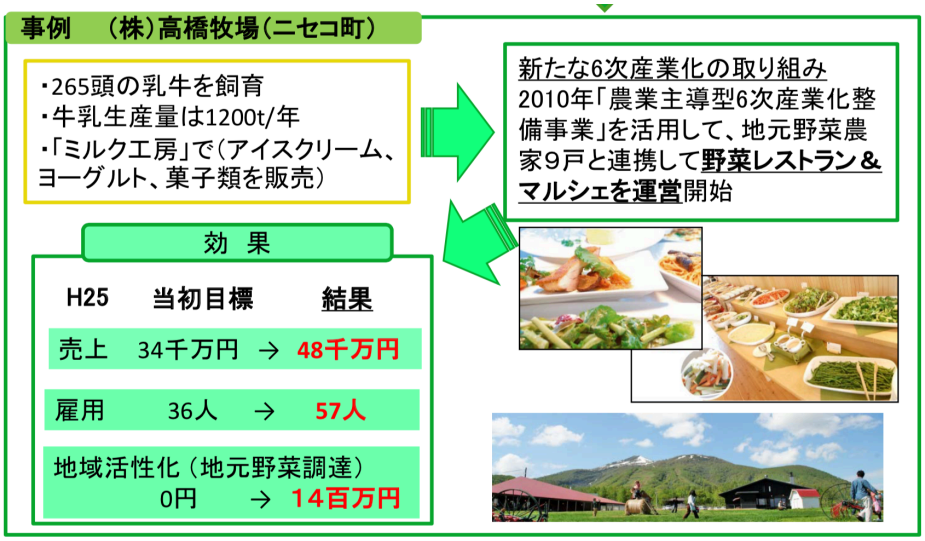

（出典｜平成 26 年度北海道産業競争力協議会資料 6-1 農林水産業の成長産業化に向けてより抜粋）

（出典｜6 次産業化優良事例 25 選（2015 年）より一部引用）

【（株）ニセコリゾート観光協会】

（株）ニセコリゾート観光協会は、かつて任意団体であったニセコ町の観光協会が、ニセコ町とニセコ町民が 50%ずつ出資して 2003 年（平成 15 年）9 月 1 日に設立した、全国ではじめて株式会社化した観光協会である。観光案内業務、特産品の販売（道の駅ニセコビュープラザなど）、地域イベントの支援業務、FM 放送事業など、旅行に関する業務（団体旅行・教育旅行・視察・各種大会セミナー等の手配など）を担う。教育旅行では、主に中学校・高等学校から受け入れており、観光協会がコーディネートし羊蹄グリーンビジネス（ニセコワイナリー）、高橋牧場（ミルク工房）、合同会社 Hikobayu、グリーンファーム、ようてい農協、ニセコ町たい肥センターなど農林産品を扱う事業者や工場で座学・作業体験・見学などを実施している。

【北海道ライオンアドベンチャー】

北海道ライオンアドベンチャーでは、下記のようなニセコの山や川といった自然を楽しむアウトドア体験を主に夏、冬のアクティビティとして提供している。

①夏のアクティビティ

尻別川ラフティング、ダッキー、トレッキング（神仙沼（しんせんぬま）湿原コース、半月湖コース、鏡沼（かがみぬま）ガイド）、サイクリング、川遊び、熱気球係留フライト

②冬のアクティビティ

スノーモービルツアー、スレッドツアー、スノーラフティング、スノーシューツアー、雪景色ニセコ清流下り

【合同会社 Hikobayu】

森林整備や精油の製造、アクセサリーの製作をするだけでなく、木育マイスターとして木や森と共にある暮らしなど整備した森の空間を活用した木育活動も実施している。また、Hikobayu が行う森林施業方法は、耐災害で環境低負荷な壊れない森林作業道の敷設や長期的視点による整備により持続可能な林業を行なっており、これにより作られた森林空間は、人が森へ入れるようになる機能性と同時に雰囲気の良い景観が創出され、森林セラピーやマウンテンバイクなど空間の多目的利用も可能とし、森林を新しい価値へと導いている。

4-1-3．流通・域内調達率の高いモノ・サービスの状況について

木材では、薪や公共建築への建材利用が主であり、葉や樹皮を活用する事業者も見られるが、現状では、用途は限定的である。前章でも触れたが、町産材の利用を促すには、町内周辺で製材・乾燥・加工機能の（一部）整備又はルートの構築や利用促進に向けた情報発信などの取組が求められる。

農産品その他のモノ・サービスでは、道の駅直売所で提供される農林産品、飲食店・物販店での農林産品を扱った料理・加工品、ニセコの自然資源を活用したスノーリゾート、夏・冬の山・川のアウトドア体験事業、木育イベント、キャンプ、ゴルフ、複数箇所ある温泉資源など非常に豊富で多様な資源と多数の事業者に恵まれていることがわかった。

また、高橋牧場では地元野菜の調達、ニセコ中央倉庫群でのセレクトショップ、ニセコリゾート観光協会による旅行プログラムの提供などにおいて、地元農家や地域の事業者と連携する体制が広がりを見せている。

一方で、道の駅の来場者のうち外国人は１割程度にとどまっている。特に冬季は、外国人を中心に、観光客はスキーリゾートエリアに行動範囲が集中する傾向がある。観光客とニセコ町の多様な地域資源との接点を増やし、誘導するような仕掛けをすることで、その消費を更に拡大させる伸びしろは十分にあるものと考えられる。

５．域内調達率の高いモノ・サービスを対象とした地域ポイント導入可能性調査

本章では、域内調達率の高い産品の消費拡大を図ることにより、地域経済活性化・循環に結び付けるためのツールとして、地域ポイント導入の可能性についての基礎的な調査を実施した。

５-１．域内周辺の地域通貨導入状況について

ニセコ町内及び周辺にて既に導入されている地域通貨について、その特徴・実態について調査した。

５-１-１．綺羅ポイント（綺羅カード）

利用エリア	ニセコ町内
加盟店	43 店舗（2019 年 3 月時点）
通貨形態	ポイント 媒体：IC カード（平成 29 年 11 月に現システム移行）
通貨獲得方法	加盟店でモノ・サービス支払い時にポイント付与
ポイント有効期限	レシートに記載
運営	ニセコ綺羅カード会
利用状況	**【発行枚数（2020/2/14 現在）】** 4,301 枚（うちニセコ町 2,856 枚） **【子育て支援カード発行枚数】** 保護者登録カード数 257 枚、登録対象子供の数 444 名 **【年間発行ポイント】**5,006,745 ポイント（H30.4.1～H31.3.31） **【ポイントでの買物利用額】**4,735,718 円（H30.4.1～H31.3.31） **【地域支援券の使用状況】** 地域支援券回収 1,940 枚 ×30 円/枚 ＝58,200 円（H30.4.1～H31.3.31） 地域支援登録団体 7 団体（2/14 現在）

【図 5-1-1】綺羅カード見本

【表 5-1-1】ニセコ綺羅カード会加盟店一覧

【食料・飲料】	Aマートようていニセコ店	【飲食】	居酒屋　次郎長
	えもどらんニセコ		居酒屋　松
	大西精肉店		お食事処じいじ
	Cave de Bambou		茶房ヌプリ
	清水商店		酒肴らくだ
	前田商店		Tajmahalニセコ店
	マイトリエ		ニセコくしや
	道の駅ニセコビュープラザ情報棟		ニセコビールレストラン
	湯谷商店		ファーマーズキッチンポンポン
	寿都アンテナショップ神楽鮮魚店		本田珈琲店
【衣料・日用品】	氏家サービスセンター		焼肉の春香園
	大阪屋呉服店		スナックai
	クスリ　ワタナベ		スナックいいとも
	小松ふとん店		スナックルピナス
	柴田時計店		寿都アンテナショップレストラン神楽
	ファションアオバ	【自動車】	鎌田オート商会
	矢橋商店		ニセコ日通自動車整備工場
	フラワーショップノンノ		ニセコロードサービス
【美容】	岡美容室	【燃料】	出光ニセコSS丸和農産
	Hair Studio KORU	【除雪等】	牧野工業
【温泉】	ニセコ駅前温泉　綺羅乃湯		
	ホテル甘露の森		

【システム】

・お買物（税抜）100 円毎に 1 ポイント（一部加盟店では 200 円毎 1 ポイント）を発行。
・500 ポイントで 500 円分の買物利用可、またはカード会が実施するイベント参加可。
・子育て支援登録すると、中学生以下のこども 1 人につき、対象期間中に 500 ポイントを貯めると 2,500 ポイント/人付与される。
・地域で活動する団体（少年団、スポーツクラブ、町内会、PTA など）向けに地域支援事業を行なっており、満点カード利用毎発行され「地域支援券」１枚につき届け入れた団体へ 30 円支援される。（ニセコ町の補助金活用）

（出典｜綺羅カードパンフレットより引用 2019 年 3 月時点）

5-1-2．NISEKO Pay（ニセコペイ）

利用エリア	倶知安町・ひらふ地区
加盟店	約 70 店舗（2019 年（令和 1 年）3 月時点）
通貨形態	電子マネー（QR コード決済）＋普通口座準用 媒体：スマートフォン
通貨獲得方法	アプリによるクレジットカードか現金によるチャージ（前払式支払手段の電子マネー等の決済系システム）
通貨使用方法	加盟店で QR コード読取
システム	SBI ホールディングス株式会社の「S コインプラットフォーム」 株式会社 Orb の分散台帳技術「Orb DLT」 株式会社 INDETAIL
ポイント有効期限	2020 年（令和 2 年）4 月までの実証実験
運営会社	一般社団法人ニセコひらふエリアマネジメント

【実証実験の概要】

・一般社団法人ニセコひらふエリアマネジメント（以下 NHAM）、株式会社東急リゾートサービス、SBI ホールディングス株式会社、株式会社 Orb、株式会社 INDETAIL により、2018 年（平成 30 年）11 月 23 日より、ブロックチェーン／分散型台帳技術を用いた「S コインプラットフォーム」を利用し、NHAM が提供するキャッシュレス決済アプリ「NISEKO Pay」の実証実験を開始。

・本実証実験では、地域のボランティア参加者にはボーナスコインを特典として付与することやアプリ内で協賛ができるようにすることで、NHAM としての活動基盤の整備にも取り組む。本実証実験を通じて、NHAM が主体となり、エリア内でのお金の地産地消を推し進め、将来的な域内経済活性化及び持続可能な街づくりにつなげ、世界に誇れる魅力あふれる国際観光地づくりに寄与できるよう努めるとのこと。

・NHAM 代表理事曰く、「ひらふ地区の海外の事業者が増え（夏は）不在の方もおり、コミュニティーが希薄になり（地域共同体が）成立しない状況にある」。それを結び付けようという試みが「ボランティア」「協賛」ボタンに現れている。

【図 5-1-2】NISEKO Pay アプリ画面

5-2．地域ポイント導入の可能性について

ニセコ町での地域ポイントの導入を検討するにあたって、従来および最近の地域通貨と特徴について把握し、ニセコ町の特性にあった地域通貨の特徴について整理する。

5-2-1．従来と最近の地域通貨・地域ポイントについて

地域通貨・地域ポイントは、2000 年代に、地域内で消費促進やボランティアなどの相互扶助を目的にブームとなったが、次第に下火となっていた。しかし近年、地方創生で地域コミュニティ活性化や域内経済循環が改めて着目されるようになったことや、デジタル技術（FinTech）の発達により電子マネーの導入・管理が容易となったことなどから再び注目を集めている。そこで、2000 年代にブームとなった従来の地域通貨や地域ポイント、最近新たに注目されている地域通貨・地域ポイントの特徴について整理した。

※FinTech（フィンテック）とは…金融（Finance）と技術（Technology）を組み合わせた造語で、金融サービスと情報技術を結びつけたさまざまな革新的な動きを指す。身近な例では、スマートフォンなどを使った送金もその一つである。

そもそも地域通貨・地域ポイントとは？

「地域通貨」とは、特定の地域における消費の促進と相互扶助を主な目的として、当該地域内に限って流通し、人々の決済手段などとして利用される通貨である。この地域通貨の目的は、地域経済と地域コミュニティの活性化に向けた、地域で資金を循環させるための仕組みづくりと言い換えることもできる。

厳格な定義を持つ概念ではない地域通貨にあっては、地域における商品券や各種のポイントなども、概して地域通貨の範疇に含まれると考えられている。また、法定通貨と異なり、地域通貨の発行や運営の母体は、商店街、NPO、地元の企業や地方公共団体など多様である。

（出典｜国立国会図書館調査と情報―ISSUE BRIEF―No. 1014（2018. 9.25）地域通貨の現状とこれから―各地域の具体的な取組事例を中心に―より引用）

（1）従来の地域通貨・地域ポイント

【事例 1】クリン（北海道栗山町）

発行年	2000 年（平成 12 年）~2011 年（平成 23 年）（流通停止）
発行主体	NPO 法人くりやまコミュニティネットワーク （2012 年 3 月に運営母体解散）
対象地域	北海道栗山町
通貨形態	紙幣
使用条件	会員登録（会費なし） 会員条件：町民および町内職場に通勤している他地域住民

価値の基準	1,000 クリン＝１時間あたりのサービス（目安）
通貨獲得方法	入会時（3,000 クリン） サービス提供による受け取り、エコポイントからの交換
有効期限	なし
利用場所	北海道栗山町の利用者間
利用状況	767 人（2003 年時点） 58 協賛店（2003 年時点） 流通量　125 万クリン（2002 年時点）（約 87.5 万円相当） サービスメニュー登録数 524 件（2002 年 2 月時点）
法定通貨への交換	不可
運営コストの主な財源	栗山町からの補助金
導入目的	地域社会全体での支えあいの仕組みの実現
特徴	・地域で支えるサービスをお互い提供しあう仕組み（契機は介護保険制度ではカバーされない心のケアの必要性であった）※下図 5-2-3 参照 ・コーディネーター制の導入による依頼者と提供者の仲介 ・エコポイント制度の併用（5 エコポイントで 500 クリンと交換可、発行条件は、買い物袋持参、エコマーク商品の購入）

（引用・参照｜『農村研究』第 99 号（2004.9）「地域通貨の定義をめぐる論点と展開条件」

大和総研調査季報 2018 年春季号 VOL.30「地域通貨は地域金融システムに何をもたらすか」）

【図 5-2-3】クリンを活用したサービス項目一覧（利用数上位 10 項目）

（BEST10）　（単位：人）

項　目	2001	2002
犬の散歩	70	74
話し相手	80	73
オセロの相手	69	73
除雪	54	58
図書館の本を借りる・返却	52	57
お茶碗洗い	61	54
子供の世話（4 時間以内）	—	49
車使用の買い物	44	46
買い物	40	—
お茶のみ友達	38	40

上記順位項目は、イベントの協力約 100 件を除く

（出典｜『農村研究』第 99 号（2004.9）「地域通貨の定義をめぐる論点と展開条件」）

【事例２】ハーン（島根県海士町）

発行年	2005 年（平成 17 年）～（継続中）
発行主体	島根県海士町
対象地域	島根県海士町（中ノ島）

通貨形態	紙幣
使用条件	なし
価値の基準	1 ハーン＝１円
通貨獲得手法	取扱店で交換
有効期限	なし
利用場所	島根県海士町（中ノ島）の加盟店
利用状況	島根県海士町全域ほとんどの店舗で利用可（約 100 店舗）
法定通貨への交換	不可
運営コストの主な財源	自治体財源及びプレミアム付商品券
導入目的	地域経済循環（域外流出防止）、域外需要獲得
特徴	・海士町職員のボーナス支給に利用（法定通貨によらない賃金支払の実例） ・海士町へのふるさと納税の返礼として入手できる ・命名の由来は同町を訪れたギリシャ出身の文豪、ラフカディオ・ハーンである。

（引用・参照｜国立国会図書館調査と情報―ISSUE BRIEF NO. 1014（2018. 9.25）

「地域通貨の現状とこれから―各地域の具体的な取組事例を中心に―」）

【図 5-1-4】地域通貨ハーン（紙幣）

（出典｜ふるさとチョイス HP 島根県海士町）

（２）最近注目される地域通貨・地域ポイント

【事例３】さるぼぼコイン（岐阜県高山市、飛騨市、白川村）

発行年	2017 年（平成 29 年）12 月から本格運用
発行主体	飛騨信用組合
対象地域	岐阜県高山市、飛騨市、白川村

通貨形態	電子マネー（QR コード決済）＋普通口座準用 媒体：スマートフォン
使用条件	アプリ「さるぼぼ pay」のダウンロード
システム会社	アイリッジ社「MoneyEasy」
価値の基準	1 さるぼぼコイン＝１円
有効期限	さるぼぼコイン→最後に利用された日から 1 年後 さるぼぼポイント→チャージされた日から 1 年後
通貨獲得方法	指定場所で現金もしくは普通預金口座からチャージ （前払い式支払い手段）
利用場所	岐阜県高山市、飛騨市、白川村の加盟店
利用状況	利用者：約 10,000 人（2019 年 12 月時点） 加盟店：約 1200 店舗（2019 年 12 月時点） 加盟店の手数料：1.5％ ご利用限度額（チャージ限度額）： 200 万円（ひだしんに口座をお持ちで、当組合所定の手続きをされた方）上記以外の方は 10 万円が上限となる。
法定通貨への交換	不可
運営コストの主な財源	・加盟店手数料
導入目的	地域経済循環（域外流出防止）、域外需要獲得
特徴	・即時決済 ・飛騨市・高山市の窓口手数料・市税納付対応（2019 年 4 月から） 飛騨市役所では、窓口手数料の決済と同時に市県民税（普通徴収）、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険料、水道料金、下水道の使用料など（ただし 1 件 30 万円以下まで）を、納付書のバーコードを読み取って自宅で支払えるシステムを導入している。これは、納付書のコンビニエンスストアでの支払いシステムを構築・運用する収納代行会社と飛騨信用組合との契約になっている。 高山市役所では、納付書から直接支払えるサービスを開始しているが、コンビニエンス支払いの対応が異なるため上下水道利用料は未対応である。 ・飛騨市・高山市の防災情報配信（2019 年 8 月から） GPS の位置情報を用いて、必要なエリアに住む人だけに避難勧告など災害情報、通行止めなど交通情報、クマの出没情報などの情報配信をアプリで配信。

（引用・参照｜日経 BP 総研、新・公民連携最前線 HP「“お金の地産地消”を公民連携で加速へ、電子地域通貨「さるぼぼコイン」」（2020 年 1 月 21 日）より飛騨信用組合 HP「電子地域通貨 さるぼぼコインのご案内」）

さるぼぼ pay 利用者はコインの譲渡や払い戻しはできない。さるぼぼ bank 利用者に該当する店舗はコインを受け取ったり、受け取ったコインを他の誰かに支払うことができ、払い戻しも可能である。

【図 5-1-5】さるぼぼコインの仕組み

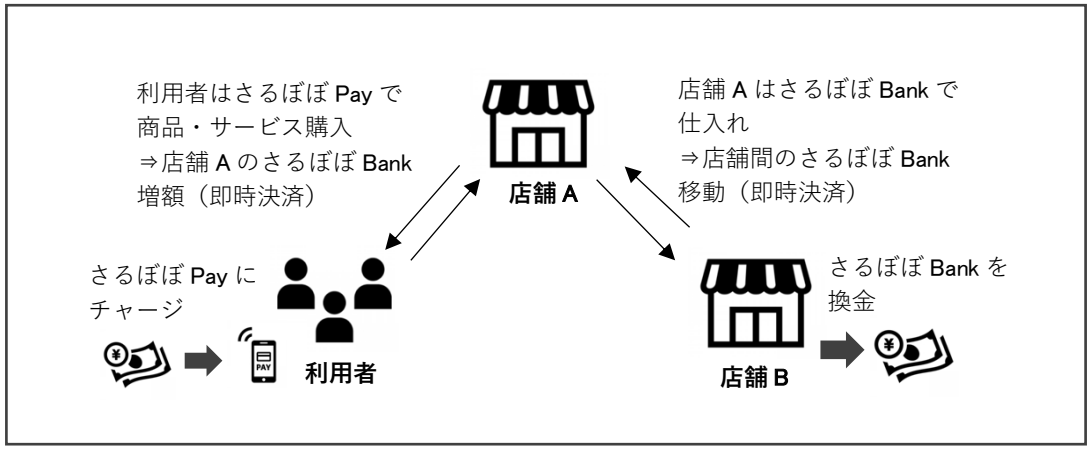

＜さるぼぼコインを利用した、窓口手数料、納付書支払い状況＞

飛騨市役所の窓口手数料の支払いは、2019 年 4 月～11 月の間で合計 417 件、金額にして 16 万 7650 円。納付書の支払いは、4 月 1 日～12 月 10 日の間で合計 136 件、金額にして 278 万 2081 円であった。納付書は、現時点では不動産業者や銀行など業者の利用が中心のようである。

一方、高山市役所では、窓口手数料の支払いは、7 月 16 日～11 月末の間で計 247 件、金額にして 8 万 6810 円。納付書の支払いは、7 月 16 日～11 月末の間で計 344 件、金額で 780 万 9200 円であった。

【事例 4】共感コミュニティ通貨 eumo（全国各地）

発行年	2019 年（令和 1 年）9 月~2020 年（令和 2 年）2 月まで実証実験
発行主体	株式会社 eumo
対象地域	全国各地
通貨形態	電子マネー（QR コード決済） 媒体：スマートフォン
使用条件	実証実験への参加登録 アプリ「eumo」のダウンロード プリペイドカード
システム会社	フィノバレー
価値の基準	1eumo=1 円
有効期限	実証実験期間は 3 ヶ月（本格導入は 6 ヶ月を予定）
通貨獲得方法	アプリによる事前振込または加盟店頭等でプリペイドカード購入によりチャージ （前払い式支払い手段）
利用場所	全国各地の加盟店
利用状況	実証実験段階　※

法定通貨への交換	不可
運営コストの主な財源	実証実験段階
導入目的	共感資本主義社会、都会と地域をつなぎ、本当に大切なものを大切にできる社会の実現
特徴	・eumo でしか購入・体験できない限定商品（人・モノ・場との出会いを創出する） ・有効期限付きの通貨であり、期限が切れてしまった eumo は、遠方地へ移動した等利用状況に応じてバランスを付けた再配布方式あり ・他者にギフトが可能

※利用状況については（2）共感コミュニティ通貨の実証実験状況を参照

＜共感コミュニティ通貨 eumo のコンセプト＞

「お金が目的化しないように「人が幸せになるための手段」としてお金を再定義する」こと。

【図 5-1-6】共感コミュニティ通貨 eumo（ë）概念図

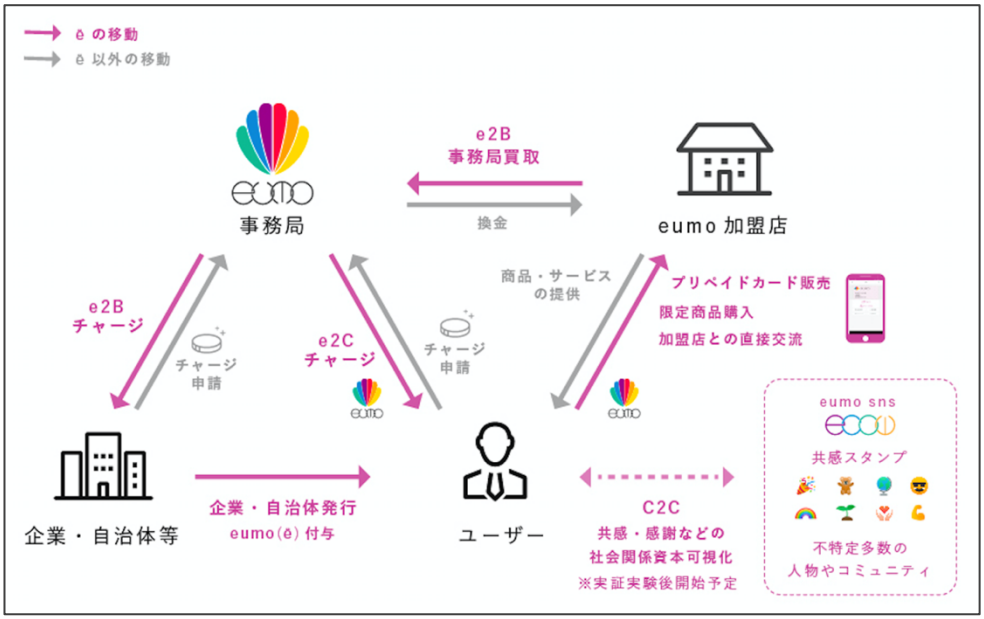

【図 5-1-7】共感電子通貨 eumo （ë）の特徴

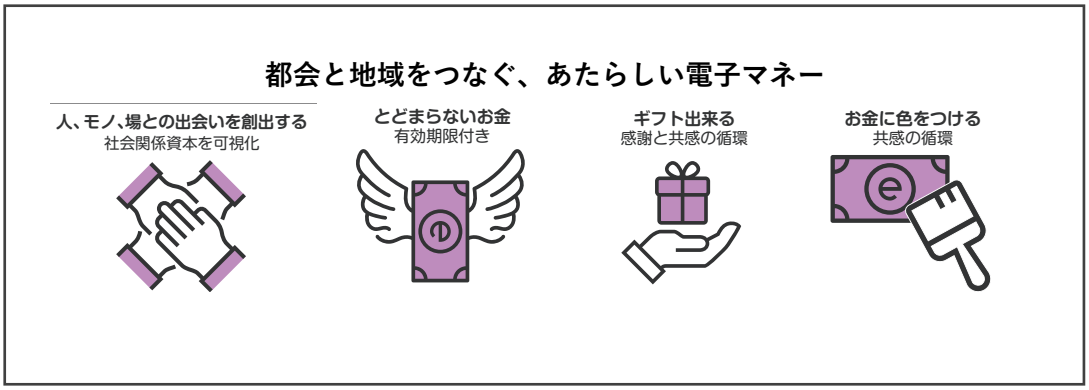

【事例５】まちのコイン（鎌倉市ほか）

発行年	鎌倉市：2019 年（令和元年）11 月 21 日～12 月 18 日で実証実験
発行主体	株式会社カヤック
対象地域	鎌倉市ほか
通貨形態	電子マネー 媒体：スマートフォン
使用条件	アプリ「まちのコイン」のダウンロード
システム会社	株式会社カヤック
価値の基準	1 クルッポ=1 円
有効期限	なし
通貨獲得方法	地域活動などに参加するとクルッポを獲得 （独自コイン系システム）
利用場所	鎌倉市：22 の店舗と団体
利用状況	約 800 人（＊アプリをダウンロードしたユーザー数） 約 250 万クルッポ（鎌倉でのポイントの単位、1 クルッポ＝１円相当）
法定通貨への交換	不可
運営コストの主な財源	実証実験段階（SDGs つながりポイントシステム構築業務）
導入目的	「地域資本主義」という、地域のコミュニティとの繋がりを促進
特徴	・地域活動に参加する等しなければコインを獲得できない。 ・ゲーム感覚で、自分のコインの流通量に応じてレベルアップやボーナスコインが付与される等のシステム ・まちのコインを使う個人ユーザーも、使い方を考えるお店の人も、導入する地域も、コインのもらい方、使い方をユーザーがデザイン可能。

【図 5-1-8】まちのコイン　アプリイメージ

（出典｜株式会社カヤック HP　コミュニティ通貨「まちのコイン」ページ）

（3）地域通貨・地域ポイントの特徴整理

＜新旧地域通貨・地域ポイントの発行目的別分類＞

	発行目的分類	名称	発行主体	通貨形態	利用場所	運営コストの主な財源	有効期限	特徴
旧	コミュニケーション型	クリン	NPO	紙幣	対象地域の利用者間	栗山町からの補助金	なし	地域で支えるサービスをお互い提供しあう仕組み
旧	外貨獲得域内消費促進型	ハーン	地方自治体	紙幣	対象地域の加盟店	自治体財源及びプレミアム付商品券	なし	町職員のボーナス支給に利用、ふるさと納税の返礼品に利用
新	外貨獲得域内消費促進型	さるぼぼコイン	金融機関	電子マネー＋普通口座準用	対象地域の加盟店	加盟店手数料	１年	店舗間取引に利用可 窓口手数料・納付書の支払い、防災情報配信
新	都市地域間連携共感消費促進型	eumo	民間企業	電子マネー	対象地域の加盟店・利用者間	―	3ヶ月 (6ヶ月)	eumo 限定商品 期限切れ通貨再配布 他者にギフトが可能
新	コミュニケーション型	まちのコイン	民間企業	電子マネー	対象地域の加盟店・利用者間	―	なし	地域のコミュニティとの繋がりを促進する仕組み

【従来の地域通貨・地域ポイントの課題】

クリンは日本の地域通貨における先進的事例として 2000 年代には注目されていたが、現在はすでに発行・流通していない。その要因は「発行・運営に関する経費負担」にあった。発行・管理にかかる費用は栗山町からの補助金等で賄われていたため、補助金が打ち切られた 2011 年以降は発行・流通が停止されることとなった。

一方、ハーンも地方自治体が発行主体となっているが、「ふるさと納税の返礼品」として域外需要獲得を講じ、「町職員のボーナス支給」に利用という画期的な取組やほとんどの店舗で利用できるなど利用率の高い環境により、外貨を域内に取り込み循環させたことが継続できた要因と考えられる。

【再注目されている地域通貨・地域ポイントは、デジタル技術の活用により発行主体が変化】

キャッシュレス決済、ブロックチェーンなどのデジタル技術が活用され、紙幣・カードの発行・輸送・管理が不要となり、利用者・運営どちらも「利便性」が向上し、運営側は「運営コスト」の削減を図ることができるようになった。これにより、従来の地域通貨・地域ポイントの課題であった「発行・運営に関する経費負担」を緩和でき再注目されるきっかけとなった。

また、運営コストの低下により、利益率が期待できるようになってきた影響で、従来の地域通貨では見られなかった金融機関、事業会社、官民連携の運営体など民間企業による発行事例が増加している。再注目されている地域通貨・地域ポイント等により、地域通貨・地域ポイントを循環させること自体で運営コストをまかなえることができれば、まさに持続可能な地域通貨・地域ポイントが実現となる。

【特徴的な地域通貨・地域ポイント】

近年注目されている地域通貨は、デジタル技術の普及も後押しし、それぞれ独自の特徴がみられた。

「さるぼぼコイン」では、店舗での支払いだけでなく「店舗間取引（BtoB）」や「窓口手数料・納付書の支払い」、「防災情報配信」を付加し利用者の利便性促す工夫をしている。「eumo」では、eumo でしか体験・購入できない仕組み、通貨の流れ、独自の（共感）コミュニティを形成し、選ばれる工夫をされている。「まちのコイン」では、「クリン」のサービス領域を広げたような地域のコミュニティとの繋がりを促進し、ゲーム性や自ら地域通貨をデザインできる参加型で楽しめる工夫をされている。このように、ただ消費促進するだけの地域通貨・地域ポイントではなく、選ばれる工夫を付加した設計がなされている。

5-2-2．共感コミュニティ通貨 eumo の実証実験状況

（1）で紹介した共感コミュニティ地域通貨 eumo は 9 月 15 日から 2 月 29 日まで実証実験を実施した。

実証実験には、26 の加盟店が参加し、ニセコ町でも「ニセコ中央倉庫群」が参加している。また、11 月 29 日時点で 805 名が登録し実証実験に参加した。これによる累計チャージ金額は合計約 250 万円に上り、そのうち約 176 万円が利用されている。１店舗当たり約 10 万円利用されていることになる。また、未使用残高の約 74 万円は実証実験後半（12 月 15 日以降）に再配布となった。

【実証実験の状況（9 月 15 日から 11 月 29 日まで）】

総加盟店数	２６店	
総登録者数	８０５名	
累計チャージ金額	約２５０万円	
累計利用金額	約１７６万円	1 店舗約 10 万円
未使用残高	約７４万円	12 月 15 日以降再配布へ

【図 5-1-9】共感コミュニティ通貨 eumo 共感加盟店一覧

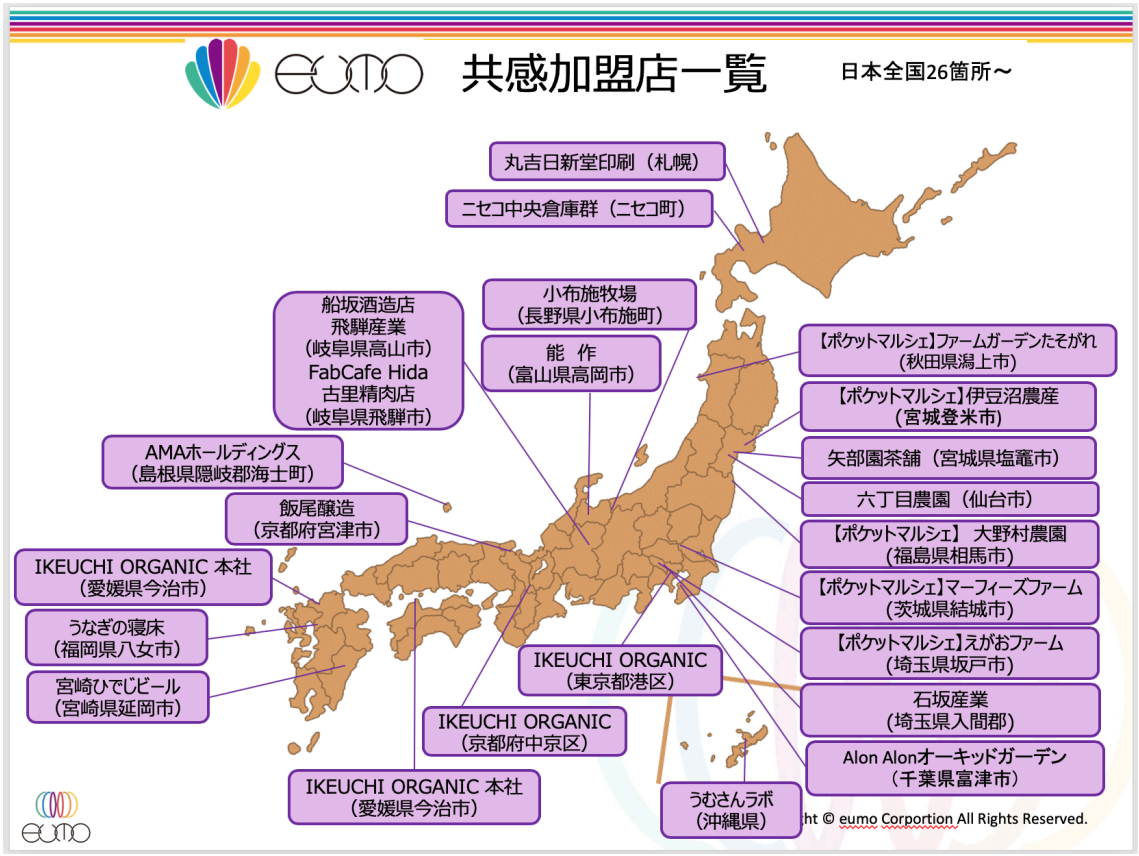

＜ニセコ中央倉庫群における導入状況＞

ニセコ中央倉庫群では、下記のようなオリジナル商品を考案・提供した。

【表 5-1-1】ニセコ中央倉庫群　提供商品一覧

	体験商品内容
1	**①中央倉庫群のガイド(1 時間)**：3,000 ë /1 人(予約不要) スタッフが中央倉庫群（主に旧でんぷん工場、1 号倉庫）の歴史やストーリーをご説明
2	**②中央倉庫群と周辺のガイド&ドリンク付き(1.5 時間)**：4,000 ë /一人(予約不要) スタッフが中央倉庫群と周辺の歴史やストーリーについて資料を使いご説明し、更に周辺の施設や環境などについて歩きながらご説明します。ニセコベースカフェのドリンク付き。
3	**③電気自動車でめぐるニセコ町ガイド(2 時間)**：10,000 ë (1 台あたり/最大 4 名)(予約不要) スタッフが中央倉庫群と周辺の歴史やストーリーについて資料を使いご説明し、中央倉庫群が所有する電気自動車で環境に負担を掛けないエコな町内案内。徒歩ではいけないようなところをエコにご案内。
4	**④1 号倉庫 1 日利用(8 時間)**：30,000 ë /8 時間(予約必要) 中央倉庫群 1 号倉庫を 1 日利用しませんか。用途はいろいろ 例）イベント・ワークショップ開催、夏でもひんやり倉庫で夕涼み　※予約方法は電話 or メール

実証試験の結果、ニセコ中央倉庫群の利用実績はゼロであった。その理由としては、関東圏の登録者数が多い中、関東圏からアクセスのしにくい立地にあって、登録者の移動ハードルを越える体験商品（共感）に至らなかったことなどが要因ではないかと考えられる。

今後、実証試験および地域ポイントの導入を検討するにあたっては、改めて想定されるターゲットに対して遠方まで足を伸ばしてでも体験したいと思わせるような商品設計をする必要がある。

5-2-3．ニセコ町で導入する地域ポイントの導入可能性について

これまで、既存の地域通貨・地域ポイント及び他地域における従来・最近の地域通貨・地域ポイントについて触れてきたが、導入するにあたって、利用の対象となる地域にお金が落ちるモノ・サービスの存在、ターゲットの設定、継続的に利用を促す特徴、自立・継続できる運営コストを賄える仕組みを
構築することが必要である。

モノ・サービスは、４章で調査したとおり、域内で調達・加工される農林産品をはじめ地域資源を活用した観光サービスなど豊富にあることが明らかとなった。ターゲットについては、近年の観光客増加傾向や人口微増の傾向から、観光客・住民の双方で一定規模の利用が期待できる。また、2020年（令和 2 年）3 月 11 日（水）北海道新聞の記事によると、消費税率引上げに伴うキャッシュレス決済のポイント還元制度において、ニセコ町は道内市町村別の千人あたりの加盟店数で、全道 4 位（28.5 店。加盟店総数 151 店）と、観光地という特性から電子マネー普及率の高い地域となっており、事業者側のハード面での導入ハードルは比較的低いと考えられる。

今後、導入を検討していくにあたって、第一に「利用者のコアとなる地域の住民及び事業者の理解を深めること」が課題として挙げられる。地域ポイントのねらいや、利用者・事業者にとってメリットなどに関するわかりやすい説明、既存の電子地域通貨や「綺羅カード」などのポイント制度との住み分けなどの調整を丁寧に進めていく必要がある。その上で住民・事業者の双方が参加しやすい仕組みや、観光客のみならず住民も利用したくなるようなインセンティブの付与など、ニセコの地域特性を踏まえた地域ポイントの具体化検討を進めていく。

6．ニセコ町版地域商社の基本設計

前項までの整理・検討を踏まえ、地域資源である林業について、生産・加工・活用の内部循環を担うことのできるニセコ町版地域商社設立に向け、仮設を立てて基本設計を行った。

6-1．ニセコ町版地域商社の基本設計

6-1-1．地域商社の方向性について

3章の「現状・ポテンシャル・課題」に、4章、5章で整理した域内調達率の高いモノ・サービスの調査及び地域ポイントの導入可能性を「その他経済循環に資するモノ・サービスの状況」として、ポテンシャル・課題を整理して加え、地域商社の方向性を導き出すこととする。

森林整備・素材生産の課題を解決する為の「森林整備体制構築」、素材加工、製品加工・販売の課題である木材流通をどのように実現し、ニーズに対してどのような製品を供給できるかといった「木材流通・高付加価値化」、恵まれた自然環境・景観資源の中で森林整備により更に磨きをかけていく中、森林空間を健康、観光、教育等の多様な分野で活用する「森林サービス産業の創出」、地元調達の強化や域内での経済循環率の向上を図る「地域経済循環」、これら4つの方向性で地域商社の事業を進めていくことを想定している。

【図 6-1-2】ポテンシャル・課題から地域商社の方向性について

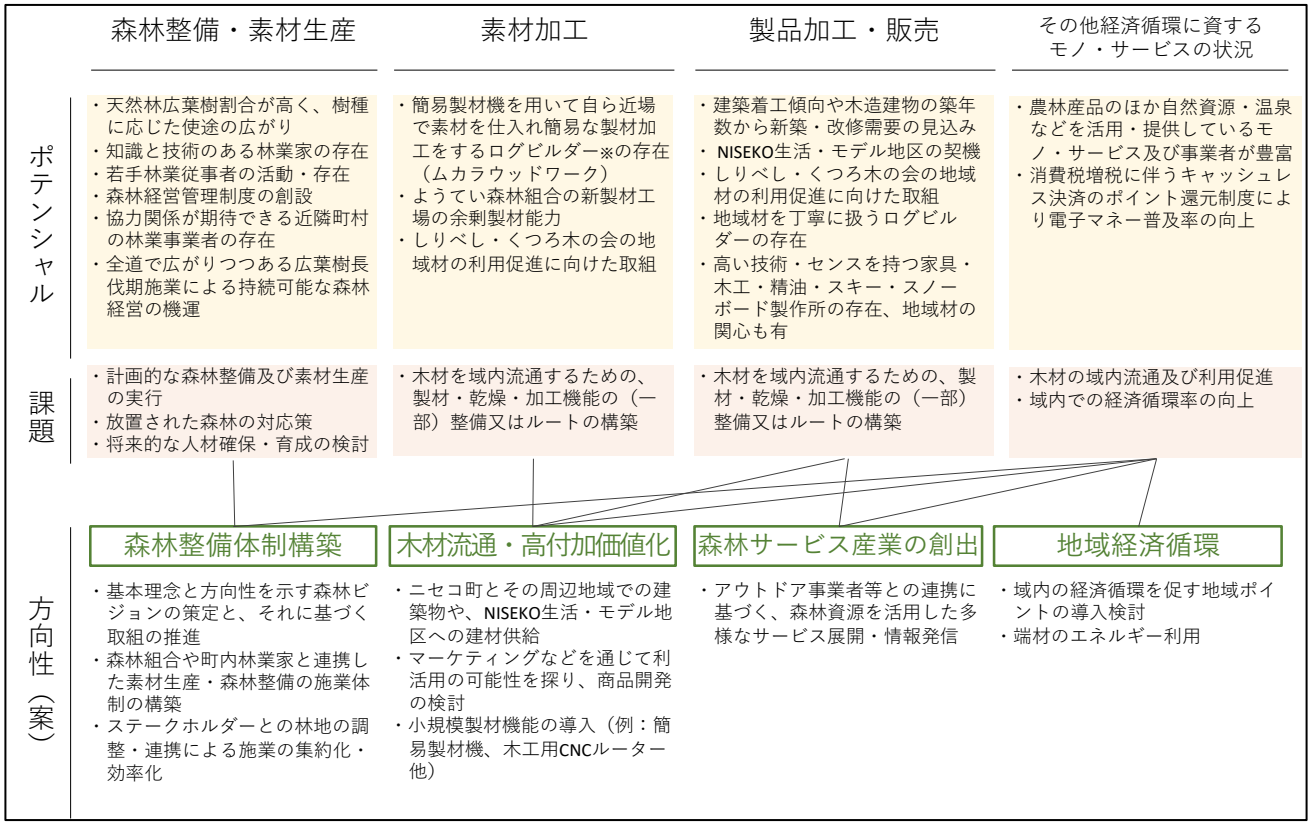

＜地域商社の方向性（案）について＞

【方向性 1：森林整備体制構築】

計画的な森林整備が行われていない課題を解決するために、森林ビジョンの推進の中心的な役割を担う。ビジョンの実現に向け、森林組合や町内林業家と連携した素材生産・森林整備の施業体制の構築や、ステークホルダーと調整・連携し林地を集約化するなど施業の効率化を進める一方で、これらの推進に必要な林業従事者の確保・育成に取り組んでいく。

【方向性 2：木材流通・高付加価値化】

森林整備の体制を構築し、ニセコ町産の木材流通の目処が立った段階で、関係する事業者と連携し、まずはニセコ町とその周辺地域の建築物や、NISEKO 生活・モデル地区等へ建材を供給するとともに、マーケティングなどを通じて利活用の可能性を探り、商品開発を検討するなど、高付加価値化を図る。

また、顧客のニーズに柔軟に応えることができるよう、小規模製材機能（例：簡易製材機、木工用 CNC ルーター他）など、地域内に必要な設備の導入を検討する。

【方向性 3：森林サービス産業の創出】

森林の整備が進んだ段階で、町内のアウトドア関係事業者等の森林空間と親和性のある事業者と連携して観光・健康・教育など森林サービス産業を提供するフィールドとして活用する。雇用機会の創出と収入の安定化・多様化を図るとともに、森林空間における体験を通して、森林の持つ多面的機能に関する情報をわかりやすく伝えるとともに、木や森のあるライフスタイルや森に関する魅力・価値について情報発信なども併せて行う。

【方向性 4：地域経済循環】

木材や農産物をはじめとする域内調達率の高い産品の消費拡大を図り、地域経済の活性化・循環に結びつけるため、ニセコ町の地域特性を踏まえた地域ポイントを導入する。また、製材の過程で生じる端材のエネルギー活用など、地域資源の有効活用も検討していく。

これらの４つの方向性は、「森林整備・素材生産」が進み、ニセコ町産の木材の計画的な出荷が実現すると、「木材流通・高付加価値化」が本格的に稼働することになるとともに、手が入れられてこなかった森林の整備が進むことで「森林サービス産業」を提供するフィールドとしての活用が可能となる。これらが相互に影響しあうよう連関させることで相乗効果が生まれ持続可能な森林経営の推進が期待される。更に、木材をはじめとする農林産品の域内消費を高めるため、地域ポイントなどの取組を仕掛けることで、域内経済循環の実現・発展に結びつけていく。

【図 6-1-3】地域商社の４つの方向性の段階的展開

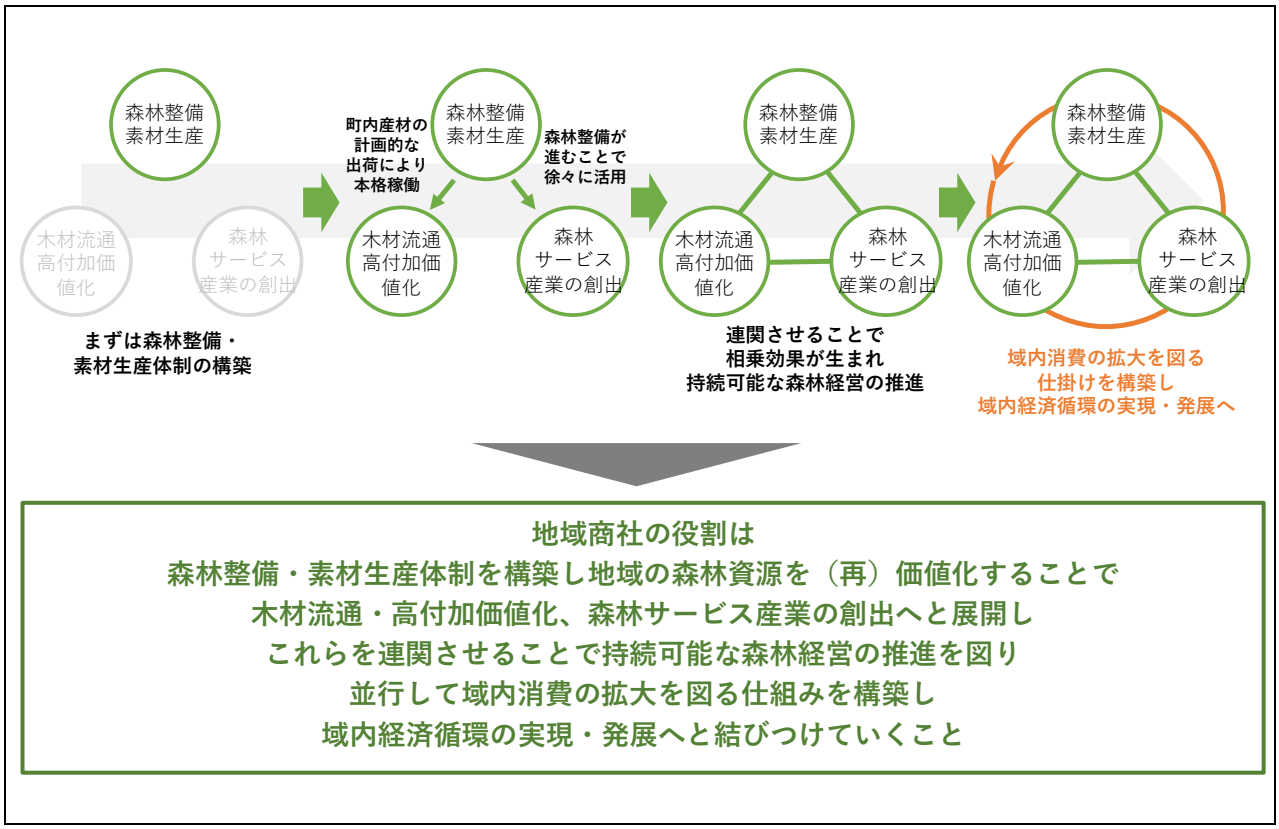

このような展開に向けて、森林経営管理制度及び森林環境譲与税の活用が財源や人員の面で有効である。

森林経営管理制度は、経営や管理が適切に行われていない森林について、市区町村が仲介役となり森林所有者と担い手をつなぐ仕組みである。例えば、まず森林所有者に適切な経営や管理を促すため、「経営や管理の責務」を明確化するとともに、経営や管理が行われていない森林の所有者を対象に意向調査を実施する。調査の結果、経営や管理の委託の申出等があった森林については「経営管理権集積計画」を定め、森林所有者から委託を受けることにより、他の担い手へ再委託するか、あるいは市区町村自ら経営・管理することが可能となる。なお、所有者が不明な森林等においては、一定の手続を経て市区町村が受託することもできる。ニセコ町には、「原野商法」によって細分化され、所有者が不在あるいは不明となった森林が一部に存在している。林野面積としては大きくはないが、森林の荒廃のみならず、隣接する林地の施業に伴う林道や作業道の開設の障害となることも懸念されるため、周辺を含めた一体的で安定的な管理を推進するためにも、森林経営管理制度の活用が有効である。

また、令和元年度より創設された森林環境譲与税は、使途の制約が少ない財源で、上記の森林経営の意向調査や間伐、境界画定、路網整備などのほか、人材・担い手の育成や木材利用の普及啓発に資する公共施設の木質化等、幅広く事業の財源として活用することができる。ただし、その前提として、市区町村が積極的に活用を図っていくことが不可欠と言える。

※民法改正について

政府が予定している民法の改正で、森林の管理責任が大きく見直される見通しとなっており、森林所有者や地域商社を含めた森林整備にも影響を与える可能性がある。

■民法・不動産登記法（所有者不明土地関係）等の改正に関する中間試案

隣接する森林の管理が不十分で自らの土地に損害が及ぶ場合には原因の除去を請求できるなど、従来にない制度の導入が検討されている。民法が対象とするのは民有林（私有林、公有林）だけでなく国有林も含まれるので、国内森林全体の取り扱いに影響が生じることとなる。

「中間試案」には土地問題全般に関する制度見直し事項が多く盛り込まれており、特に森林の管理責任に関わって重要となるのは以下４項目である。

①共有制度の見直し

…共有林などの「変更」や「処分」に関する手続きを簡略化。現行の規定では、共有者全員の同意が必要としているが、これを改め、催告等の手続きを経ても回答しない共有者は対象から除外できるようになる。

②相隣関係規定の見直し

…隣の土地まで伸びた（越境した）枝の切除は、竹木の所有者のみが切り落とせたが、法改正後は越境された側の土地の所有者でも切除できるようになる。また、「管理措置請求制度」では、「林地が管理不全で自己の土地に損害が及ぶ恐れがある場合に、林地の所有者に原因を除去等させる」ことを可能にする。

③土地の所有件放棄を認める制度の創設

…管理費用を負担するなど一定の要件を満たせば所有権放棄を認める制度を新設。

④相続登記申請の義務化

…不動産登記法を改正して相続登記申請を任意から義務に切り替え、違反者に対する罰則も規定する。

（出典｜2020 年 2 月 12 日林政ニュースより抜粋引用）

6-1-2．段階的展開、地域商社の将来の絵姿について

前述の通り、初動は森林整備・素材生産の体制構築から、素材加工、製品加工販売と段階的・波及的に事業の進展度合いに応じて進めていく必要がある。森林サービス事業は、森林整備の進展に応じて段階的展開を図る。地域ポイントの導入は、初動期は実証試験や関係者との協議などにより地域の理解促進と改善点抽出を行い、中期的に本格稼働に向けての導入検討していく。

継続的に事業を推進していくためには、森林・林業・木材産業や木材の利用に関わる幅広い人材の確保・育成が必要となる。近年、森林や林業に関する学科やコースを設けている高校や大学のほか、道府県が設置する林業大学校などの教育機関は増加しているといわれており、北海道においても2020年（令和２年）４月に、道立北の森づくり専門学校が開校される。こうした教育機関の学生をはじめ、林業への就業を希望する人に対し、地域の魅力、仕事の魅力などを情報発信していくとともに、新規就業希望者の受入・支援体制の構築に向け、町内外の関係者と連携・検討して取組を進めていく必要がある。

以上、事業モデルを見出すには領域間の連関を意識しながら、ビジネスとして継続する仕組みを構築する必要がある。各領域で様々な事業者との話し合いを重ねながら、具体化を進めていく。

【図 6-1-4】事業の進展度合いに応じた段階的展開

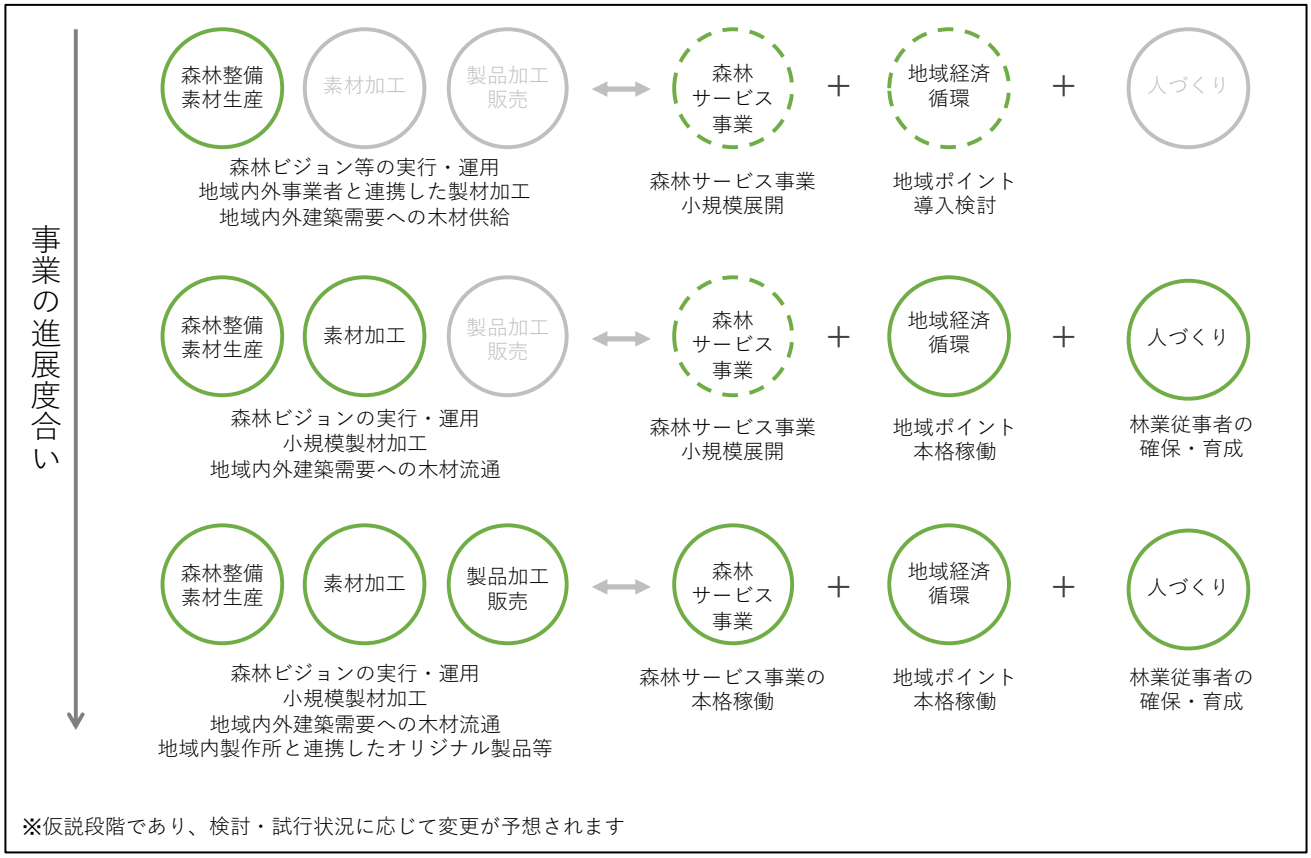

※仮説段階であり、検討・試行状況に応じて変更が予想されます

＜地域商社の将来の絵姿＞

地域商社が川上、川中、川下でそれぞれ機能することで、横串となり、木材調達の流れを一本化することが可能となる。

【図 6-1-5】地域商社の将来の絵姿

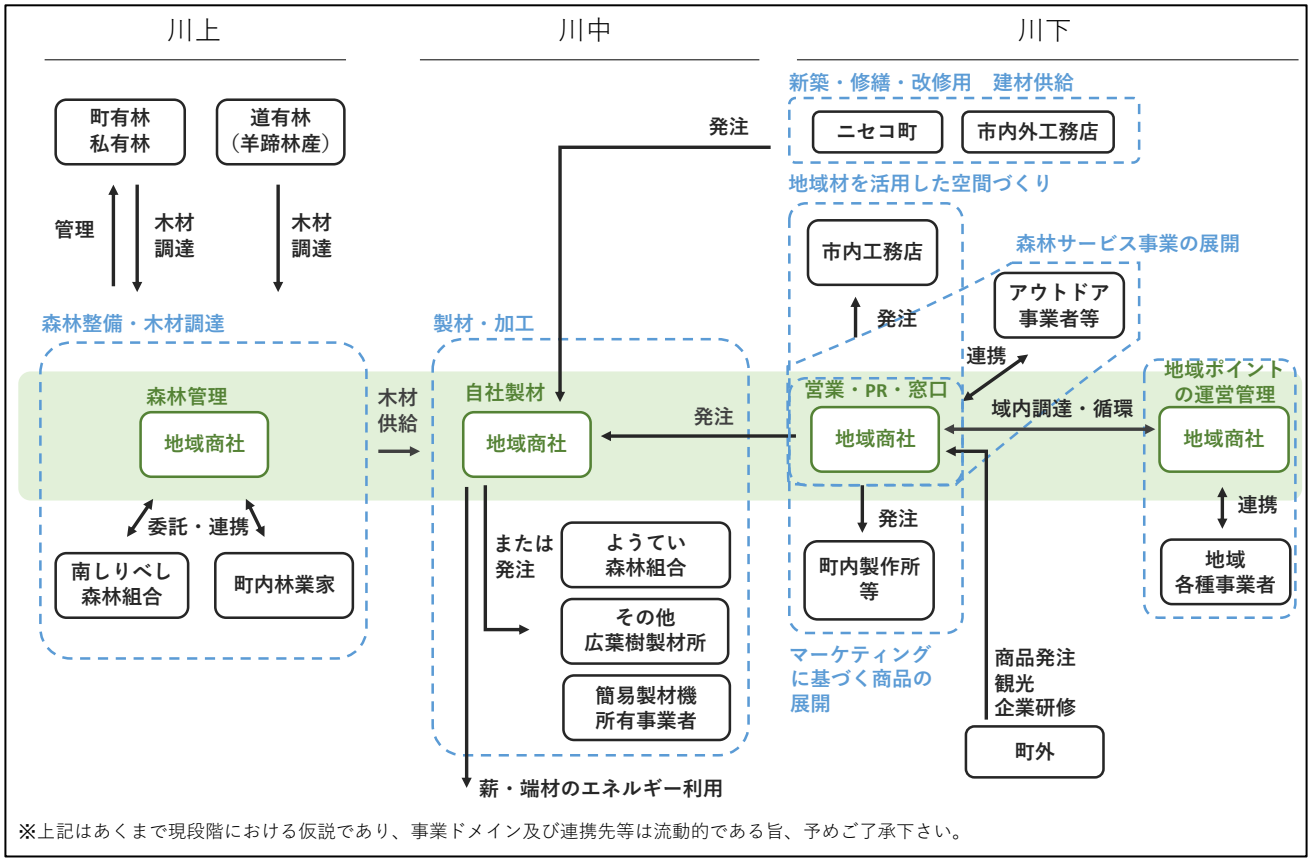

※上記はあくまで現段階における仮説であり、事業領域及び連携先等は流動的です。

6-1-3．地域商社および木材流通の拠点の検討

地域商社の設立向けて、各種設備の保管・設置場所、丸太・木材をストックする場所として拠点が必要となる。今後も候補となる遊休不動産を探るにあたって、他地域での拠点の事例について紹介する。

【事例１：製材・加工工場タイプ（岡山県西粟倉村）】

旧用途	アルバム製造工場
現用途	製材、加工、乾燥、土場、木材・製品の保管倉庫

旧ナカバヤシ岡山工場（写真を保管するアルバム製造工場）を活用した事例。工場にはもちろん製材機や木材加工する機械は全くなく、建物のみのがらんどうの状態から設備を導入。現在、製材所、ユカハリタイルなどの木材加工する加工所、（株）西粟倉・森の学校の事務所として利用されている。

立地：森林組合および土場とは 4 km 圏内の中に位置し、車で 5~10 分程度でアクセスできる。西粟倉 IC も近く、村外への移動もしやすい。

【事例２：移住・起業促進交流タイプ（岡山県西粟倉村）】

旧用途	廃校となった小学校
現用途	飲食店、物販店、オフィス、食品加工施設、養殖場等

1999 年（平成 11 年）に廃校となった「旧影石小学校」の校舎を利用し、「（株）西粟倉・森の学校」（現在、事務所は移転。）の関連会社「エーゼロ（株）」以外にもさまざまなベンチャー企業が

入居している。入口は解放されているため自由に出入りすることができ、ジビエ料理研究家の女性がオーナーを務める食堂兼木製小物販売店や、子ども向けの帽子専門店、日本酒専門店など様々。体育館ではウナギ養殖場として利用されている。

立地：（株）西粟倉・森の学校、森林組合、町役場とは 4 km 圏内の中に位置し、車で 10~15 分程度の距離に位置する。西粟倉 IC 近く、村外への移動もしやすい。

【事例３：木製商品開発工房・まちなか拠点タイプ（岐阜県飛騨市）】

旧用途	空き家（造り酒屋、木製品工場、塩専売など様々）
現用途	工房、カフェ、宿

古川町弐之町の古民家「旧熊崎邸」をリノベーションした事例。旧熊崎邸は、過去には造り酒屋、木製品工場、塩専売など時代のニーズに合わせて柔軟に変化しながら町の中心で繁栄してきた。現在、（株）飛騨の森でクマは踊るの事務所、工房、カフェ、宿として利用されている。

立地：飛騨古川の市街地に位置しており、広葉樹専門製材所からも車で３分でアクセス可。

以上、地域商社機能の具体化、事業の進展状況に応じて川上・川中の木材を加工・ストックする機能だけでなく、地域住民・来訪者との接点や移住・交流を促す拠点としての役割も視野に入れつつ検討を進めていく。

6-2．今後の方向性について

木材の域内調達率向上に向け、地域資源である林業について、生産・加工・活用の内部循環を担うことのできるニセコ町版地域商社設立に向けた仮説構築及び基本設計の検討を行なったが、根本的な課題として「森林整備・素材生産の課題」が浮き彫りとなった。この課題を解決していく為には、長期的な森林の将来像を見据え、ニセコ町の地域特性に応じた森林整備や木材の利活用など、森林づくりの基本理念と方向性を示す「森林ビジョン」の策定が必要である。

「森林ビジョン」の下、地域商社が牽引役・調整役となって、ニセコ町・森林組合・町内林業家などのステークホルダーが連携して体制を整え、具体的な計画を立てて取組を推進していくことで、体系的継続的な森林整備と素材生産の実現が可能になると考える。

地域商社事業とそれに必要な機能を検討していくにあたっては、町産材を調達し、それを木材に加工することのできる体制・機運づくりを町内外の事業者と連携しながら調整するとともに、森林の整備の進捗を見据えながら、町内のアウトドア関連事業者など森林サービス産業に関連のある事業者との関係構築も進めていく。また、木材等の農林産品の域内消費を促す取組として、地域経済の活性化・循環に結びつける地域ポイントについて、関係者の理解促進のための調整や、ニセコ町の地域特性を踏まえた地域ポイントの検討を行なっていく。